

目 次

津市告示

津都市計画の変更

国民健康保険料率の決定

地籍調査の実施

平成30年度固定資産課税台帳登録

財政公表

市道路線の認定

市道路線の区域決定

市道路線の区域変更

市道路線の廃止

市道路線の供用廃止

市道路線の供用開始

認可地縁団体の告示事項の変更

放置自転車の撤去及び保管

津市国民健康保険診療所の使用料及び手数料徴収事務の一部委託

議決を経た予算の公表

犬の登録及び狂犬病予防注射済票交付手数料徴収事務の一部委託

国民健康保険被保険者証の無効

指定緊急避難場所の指定及び指定の取消し

津市公告

予防接種の実施

建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行

建設工事等の条件付一般競争入札の執行

建設工事等の条件付一般競争入札の執行

建設工事等の条件付一般競争入札の執行

建設工事等の条件付一般競争入札の執行

建設工事等の条件付一般競争入札の執行

建設工事等の条件付一般競争入札の執行

建設工事等の条件付一般競争入札の執行

建設工事等の条件付一般競争入札の執行

建設工事等の条件付一般競争入札の執行

犬の抑留

平成30年度津市救急・健康相談ダイヤル24事業業務委託に係る条件付一般競争入札の執行

市有財産売却に係る一般競争入札の執行

三重短期大学学務等電算処理システム機器等賃貸借及び保守・サポート業務業務委託に係るプロポーザルの実施

平成30年3月分津市農用地利用集積計画の決定

犬の抑留
開発行為に係る工事の完了
開発行為に係る工事の完了
津市上下水道事業公告
建設工事等の事後審査型条件付一般競争入札の執行
津市選挙管理委員会告示
津市選挙管理委員会委員長の選挙
津市選挙管理委員会委員長の職務を代理すべき者の指定
津市議会議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書
※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第 5 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により、都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を公衆の縦覧に供する。

平成 3 0 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市計画の種類及び名称

津都市計画地区計画

上野地区地区計画

桜橋三丁目地区地区計画

2 都市計画を定める土地の地区

都市計画の図書において表示する。

3 縦覧場所

津市都市計画部都市政策課

津市告示第54号

平成30年度における一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率及び後期高齢者支援金等賦課額の保険料率並びに介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率について、津市国民健康保険条例（平成18年津市条例第134号）第12条第1項、第16条の5第1項及び第20条第1項の規定に基づき次のとおり決定したので、同条例第12条第3項、第16条の5第3項及び第20条第3項の規定により告示する。

平成30年4月1日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 一般被保険者に係る基礎賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 100分の8.0
 - (2) 被保険者均等割 一般被保険者1人につき29,100円
 - (3) 世帯別平等割 1世帯につき21,600円
- 2 一般被保険者に係る後期高齢者支援金等賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 100分の2.9
 - (2) 被保険者均等割 一般被保険者1人につき10,500円
 - (3) 世帯別平等割 1世帯につき7,600円
- 3 介護納付金賦課被保険者に係る介護納付金賦課額の保険料率
 - (1) 所得割 100分の2.9
 - (2) 被保険者均等割 一般被保険者1人につき12,500円
 - (3) 世帯別平等割 1世帯につき6,000円

津市告示第 5 5 号

国土調査法（昭和 2 6 年法律第 1 8 0 号）第 6 条の 4 第 1 項の規定により、次の区域の地籍調査を実施するので、同法第 7 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 3 0 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 事業計画が定められた年月日

平成 3 0 年 4 月 1 日

2 調査を行う者の名称

津市

3 調査地域

香良洲②、香良洲③、家所 4、林川原⑦、河芸①、河芸②、外山 2 及び五百野

4 調査期間

上記調査地域のうち香良洲②、香良洲③、家所 4 及び林川原⑦は、告示の日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで、河芸①、河芸②、外山 2 及び五百野は、告示の日から平成 3 0 年 9 月 2 8 日まで

津市告示第 5 6 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 0 条第 1 項の規定に基づき平成 3 0 年度に係る固定資産の価格等を決定し、同法第 4 1 1 条第 1 項の規定により固定資産課税台帳に登録したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 3 0 年 4 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市告示第 5 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 3 条の 3 第 1 項及び津市財政公表条例（平成 1 8 年津市条例第 5 1 号）第 3 条の規定により、平成 3 0 年 2 月 2 8 日現在の財政状況を次のとおり告示する。

平成 3 0 年 4 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

公表内容

- 1 会計別歳入歳出予算の執行状況
- 2 一般会計予算の収入及び目的別支出状況
- 3 市債の状況
- 4 基金の状況
- 5 市有財産の状況
- 6 市税の負担状況

津市告示第 5 8 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 9 条の規定に基づき、次のように道路を認定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 3 0 年 4 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
3 9 1 4	観音寺町第 1 9 号線	津市観音寺町	
		津市観音寺町	
3 9 1 5	観音寺町第 2 0 号線	津市観音寺町	
		津市観音寺町	
3 9 1 6	観音寺町第 2 1 号線	津市観音寺町	
		津市観音寺町	
3 9 1 7	観音寺町第 2 2 号線	津市観音寺町	
		津市観音寺町	
3 9 1 8	上浜町第 8 5 号線	津市上浜町六丁目	
		津市上浜町六丁目	
3 9 1 9	上浜町第 8 6 号線	津市上浜町六丁目	
		津市上浜町六丁目	
3 9 2 0	上浜町第 8 7 号線	津市上浜町六丁目	
		津市上浜町六丁目	
4 3 4 8	大園町第 9 号線	津市大園町	
		津市大園町	
4 3 4 9	美川町第 9 号線	津市美川町	
		津市美川町	
4 3 5 0	押加部町第 8 号線	津市押加部町	
		津市押加部町	

5 5 3 4	奥青谷第 7 号線	津市半田	
		津市半田	
5 5 3 5	奥青谷第 8 号線	津市垂水	
		津市垂水	
6 4 7 7	垂水第 7 1 号線	津市垂水	
		津市垂水	
6 4 7 8	垂水第 7 2 号線	津市垂水	
		津市垂水	
6 4 7 9	垂水第 7 3 号線	津市垂水	
		津市垂水	
6 4 8 0	垂水第 7 4 号線	津市垂水	
		津市垂水	
6 4 8 1	垂水第 7 5 号線	津市垂水	
		津市垂水	
6 4 8 2	津興垂水第 1 号線	津市津興	
		津市垂水	
6 4 8 3	大倉第 1 号線	津市大倉	
		津市大倉	
6 4 8 4	藤方第 4 0 号線	津市藤方	
		津市藤方	
7 4 5 7	高茶屋小森山第 4 3 号線	津市高茶屋小森町	
		津市高茶屋小森町	
7 4 5 8	高茶屋小森山第 4 4 号線	津市高茶屋小森町	
		津市高茶屋小森町	
7 4 5 9	高茶屋小森山第 4 5 号線	津市高茶屋小森町	
		津市高茶屋小森町	
7 4 6 0	高茶屋小森山第 4 6 号線	津市高茶屋小森町	
		津市高茶屋小森町	
7 4 6 1	雲出本郷町第 5 1 号線	津市雲出本郷町	
		津市雲出本郷町	
2 5 3 3	東鷹跡 1 8 号線	津市久居東鷹跡町	
		津市久居東鷹跡町	

2 5 3 4	西鷹跡 2 5 号線	津市久居西鷹跡町	
		津市久居西鷹跡町	
2 5 3 5	中町 1 8 号線	津市久居中町	
		津市久居中町	
2 5 3 6	元町 5 5 号線	津市久居元町	
		津市久居元町	
2 5 3 7	元町 5 6 号線	津市久居元町	
		津市久居元町	
2 5 3 8	野村 6 5 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2 5 3 9	野村 6 6 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2 5 4 0	野村 6 7 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2 5 4 1	野村 6 8 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
2 5 4 2	西鷹跡 2 6 号線	津市久居西鷹跡町	
		津市久居西鷹跡町	
2 5 8 3	中別保貝裏 1 号線	津市河芸町中別保	
		津市河芸町中別保	
4 6 0 3	浜田 5 号線	津市河芸町浜田	
		津市河芸町浜田	
4 6 0 4	浜田 6 号線	津市河芸町浜田	
		津市河芸町浜田	
7 5 4 9	八太 5 1 2 号線	津市一志町八太	
		津市一志町八太	
1 3 1 1	白塚団地第 3 7 号線	津市白塚町	
		津市白塚町	
1 3 1 2	白塚団地第 3 8 号線	津市白塚町	
		津市白塚町	
2 6 3 4	大里山室町第 1 5 号線	津市大里山室町	
		津市大里山室町	

2 6 3 5	大里野田町第 1 3 号線	津市大里野田町	
		津市大里野田町	
4 3 5 1	中河原第 1 4 号線	津市中河原	
		津市中河原	
5 5 3 6	神戸第 4 7 号線	津市神戸	
		津市神戸	
5 5 3 7	神戸第 4 8 号線	津市神戸	
		津市神戸	
6 4 8 5	阿漕町第 1 0 号線	津市津興	
		津市津興	
6 4 8 6	垂水第 7 6 号線	津市垂水	
		津市垂水	
6 4 8 7	藤方第 4 1 号線	津市藤方	
		津市藤方	
7 4 6 2	高茶屋第 6 号線	津市高茶屋一丁目	
		津市高茶屋一丁目	
2 5 4 3	野村 6 9 号線	津市久居野村町	
		津市久居野村町	
3 8 4 5	今徳妙法寺 4 号線	津市安濃町妙法寺	
		津市安濃町今徳	
2 6 3 6	大里小野田町第 1 0 号線	津市大里小野田町	
		津市大里小野田町	
2 6 3 7	大里小野田町睦合町第 1 号線	津市大里小野田町	
		津市大里睦合町	
2 6 3 8	大里睦合町第 2 0 号線	津市大里睦合町	
		津市大里睦合町	
6 5 1 2	入野若柚 1 号線	津市一志町波瀬	
		津市一志町波瀬	
2 2 9 1	神田八ツ組 1 号線	津市白山町川口	
		津市白山町川口	
6 4 8 8	藤方第 2 号線	津市津興	
		津市藤方	

津市告示第 5 9 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を決定した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 3 0 年 4 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

整理番号	路 線 名	区域決定の区間	延 長 m
			幅 員 m
3 9 1 4	観音寺町第 1 9 号線	津市観音寺町 6 8 3 番 2 から	88.2 m
		津市観音寺町 6 8 3 番 1 まで	6.0m～7.2m
3 9 1 5	観音寺町第 2 0 号線	津市観音寺町 6 7 9 番から	38.5 m
		津市観音寺町 6 8 3 番 1 まで	6.0m～13.1m
3 9 1 6	観音寺町第 2 1 号線	津市観音寺町 6 7 3 番から	74.0 m
		津市観音寺町 6 7 9 番まで	6.0m～13.6m
3 9 1 7	観音寺町第 2 2 号線	津市観音寺町 6 9 9 番 2 から	50.6 m
		津市観音寺町 6 0 4 番 3 2 7 まで	6.0m～13.1m
3 9 1 8	上浜町第 8 5 号線	津市上浜町六丁目 3 番 1 3 から	65.5 m
		津市上浜町六丁目 3 番 1 まで	6.0m
3 9 1 9	上浜町第 8 6 号線	津市上浜町六丁目 3 番 1 から	14.9 m
		津市上浜町六丁目 4 番 2 まで	6.0m～9.6m
3 9 2 0	上浜町第 8 7 号線	津市上浜町六丁目 1 7 4 番 9 から	28.8 m
		津市上浜町六丁目 1 7 4 番 8 まで	4.0m
4 3 4 8	大園町第 9 号線	津市大園町 8 6 番 6 から	50.0 m
		津市大園町 8 6 番 1 まで	6.0m～13.1m
4 3 4 9	美川町第 9 号線	津市美川町 1 4 番 1 から	99.3 m
		津市美川町 1 4 番 8 まで	4.0m～10.1m
4 3 5 0	押加部町第 8 号線	津市押加部町 5 5 5 番 1 3 から	30.3 m
		津市押加部町 5 5 5 番 1 0 まで	6.0m～12.2m
5 5 3 4	奥青谷第 7 号線	津市半田字奥青谷 3 4 2 2 番 1 から	167.4 m
		津市半田字奥青谷 3 4 2 3 番まで	4.0m～13.1m
5 5 3 5	奥青谷第 8 号線	津市垂水字西焼尾 2 6 0 9 番 7 から	30.0 m
		津市垂水字西焼尾 2 6 0 9 番 3 まで	6.0m～13.1m
6 4 7 7	垂水第 7 1 号線	津市垂水字池ノ谷 7 9 3 番 1 から	278.4 m
		津市垂水字池ノ谷 2 7 8 6 番まで	5.3m～14.3m
6 4 7 8	垂水第 7 2 号線	津市垂水字池ノ谷 7 9 3 番 1 から	237.7 m
		津市垂水字池ノ谷 2 7 8 9 番 1 まで	6.0m～13.2m
6 4 7 9	垂水第 7 3 号線	津市垂水字池ノ谷 2 7 8 6 番から	51.5 m
		津市垂水字池ノ谷 2 7 8 7 番まで	6.0m～13.3m

6 4 8 0	垂水第 7 4 号線	津市垂水字真ヶ坪 3 5 3 番 1 0 から	74.9 m
		津市垂水字真ヶ坪 4 2 7 番 3 まで	5.5m～9.0m
6 4 8 1	垂水第 7 5 号線	津市垂水字下境 9 9 5 番 1 から	47.3 m
		津市垂水字下境 9 9 5 番 3 まで	6.0m～9.5m
6 4 8 2	津興垂水第 1 号線	津市津興字四ツ辻 2 8 7 1 番から	30.8 m
		津市垂水字丸山 2 2 0 番 3 まで	5.4m～9.0m
6 4 8 3	大倉第 1 号線	津市大倉 1 3 番 2 から	51.0 m
		津市大倉 1 3 番 3 9 まで	6.0m～14.2m
6 4 8 4	藤方第 4 0 号線	津市藤方字黒木 1 6 番 1 から	49.0 m
		津市藤方字黒木 1 6 番 1 1 まで	6.0m～12.7m
7 4 5 7	高茶屋小森山第 4 3 号線	津市高茶屋小森町字向 1 7 1 9 番 1 4 から	73.7 m
		津市高茶屋小森町字向山 1 7 1 8 番 6 まで	6.0m～12.6m
7 4 5 8	高茶屋小森山第 4 4 号線	津市高茶屋小森町字向山 1 7 2 0 番 2 4 から	69.0 m
		津市高茶屋小森町字向山 1 7 1 9 番 5 まで	6.0m～13.3m
7 4 5 9	高茶屋小森山第 4 5 号線	津市高茶屋小森町字向山 2 3 0 2 番から	57.0 m
		津市高茶屋小森町字向山 2 2 7 0 番まで	6.0m～10.3m
7 4 6 0	高茶屋小森山第 4 6 号線	津市高茶屋小森町字向山 1 7 0 6 番 1 9 8 から	240.2 m
		津市高茶屋小森町字向山 1 7 0 6 番 2 0 8 まで	6.0m～13.1m
7 4 6 1	雲出本郷町第 5 1 号線	津市雲出本郷町字松縄 1 7 5 2 番 2 から	131.3 m
		津市雲出本郷町字松縄 1 7 5 9 番 5 まで	18.1m～18.5m
2 5 3 3	東鷹跡 1 8 号線	津市久居東鷹跡町 2 1 4 番から	52.5 m
		津市久居東鷹跡町 7 4 番 2 まで	6.0m～9.7m
2 5 3 4	西鷹跡 2 5 号線	津市久居西鷹跡町 4 9 4 番 3 4 から	123.4 m
		津市久居西鷹跡町 4 8 2 番まで	6.0m～9.5m
2 5 3 5	中町 1 8 号線	津市久居中町 1 0 3 番 1 から	74.3 m
		津市久居中町 1 7 7 番 1 まで	6.0m～13.2m
2 5 3 6	元町 5 5 号線	津市久居元町字中藪 2 1 9 2 番 3 から	65.1 m
		津市久居元町字中藪 2 1 9 2 番 1 まで	6.0m～8.9m
2 5 3 7	元町 5 6 号線	津市久居元町字北出 2 2 6 1 番 3 から	42.0 m
		津市久居元町字北出 2 2 6 1 番 1 まで	6.0m～10.5m
2 5 3 8	野村 6 5 号線	津市久居野村町字駒屋 5 7 2 番 1 から	105.0 m
		津市久居野村町字駒屋 5 7 2 番 2 0 まで	6.0m～9.8m

2 5 3 9	野村 6 6 号線	津市久居野村町字八丁 9 0 7 番から	58.6 m
		津市久居野村町字八丁 9 0 8 番 1 まで	6.0m～13.1m
2 5 4 0	野村 6 7 号線	津市久居野村町字八丁 9 0 8 番 2 から	25.5 m
		津市久居野村町字八丁 9 0 9 番 1 まで	6.0m～13.0m
2 5 4 1	野村 6 8 号線	津市久居野村町字小膳田 7 4 2 番 1 から	45.4 m
		津市久居野村町字小膳田 7 4 2 番まで	6.0m～9.0m
2 5 4 2	西鷹跡 2 6 号線	津市久居西鷹跡町 6 1 7 番 1 から	22.0 m
		津市久居西鷹跡町 6 1 7 番 5 まで	5.0m～9.2m
2 5 8 3	中別保貝裏 1 号線	津市河芸町中別保字貝裏 2 4 8 番 1 から	58.1 m
		津市河芸町中別保字貝裏 2 4 8 番 7 まで	6.0m～7.4m
4 6 0 3	浜田 5 号線	津市河芸町浜田字小脇 1 6 8 番 1 から	241.5 m
		津市河芸町浜田字小脇 1 8 1 番まで	6.0m～13.3m
4 6 0 4	浜田 6 号線	津市河芸町浜田字小脇 2 1 8 番 9 から	60.7 m
		津市河芸町浜田字小脇 1 9 7 番 2 まで	6.0m～9.2m
7 5 4 9	八太 5 1 2 号線	津市一志町八太字鯨 1 6 6 9 番 1 から	60.6 m
		津市一志町八太字鯨 1 6 6 9 番 1 6 まで	6.0m～13.8m
1 3 1 1	白塚団地第 3 7 号線	津市白塚町字白池 3 2 2 番 2 から	169.9 m
		津市白塚町字白池 2 2 7 番 2 6 まで	6.3m～14.6m
1 3 1 2	白塚団地第 3 8 号線	津市白塚町字白池 2 2 7 番 1 8 から	100.4 m
		津市白塚町字白池 2 2 7 番 1 5 まで	5.3m～12.4m
2 6 3 4	大里山室町第 1 5 号線	津市大里山室町字西川原 2 4 4 7 番 3 から	161.5 m
		津市大里山室町字西川原 2 4 9 9 番 3 まで	2.8m～5.4m
2 6 3 5	大里野田町第 1 3 号線	津市大里野田町字南所 1 8 7 3 番から	293.6 m
		津市大里野田町字南所 1 7 9 5 番まで	5.0m～15.3m
4 3 5 1	中河原第 1 4 号線	津市中河原字筒之口 2 0 0 3 番 2 8 から	96.5 m
		津市中河原字筒之口 2 0 0 3 番 2 7 まで	5.0m～7.0m
5 5 3 6	神戸第 4 7 号線	津市神戸字北浦 9 7 6 番 4 から	86.8 m
		津市神戸字北浦 9 7 5 番 1 まで	4.0m～5.0m
5 5 3 7	神戸第 4 8 号線	津市神戸字乙木 4 4 0 8 番 1 から	102.6 m
		津市神戸字乙木 4 4 1 1 まで	3.2m～5.5m
6 4 8 5	阿漕町第 1 0 号線	津市津興字南阿漕田 1 0 2 9 番 2 から	102.8 m
		津市津興字南阿漕田 1 9 2 番まで	2.7m～4.4m

6 4 8 6	垂水第 7 6 号線	津市垂水字法ヶ広 1 9 0 7 番 3 から	307.2 m
		津市垂水字法ヶ広 3 2 8 2 番まで	3.7m～7.3m
6 4 8 7	藤方第 4 1 号線	津市藤方字亀ノ越 9 6 2 番 1 から	275.6 m
		津市藤方字林跡 8 4 3 番 3 1 まで	5.7m～12.2m
7 4 6 2	高茶屋第 6 号線	津市高茶屋一丁目 4 5 9 番 3 から	203.9 m
		津市高茶屋一丁目 4 5 6 番まで	5.1m～10.1m
2 5 4 3	野村 6 9 号線	津市久居野村町字山神 4 1 0 番 4 3 から	23.3 m
		津市久居野村町字山神 4 1 0 番 4 3 まで	4.5m～9.0m
3 8 4 5	今徳妙法寺 4 号線	津市安濃町妙法寺字立石 3 0 4 番 8 から	24.3 m
		津市安濃町今徳字川原 1 3 6 7 番 8 まで	6.2m～10.8m
2 6 3 6	大里小野田町第 1 0 号線	津市大里小野田町字古里 1 0 1 0 番から	61.0 m
		津市大里小野田町字古里 1 0 0 8 番まで	3.5m～4.3m
2 6 3 7	大里小野田睦合町第 1 号線	津市大里小野田町字古里 3 0 2 4 番から	945.4 m
		津市大里睦合町字河崎 3 1 2 7 番まで	2.1m～10.1m
2 6 3 8	大里睦合町第 2 0 号線	津市大里睦合町字古川 2 9 4 3 番 1 から	181.5 m
		津市大里睦合町字古川 2 9 4 3 番 1 まで	4.0m～5.1m
6 5 1 2	入野若杉 1 号線	津市一志町波瀬 8 5 0 7 番から	1176.0 m
		津市一志町波瀬 5 5 6 5 番 3 まで	9.0m～12.2m
2 2 9 1	神田八ツ組 1 号線	津市白山町川口字神田 8 1 5 0 番から	1705.0 m
		津市白山町川口字八ツ組 5 7 7 7 番 7 まで	7.8m～25.3m
6 4 8 8	藤方第 2 号線	津市津興字高砂 4 9 番 1 から	1107.3 m
		津市藤方字亀ノ越 8 2 9 番まで	3.6m～18.0m

津市告示第 6 0 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき、次のように道路の区域を変更した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 3 0 年 4 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

1 路線名 3 4 9 1 一色納所町第 1 号線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市北河路町字位田 4 4 番地先から 津市北河路町字位田 4 5 番 1 地先まで	新	4.0～20.0	83.6

2 路線名 1 1 3 5 新町野口線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市久居新町字東口 9 0 5 番 2 地先から 津市久居新町字東口 9 1 7 番 3 地先まで	旧	7.6～47.5	277.3
津市久居新町字東口 9 0 5 番 2 地先から 津市久居新町字東口 9 1 7 番 3 地先まで	新	17.0	251.9
津市久居新町字東口 9 0 5 番 7 地先から 津市久居新町字東口 9 4 3 番 2 地先まで	新	17.0	167.0

3 路線名 2 一色浜田線

道路の区域

区域	新旧の別	幅員（m）	延長（m）
津市河芸町浜田字黒田 1 9 2 4 番 2 地先から 津市河芸町浜田字黒田 1 8 8 4 番 1 0 地先まで	新	6.0～8.2	104.0

4 路線名 4 河芸町島崎町線
道路の区域

区域	新旧の別	幅員 (m)	延長 (m)
津市河芸町上野字上芦原 1 2 6 7 番 3 地先 から 津市河芸町影重字浜新田 3 1 1 1 番地先ま で	旧	12.0	1974.8
津市河芸町上野字上芦原 1 2 6 7 番 3 地先 から 津市河芸町影重字浜新田 3 1 1 1 番地先ま で	新	12.0	1974.8
津市河芸町上野字上芦原 1 2 6 7 番 3 地先 から 津市河芸町影重字浜新田 3 1 1 1 番地先ま で	新	4.0～22.8	1870.0

津市告示第 6 1 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 1 項及び第 3 項の規定に基づき、次のように道路を廃止した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 3 0 年 4 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

整理番号	路 線 名	起 点	重要な経過地
		終 点	
6 2 1 0	藤方第 2 号線	津市津興	
		津市藤方	
6 4 7 5	藤方第 3 9 号線	津市藤方	
		津市藤方	
2 4 5	辰新田 2 号線	津市香良洲町	
		津市香良洲町	

津市告示第 6 2 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を廃止した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 3 0 年 4 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

整理番号	路 線 名	供 用 廃 止 の 区 間	供用廃止 年月日
4 3 0	東三ツ谷奥ノ谷線	津市芸濃町棕本字東三ツ谷 5 4 7 9 番地先から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市芸濃町棕本字東三ツ谷 5 4 7 7 番地先まで	
1 0 0 2	見栗 1 号線	津市美杉町竹原字見栗 3 9 2 0 番 1 2 地先から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市美杉町竹原字見栗 3 9 2 0 番 1 2 地先まで	
1 0 0 4	見栗 3 号線	津市美杉町竹原字見栗 3 9 5 6 番地先から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市美杉町竹原字見栗 3 9 5 4 番地先まで	

津市告示第 6 3 号

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始した。

その関係図面は、津市建設部建設政策課において、告示の日から 2 週間一般の縦覧に供する。

平成 3 0 年 4 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

整理番号	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始 年月日
3 9 1 4	観音寺町第 1 9 号線	津市観音寺町 6 8 3 番 2 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市観音寺町 6 8 3 番 1 まで	
3 9 1 5	観音寺町第 2 0 号線	津市観音寺町 6 7 9 番から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市観音寺町 6 8 3 番 1 まで	
3 9 1 6	観音寺町第 2 1 号線	津市観音寺町 6 7 3 番から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市観音寺町 6 7 9 番まで	
3 9 1 7	観音寺町第 2 2 号線	津市観音寺町 6 9 9 番 2 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市観音寺町 6 0 4 番 3 2 7 まで	
3 9 1 8	上浜町第 8 5 号線	津市上浜町六丁目 3 番 1 3 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市上浜町六丁目 3 番 1 まで	
3 9 1 9	上浜町第 8 6 号線	津市上浜町六丁目 3 番 1 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市上浜町六丁目 4 番 2 まで	
3 9 2 0	上浜町第 8 7 号線	津市上浜町六丁目 1 7 4 番 9 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市上浜町六丁目 1 7 4 番 8 まで	
4 3 4 8	大園町第 9 号線	津市大園町 8 6 番 6 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市大園町 8 6 番 1 まで	
4 3 4 9	美川町第 9 号線	津市美川町 1 4 番 1 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市美川町 1 4 番 8 まで	
4 3 5 0	押加部町第 8 号線	津市押加部町 5 5 5 番 1 3 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市押加部町 5 5 5 番 1 0 まで	
5 5 3 4	奥青谷第 7 号線	津市半田字奥青谷 3 4 2 2 番 1 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市半田字奥青谷 3 4 2 3 番まで	
5 5 3 5	奥青谷第 8 号線	津市垂水字西焼尾 2 6 0 9 番 7 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市垂水字西焼尾 2 6 0 9 番 3 まで	
6 4 7 7	垂水第 7 1 号線	津市垂水字池ノ谷 7 9 3 番 1 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市垂水字池ノ谷 2 7 8 6 番まで	
6 4 7 8	垂水第 7 2 号線	津市垂水字池ノ谷 7 9 3 番 1 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市垂水字池ノ谷 2 7 8 9 番 1 まで	
6 4 7 9	垂水第 7 3 号線	津市垂水字池ノ谷 2 7 8 6 番から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市垂水字池ノ谷 2 7 8 7 番まで	

6 4 8 0	垂水第 7 4 号線	津市垂水字真ヶ坪 3 5 3 番 1 0 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市垂水字真ヶ坪 4 2 7 番 3 まで	
6 4 8 1	垂水第 7 5 号線	津市垂水字下境 9 9 5 番 1 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市垂水字下境 9 9 5 番 3 まで	
6 4 8 2	津興垂水第 1 号線	津市津興字四ツ辻 2 8 7 1 番から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市垂水字丸山 2 2 0 番 3 まで	
6 4 8 3	大倉第 1 号線	津市大倉 1 3 番 2 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市大倉 1 3 番 3 9 まで	
6 4 8 4	藤方第 4 0 号線	津市藤方字黒木 1 6 番 1 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市藤方字黒木 1 6 番 1 1 まで	
7 4 5 7	高茶屋小森山第 4 3 号線	津市高茶屋小森町字向 1 7 1 9 番 1 4 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市高茶屋小森町字向山 1 7 1 8 番 6 まで	
7 4 5 8	高茶屋小森山第 4 4 号線	津市高茶屋小森町字向山 1 7 2 0 番 2 4 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市高茶屋小森町字向山 1 7 1 9 番 5 まで	
7 4 5 9	高茶屋小森山第 4 5 号線	津市高茶屋小森町字向山 2 3 0 2 番から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市高茶屋小森町字向山 2 2 7 0 番まで	
7 4 6 0	高茶屋小森山第 4 6 号線	津市高茶屋小森町字向山 1 7 0 6 番 1 9 8 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市高茶屋小森町字向山 1 7 0 6 番 2 0 8 まで	
7 4 6 1	雲出本郷町第 5 1 号線	津市雲出本郷町字松縄 1 7 5 2 番 2 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市雲出本郷町字松縄 1 7 5 9 番 5 まで	
2 5 3 3	東鷹跡 1 8 号線	津市久居東鷹跡町 2 1 4 番から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市久居東鷹跡町 7 4 番 2 まで	
2 5 3 4	西鷹跡 2 5 号線	津市久居西鷹跡町 4 9 4 番 3 4 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市久居西鷹跡町 4 8 2 番まで	
2 5 3 5	中町 1 8 号線	津市久居中町 1 0 3 番 1 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市久居中町 1 7 7 番 1 まで	
2 5 3 6	元町 5 5 号線	津市久居元町字中藪 2 1 9 2 番 3 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市久居元町字中藪 2 1 9 2 番 1 まで	
2 5 3 7	元町 5 6 号線	津市久居元町字北出 2 2 6 1 番 3 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市久居元町字北出 2 2 6 1 番 1 まで	
2 5 3 8	野村 6 5 号線	津市久居野村町字駒屋 5 7 2 番 1 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市久居野村町字駒屋 5 7 2 番 2 0 まで	

2 5 3 9	野村 6 6 号線	津市久居野村町字八丁 9 0 7 番から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市久居野村町字八丁 9 0 8 番 1 まで	
2 5 4 0	野村 6 7 号線	津市久居野村町字八丁 9 0 8 番 2 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市久居野村町字八丁 9 0 9 番 1 まで	
2 5 4 1	野村 6 8 号線	津市久居野村町字小膳田 7 4 2 番 1 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市久居野村町字小膳田 7 4 2 番まで	
2 5 4 2	西鷹跡 2 6 号線	津市久居西鷹跡町 6 1 7 番 1 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市久居西鷹跡町 6 1 7 番 5 まで	
2 5 8 3	中別保貝裏 1 号線	津市河芸町中別保字貝裏 2 4 8 番 1 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市河芸町中別保字貝裏 2 4 8 番 7 まで	
4 6 0 3	浜田 5 号線	津市河芸町浜田字小脇 1 6 8 番 1 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市河芸町浜田字小脇 1 8 1 番まで	
4 6 0 4	浜田 6 号線	津市河芸町浜田字小脇 2 1 8 番 9 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市河芸町浜田字小脇 1 9 7 番 2 まで	
7 5 4 9	八太 5 1 2 号線	津市一志町八太字鮫 1 6 6 9 番 1 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市一志町八太字鮫 1 6 6 9 番 1 6 まで	
1 3 1 1	白塚団地第 3 7 号線	津市白塚町字白池 3 2 2 番 2 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市白塚町字白池 2 2 7 番 2 6 まで	
1 3 1 2	白塚団地第 3 8 号線	津市白塚町字白池 2 2 7 番 1 8 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市白塚町字白池 2 2 7 番 1 5 まで	
2 6 3 4	大里山室町第 1 5 号線	津市大里山室町字西川原 2 4 4 7 番 3 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市大里山室町字西川原 2 4 9 9 番 3 まで	
2 6 3 5	大里野田町第 1 3 号線	津市大里野田町字南所 1 8 7 3 番から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市大里野田町字南所 1 7 9 5 番まで	
4 3 5 1	中河原第 1 4 号線	津市中河原字筒之口 2 0 0 3 番 2 8 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市中河原字筒之口 2 0 0 3 番 2 7 まで	
5 5 3 6	神戸第 4 7 号線	津市神戸字北浦 9 7 6 番 4 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市神戸字北浦 9 7 5 番 1 まで	
5 5 3 7	神戸第 4 8 号線	津市神戸字乙木 4 4 0 8 番 1 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市神戸字乙木 4 4 1 1 まで	
6 4 8 5	阿漕町第 1 0 号線	津市津興字南阿漕田 1 0 2 9 番 2 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市津興字南阿漕田 1 9 2 番まで	

6 4 8 6	垂水第 7 6 号線	津市垂水字法ヶ広 1 9 0 7 番 3 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市垂水字法ヶ広 3 2 8 2 番まで	
6 4 8 7	藤方第 4 1 号線	津市藤方字亀ノ越 9 6 2 番 1 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市藤方字林跡 8 4 3 番 3 1 まで	
7 4 6 2	高茶屋第 6 号線	津市高茶屋一丁目 4 5 9 番 3 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市高茶屋一丁目 4 5 6 番まで	
2 5 4 3	野村 6 9 号線	津市久居野村町字山神 4 1 0 番 4 3 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市久居野村町字山神 4 1 0 番 4 3 まで	
3 8 4 5	今徳妙法寺 4 号線	津市安濃町妙法寺字立石 3 0 4 番 8 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市安濃町今徳字川原 1 3 6 7 番 8 まで	
2 6 3 6	大里小野田町第 1 0 号線	津市大里小野田町字古里 1 0 1 0 番から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市大里小野田町字古里 1 0 0 8 番まで	
2 6 3 7	大里小野田睦合町第 1 号線	津市大里小野田町字古里 3 0 2 4 番から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市大里睦合町字河崎 3 1 2 7 番まで	
2 6 3 8	大里睦合町第 2 0 号線	津市大里睦合町字古川 2 9 4 3 番 1 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市大里睦合町字古川 2 9 4 3 番 1 まで	
6 5 1 2	入野若杉 1 号線	津市一志町波瀬 8 5 0 7 番から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市一志町波瀬 5 5 6 5 番 3 まで	
2 2 9 1	神田八ツ組 1 号線	津市白山町川口字神田 8 1 5 0 番から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市白山町川口字八ツ組 5 7 7 7 番 7 まで	
6 4 8 8	藤方第 2 号線	津市津興字高砂 4 9 番 1 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市藤方字亀ノ越 8 2 9 番まで	
2 2 8 0	寺町北口線	津市久居北口町字野中 3 5 番 2 から	平成 3 0 年 4 月 1 日
		津市久居北口町字洗ヶ瀬 8 8 3 番 1 まで	

津市告示第 6 4 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 6 年美杉村告示第 6 5 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 0 年 4 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

小西地区

三重県津市美杉町八知 1 5 1 3 番地

代表者 加藤 隆

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	藤田 久志 三重県津市美杉町八知 3 0 9 8 番地
変更後	加藤 隆 三重県津市美杉町八知 2 9 9 1 番地 6

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 3 0 年 3 月 2 5 日の定期総会において改選されたため。

津市告示第 6 5 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 2 0 9 号）
第 1 2 条第 2 項、第 1 3 条第 2 項及び第 1 4 条に基づき撤去し、保管している
自転車について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 3 0 年 4 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 3 0 年 3 月 2 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 3 月 5 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 3 0 年 3 月 5 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 3 月 6 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 3 月 7 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 3 0 年 3 月 9 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 3 月 9 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 3 月 1 2 日
高洲町地内	1	平成 3 0 年 3 月 1 2 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 3 0 年 3 月 1 4 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 3 月 1 4 日
高茶屋小森上野町地内	1	平成 3 0 年 3 月 1 9 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 3 月 2 2 日
久居駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 3 0 年 3 月 2 2 日
西丸之内地内	2	平成 3 0 年 3 月 2 2 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 3 0 年 3 月 2 6 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 3 0 年 3 月 2 7 日
津新町駅南公共自転車等駐車場	5	平成 3 0 年 3 月 2 7 日
津新町駅南第二公共自転車等駐車場	7	平成 3 0 年 3 月 2 7 日
津新町駅南第三公共自転車等駐車場	8	平成 3 0 年 3 月 2 7 日
津新町駅北公共自転車等駐車場	1 0	平成 3 0 年 3 月 2 7 日
一身田町地内	1	平成 3 0 年 3 月 2 8 日

高茶屋小森町地内	1	平成30年 3月28日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成30年 3月29日
豊が丘一丁目地内	1	平成30年 3月29日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成30年 3月30日

2 保管期間

告示の日から90日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

059-222-6307

津市告示第 6 6 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき使用料及び手数料の徴収事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 3 0 年 4 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する使用料及び手数料

津市国民健康保険診療所（津市家庭医療クリニック及び津市国民健康保険竹原診療所）使用料及び手数料

2 委託先

吉永 さち子

池田 春名

3 委託期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 6 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 1 9 条第 2 項の規定により、平成 3 0 年 3 月 2 9 日に市議会の議決を経た予算の要領を次のとおり公表する。

平成 3 0 年 4 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

平成 2 9 年度津市一般会計補正予算（第 1 2 号）
平成 2 9 年度津市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
平成 2 9 年度津市介護保険事業特別会計補正予算（第 2 号）
平成 2 9 年度津市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）
平成 2 9 年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算（第 2 号）
平成 2 9 年度津市共同污水处理施設事業特別会計補正予算（第 2 号）
平成 2 9 年度津市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）
平成 2 9 年度津市土地区画整理事業特別会計補正予算（第 2 号）
平成 2 9 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（第 2 号）
平成 2 9 年度津市棕本財産区特別会計補正予算（第 1 号）
平成 2 9 年度津市水道事業会計補正予算（第 1 号）
平成 2 9 年度津市下水道事業会計補正予算（第 2 号）
平成 2 9 年度津市農業共済事業会計補正予算（第 1 号）
平成 2 9 年度津市モーターボート競走事業会計補正予算（第 2 号）
平成 3 0 年度津市一般会計予算
平成 3 0 年度津市国民健康保険事業特別会計予算
平成 3 0 年度津市介護保険事業特別会計予算
平成 3 0 年度津市後期高齢者医療事業特別会計予算
平成 3 0 年度津市営浄化槽事業特別会計補正予算
平成 3 0 年度津市共同污水处理施設事業特別会計予算
平成 3 0 年度津市農業集落排水事業特別会計予算
平成 3 0 年度津市土地区画整理事業特別会計予算
平成 3 0 年度津市住宅新築資金等貸付事業特別会計予算
平成 3 0 年度津市棕本財産区特別会計予算
平成 3 0 年度津市水道事業会計予算
平成 3 0 年度津市工業用水道事業会計予算

平成 3 0 年度津市下水道事業会計予算

平成 3 0 年度津市駐車場事業会計予算

平成 3 0 年度津市モーターボート競走事業会計予算

津市告示第 6 8 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 5 8 条第 1 項の規定に基づき手数料の徴収の事務の一部を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 3 0 年 4 月 1 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 徴収する手数料

犬の登録及び狂犬病予防注射済票の交付手数料

2 委託先

病院名	氏 名	所 在 地
千里ヶ丘動物病院	岡田 謙吾	津市河芸町東千里 5 6 番地 2
棕本動物病院	柴田 勝弘	津市芸濃町棕本 2 6 6 2 番地 1
とよさと動物病院	橋爪 俊裕	津市豊が丘三丁目 2 5 番 7 号
河村ペットクリニック	河村 泰秀	津市栗真町屋町 8 0 9 番地 2
白塚口動物病院	西村 和也	津市栗真中山町 2 6 0 番地の 7
伊東獣医科病院	伊東 定彦	津市大里窪田町 1 0 4 5 番地
西山獣医科	西山 治生	津市一身田町 2 1 7 番地 2
津北動物病院	細野 陽介	津市一身田上津部田 2 0 9 7 番地 1
アニー動物病院	森岡 正樹	津市桜橋三丁目 4 3 3 番地
ルナ動物病院	赤塚 宗久	津市押加部町 1 1 番 3 号
イズマ動物病院	出馬 昇	津市渋見町 5 5 4 番地 3 8
こうべ獣医科	山越 健司	津市河辺町 2 1 0 番地
関口犬猫病院	関口 弘之	津市三重町津興 4 3 3 番地 6 0
岡本動物病院	宮本 佳典	津市半田 1 2 0 番地 4
キタ動物病院	喜多 利夫	津市半田 5 2 7 番地 2
南ヶ丘動物病院	奥田 昌広	津市垂水 8 8 7 番地 7
さとう動物病院	佐藤 宏樹	津市垂水 2 6 7 0 番地 5 3
スピカ動物病院	住吉 宏文	津市垂水 2 7 8 6 番地 7
高橋獣医科医院	高橋 松人	津市久居野村町 4 3 0 番地 3 7
白井犬猫病院	白井 茂雄	津市久居新町 7 6 8 番地 6
はぎの動物病院	萩野 俊之	津市久居射場町 1 2 3 番地

ひさい動物クリニック	東郷 修一	津市久居中町 5 0 番地 1
すぎもとアニマルクリニック	杉本 貫	津市久居明神町風早 2 5 5 2 番地
かねこ動物病院	金児 伸哉	津市久居新町 2 1 1 5 番地 6
北出動物病院	北出 明人	津市一志町田尻 2 番地
野口動物病院	野口 猛	松阪市松崎浦町 9 8 番地 1
おかはな動物病院	岡鼻 英一	松阪市西肥留町 5 9 番地 7
石田動物病院	堤 隆一	鈴鹿市磯山四丁目 5 番 9 号

3 委託期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

津市告示第 6 9 号

下記に係る国民健康保険被保険者証は無効であることを告示する。

平成 3 0 年 4 月 1 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

国民健康保険被保険者証

記号番号	交付年月日	無効となった日
3 1 3 5 2 2 0	平成 2 9 年 1 0 月 1 日	平成 3 0 年 3 月 1 日
5 1 2 6 3 1 8	平成 2 9 年 1 0 月 1 日	平成 3 0 年 3 月 1 9 日

津市告示第 7 0 号

災害対策基本法（昭和 3 6 年法律第 2 2 3 号）第 4 9 条の 4 第 1 項の規定により、次のとおり指定緊急避難場所を指定し、同法第 4 9 条の 4 第 3 項の規定により告示し、同条第 4 9 条の 6 第 1 項の規定により次のとおり指定緊急避難場所の指定を取り消したので、第 4 9 条の 6 第 2 項の規定により告示する。

平成 3 0 年 4 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 指定緊急避難場所の指定

種類	避難所	所在地	収容人数（人）
一時避難場所	萩野区集会所	芸濃町萩野 7 2 8 番地 1	—
一時避難場所	有限会社杉本商店駐車場前	安濃町浄土寺 3 3 番地 3	—
一時避難場所	香良洲高台防災公園	香良洲町 5 3 8 0 番地	—
津波避難ビル	中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川浄化センター	白塚町 1 5 9 2 番地	1 , 5 1 0
津波避難協力ビル	高田中・高等学校 5 号館	大里窪田町 2 8 6 5 番地 1	1 , 9 3 5
津波避難協力ビル	三重県自治会館	桜橋二丁目 9 6 番地	6 4 7

2 指定の取消し

種類	避難所	所在地
一時避難場所	たるみ児童福祉会館グラウンド	垂水 1 3 0 0 番地
一時避難場所	津市体育館	本町 3 1 番 1 号
一時避難場所	萩野区グラウンド	芸濃町萩野 3 7 5 9 番地
一時避難場所	萩野公民館	芸濃町萩野 7 3 1 番地
一時避難場所	浄土寺川原ゲートボール場	安濃町浄土寺 1 4 8 2 番地

津市公告第 39 号

予防接種法施行令（昭和 23 年政令第 197 号）第 5 条の規定により、下記のとおり公告します。

平成 30 年 4 月 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

1 A 類予防接種の種類及び対象者

種類		対象者
急性灰白髄炎（ポリオ）		生後 3 か月から 90 か月に至るまでの間にある者
ジフテリア、百日せき、急性灰白髄炎及び破傷風混合		生後 3 か月から 90 か月に至るまでの間にある者
ジフテリア、百日せき及び破傷風混合		生後 3 か月から 90 か月に至るまでの間にある者
ジフテリア及び破傷風混合		11 歳以上 13 歳未満の者、生後 3 か月から 90 か月に至るまでの間にある者
麻しん及び風しん混合	第 1 期	生後 12 か月から 24 か月に至るまでの間にある者
	第 2 期	5 歳以上 7 歳未満の者で、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者
麻しん	第 1 期	生後 12 か月から 24 か月に至るまでの間にある者
	第 2 期	5 歳以上 7 歳未満の者で、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者
風しん	第 1 期	生後 12 か月から 24 か月に至るまでの間にある者
	第 2 期	5 歳以上 7 歳未満の者で、小学校就学の始期に達する日の 1 年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にある者

日本脳炎	生後 6 か月から 9 0 か月に至るまでの間にある者及び 9 歳以上 1 3 歳未満の者並びに平成 1 9 年 4 月 2 日から平成 2 1 年 1 0 月 1 日までの間に生まれた者で、9 歳以上 1 3 歳未満の者及び平成 7 年 4 月 2 日から平成 1 9 年 4 月 1 日までの間に生まれた者で、2 0 歳未満の者
結核	生後 1 歳に至るまでの間にある者
H i b 感染症	生後 2 か月以上 6 0 か月未満の者
小児の肺炎球菌感染症	生後 2 か月以上 6 0 か月未満の者
B 型肝炎	生後 1 歳に至るまでの者 H B s 抗原陽性の者の胎内又は産道において B 型肝炎ウィルスに感染するおそれのある者であって、抗 H B s 人免疫グロブリンの投与に併せて組換え沈降 B 型肝炎ワクチンの投与を受けたことのある者を除きます。
ヒトパピローマウイルス感染症	小学 6 年生から高校 1 年生までの相当年齢の女子
水痘	生後 1 2 か月から生後 3 6 か月に至るまでの間にある者

2 A 類予防接種の実施期間

平成 3 0 年 4 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日まで

3 A 類予防接種の実施場所

別表「津市 A 類予防接種実施医療機関一覧表」のとおり。

4 A 類予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

予防接種を受けることが適当でない者は、次の各号に掲げる者とします。

- (1) 当該予防接種に相当する予防接種を受けたことのある者で当該予防接種を行う必要がないと認められる者
- (2) 明らかな発熱を呈している者
- (3) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (4) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことが明らかな者
- (5) 麻しん及び風しんに係る予防接種の対象者にあつては、妊娠しているこ

とが明らかな者

- (6) 結核に係る予防接種の対象者にあつては、結核その他の疾患の予防接種外傷等によるケロイドの認められる者

5 B類予防接種の種類及び対象者

種類	対象者
インフルエンザ	満65歳以上の者
	満60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障がいをする者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをする者
高齢者肺炎球菌	平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳又は100歳となる者で、初めて23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンを接種する者
	満60歳以上65歳未満の者であつて、心臓、じん臓又は呼吸器の機能に自己の身の辺の日常生活が極度に制限される程度の障がいをする者及びヒト免疫不全ウイルスにより免疫の機能に日常生活がほとんど不可能な程度の障がいをする者

本人が接種を希望していることが明確に認められる場合に限りです。

対象者の意思が確認できない場合は、接種を受けることはできません。

6 B類予防接種の実施期間

- (1) インフルエンザ

平成30年10月15日から平成31年1月31日まで

- (2) 高齢者肺炎球菌

平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

7 B類予防接種の実施場所

別表「津市B類予防接種実施医療機関一覧表」のとおり

8 B類予防接種を受けるに当たって注意すべき事項

予防接種を受けることが適当でない者は、次の各号に掲げる者としします。

- (1) 明らかな発熱を呈している者

- (2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者
- (3) 予防接種の接種液の成分によって、アナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者
- (4) 以前にインフルエンザ予防接種を受けて、接種後 2 日以内に発熱及び全身性発疹等の反応があった者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者

津市A類予防接種実施医療機関一覧

(順不同・平成30年4月1日現在)

医療機関名	住 所	電話番号
赤塚クリニック	津市芸濃町棕本890番地1	265-2511
明合クリニック	津市安濃町田端上野970番地41	268-1111
飛鳥メディカルクリニック	津市乙部5番3号	213-7615
熱田小児科クリニック	津市大倉11番15号	225-7100
安濃中央クリニック	津市安濃町川西332番地	268-4141
あのかクリニック	津市一身田上津部田1817番地	233-6700
荒木医院	津市安濃町安濃1366番地	268-2351
伊勢谷医院	津市安濃町川西51番地5	268-2023
イタミ内科整形外科	津市藤方87番地	225-1980
いとう内科胃腸科	津市丸之内17番14号	223-1122
稻上耳鼻咽喉科・気管食道科	津市河芸町東千里111番地1	244-2222
岩尾こどもクリニック	津市河芸町杜の街一丁目1番地5	245-1155
上島小児科	津市新町二丁目7番28号	226-8282
上村医院	津市雲出本郷町1222番地	234-2897
うめもとこどもクリニック	津市栄町一丁目857番地1	222-2332
大西内科ハートクリニック	津市半田3431番地5	225-2597
大橋クリニック	津市桜橋三丁目61番地4	246-1000
奥田医院	津市半田1481番地2	225-6488
おくだ内科クリニック	津市上浜町五丁目57番地	221-3000
加藤医院	津市藤方1590番地1	221-5001
カトウ内科	津市新町三丁目5番17号	226-0118
金丸産婦人科	津市観音寺町799番地7TTCビル1F	229-5722
かわいクリニック	津市河芸町浜田688番地1	245-5900
川田デンタル小児科クリニック	津市広明町418番地5	227-6601
川浪内科	津市八町二丁目15番9号	223-3211
河村クリニック	津市津興2911番地2	221-6711
草川医院	津市大里窪田町1735番地1	232-2210
久藤内科	津市中央2番11号	228-2646
上津台小児科クリニック	津市一身田上津部田1504番地16	231-2121
駒田医院	津市芸濃町林190番地2	265-2016
坂口医院	津市垂水1889番地30	228-2262
坂倉内科医院	津市幸町4番6号	226-7770
坂の上クリニック	津市藤方154番地1	238-5566
白塚いけだクリニック	津市白塚町2080番地1	236-6006
世古口消化器内科なぎさまち診療所	津市海岸町4番10号	226-3030
セントローズクリニック	津市新町一丁目5番16号	221-5555
高野尾クリニック	津市高野尾町1890番地76	230-3738
たかはし内科	津市西丸之内38番11号	221-1000

たなか内科	津市観音寺町446番地77	224-7711
つおき高橋クリニック	津市三重町津興433番地87	246-7771
津さくらばクリニック	津市桜橋三丁目446番地20	271-9271
津坂内科眼科医院	津市藤方1535番地2	226-2483
津在宅ケア診療所	津市大谷町255番地	224-1661
津生協病院	津市船頭町津興1721番地	225-2848
津生協白塚診療所	津市白塚町3568番地4	232-0749
津生協高茶屋診療所	津市高茶屋五丁目11番48号	234-5384
津西産婦人科	津市納所町686番地1	225-2235
津ファミリークリニック	津市押加部町16番46号	273-5000
なかせ内科胃腸科	津市一身田上津部田476番地1	233-6611
永井病院	津市西丸之内29番29号	228-5181
ながたレディースクリニック	津市藤方150番地	238-5678
中森内科	津市観音寺町799番地7	229-5725
中屋医院	津市半田202番地5	229-7227
はやかわこどもクリニック	津市一身田上津部田1817番地	233-6600
藤田産婦人科	津市南中央2番2号	227-7288
二神クリニック	津市高野尾町4956番地27	230-2221
まきのクリニック	津市美里町足坂165番地2	279-5111
増井内科	津市長岡町800番地501	226-8555
ますだこどもクリニック	津市河芸町東千里259番地1	244-2515
丸岡医院	津市片田志袋町483番地	237-0013
三重病院	津市大里窪田町357番地	232-2531
三井整形外科	津市雲出本郷町1400番地1	234-3838
箕浦内科	津市広明町340番地	226-0800
ヤナセクリニック	津市乙部5番3号	227-5585
やまかみクリニック	津市長岡町25番地1	273-5577
やまかみ内科クリニック	津市河芸町中別保314番地1	245-0024
やまぐちクリニック	津市垂水2797番地1	224-7777
山崎循環器内科	津市渋見町577番地5	229-6300
山本産婦人科	津市雲出本郷町1907番地3	235-2118
ゆうあいクリニック	津市雲出本郷町131番地83	234-3344
ゆり形成内科整形	津市柳山津興3306番地	221-0500
吉田クリニック	津市栗真中山町79番地5	232-3001
荒岡内科	津市久居野村町872番地2	255-5730
いのもと医院	津市白山町南家城889番地5	262-3175
上野内科	津市庄田町2090番地	254-0300
家庭医療クリニック	津市美杉町奥津929番地	274-0066
コスモスクリニック	津市一志町小山1434番地2	295-0005
小渕医院	津市一志町高野254番地1	293-5111
こやま内科消化器科	津市久居新町3006番地ポルタひさい2F	254-0001

塩崎内科クリニック	津市久居新町1124番地1	255-2280
清水レディースクリニック	津市久居新町3006番地ポルタひさい1F	254-3500
白山内科	津市久居明神町2600番地	255-1200
竹原診療所	津市美杉町2777番地	262-3076
田中内科	津市久居新町867番地2	256-0700
津みなみクリニック	津市久居野村町600番地2	254-0777
刀根クリニック	津市香良洲町1875番地1	292-7007
中浜胃腸科・外科	津市久居元町1870番地7	256-6856
にしい耳鼻咽喉科クリニック	津市久居北口町570番地7	272-4187
にしかわ小児科	津市久居新町612番地5	256-3500
のむら小児科	津市久居井戸山町45番地5	254-1234
はくさんクリニック	津市白山町二本木1139番地5	264-1234
まつしまクリニック	津市久居小野辺町1763番地5	255-8600
三重県立一志病院	津市白山町南家城616番地	262-0600
三重中央医療センター	津市久居明神町2158番地5	259-1211
やましろ小児科	津市久居中町254番地11	256-8855
山本クリニック	津市白山町川口49番地1	262-5175
三重レディースクリニック	津市久居野村町367番地	256-4141
西出医院	津市久居野村町600番地21	255-1115
内科MYクリニック	津市片田新町21番地1	237-2000
緑の街医院	津市長岡町3018番地3	213-5111
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋二丁目174番地	232-1111

津市B類予防接種実施医療機関一覧表

(順不同・平成30年4月1日現在)

医療機関名	住 所	電話番号
赤塚クリニック	津市芸濃町棕本890番地1	265-2511
大樹会 明合クリニック	津市安濃町田端上野970番地41	268-1111
旭耳鼻咽喉科	津市下弁財町津興3230番地	225-8733
飛鳥メディカルクリニック	津市乙部5番3号	213-7615
熱田小児科クリニック	津市大倉11番15号	225-7100
安濃中央クリニック	津市安濃町川西332番地	268-4141
あのつクリニック	津市一身田上津部田1817番地	233-6700
あめさら耳鼻咽喉科	津市観音寺町799番地7	213-1200
荒木医院	津市安濃町安濃1366番地	268-2351
伊勢谷医院	津市安濃町川西51番地5	268-2023
イタミ内科・整形外科	津市本町8番16号	225-1980
いとう内科胃腸科	津市丸之内17番14号	223-1122
稻上耳鼻咽喉科・気管食道科	津市河芸町東千里111番地1	244-2222
井ノ口胃腸科外科	津市一身田町208番地1	231-1500
今中医院	津市栄町一丁目835番地	228-6505
岩尾こどもクリニック	津市河芸町杜の街一丁目1番地5	245-1155
岩崎病院	津市一身田町333番地	232-2216
上島小児科	津市新町二丁目7番28号	226-8282
上村医院	津市雲出本郷町1222番地	234-2897
植村整形外科	津市藤方2566番地	225-1878
うめもとこどもクリニック	津市栄町一丁目857番地1	222-2332
海野整形外科	津市安濃町栗加2212番地	267-1211
おおうち内科	津市羽所町345番地	246-5511
大川耳鼻咽喉科	津市中央18番8号	228-2816
大西内科ハートクリニック	津市半田3431番地5	225-2597
大橋クリニック	津市桜橋三丁目61番地4	246-1000
おがわ脳神経外科クリニック	津市一身田上津部田1414番地1	221-0234
奥田医院	津市半田1481番地2	225-6488
おくだ内科クリニック	津市上浜町五丁目57番地	221-3000
介護老人保健施設あのを	津市安濃町東観音寺353番地	267-1800
介護老人保健施設 トマト	津市殿村860番地2	237-5050
介護老人保健施設 ロマン	津市芸濃町棕本6176番地	265-6500
加藤医院	津市藤方1590番地1	221-5001
カトウ内科	津市新町三丁目5番17号	226-0118
かわいクリニック	津市河芸町浜田688番地1	245-5900
川田デンタル小児科クリニック	津市広明町418番地5	227-6601
川浪内科	津市八町二丁目15番9号	223-3211
河村クリニック	津市津興2911番地2	221-6711

北村内科循環器科	津市白塚町31番地123	232-2866
草川医院	津市大里窪田町1735番地1	232-2210
久藤内科	津市中央2番11号	228-2646
倉本内科病院	津市下弁財町津興3040番地	227-6712
黒川医院	津市安濃町栗加211番地	268-2352
上津台小児科クリニック	津市一身田上津部田1504番地16	231-2121
小西ヒフ科医院	津市栄町二丁目457番地	228-5498
駒田医院	津市芸濃町林190番地2	265-2016
さいとう内科	津市新東町塔世23番地	223-0313
坂口医院	津市垂水1889番地30	228-2262
坂倉内科医院	津市幸町4番6号	226-7770
坂の上クリニック	津市藤方154番地1	238-5566
しおりの里クリニック	津市野田2033番地1	239-1313
しのぎ耳鼻咽喉科クリニック	津市大園町10番49号	213-8741
白塚いけだクリニック	津市白塚町2080番地1	236-6006
シルバーケア豊壽園	津市高茶屋小森上野町737番地	235-5511
新町整形外科診療所	津市大園町4番29号	222-5111
整形外科たかしクリニック	津市一身田上津部田1817番地	233-6800
世古口消化器内科なぎさまち診療所	津市海岸町4番10号	226-3030
セントローズクリニック	津市新町一丁目5番16号	221-5555
曽野医院	津市西丸之内22番19号	225-3432
第二岩崎病院	津市一身田町387番地	232-2316
大門病院	津市大門1番3号	226-5525
タカオカクリニック	津市河辺町3041番地1	253-3131
高茶屋クリニック	津市高茶屋小森上野町733番地	235-5300
(福)高田福祉事業協会附属診療所	津市大里野田町1124番地1	230-7814
高野尾クリニック	津市高野尾町1890番地76	230-3738
たかはし耳鼻咽喉科	津市藤方146番地1	235-3387
たかはし内科	津市西丸之内38番11号	221-1000
武内病院	津市北丸之内82番地	226-1111
たじま泌尿器科皮フ科	津市鳥居町278番地6	221-2121
たなか内科	津市観音寺町446番地77	224-7711
たにクリニック	津市河辺町3547番地1	213-5005
千里クリニック	津市河芸町東千里6番地1	245-6111
つおき高橋クリニック	津市三重町津興433番地87	246-7771
津北整形外科	津市栗真中山町248番地1	236-2588
津在宅ケア診療所	津市大谷町255番地	224-1661
津坂内科眼科医院	津市藤方1535番地2	226-2483
津さくらばクリニック	津市桜橋三丁目446番地20	271-9271
辻内科	津市栄町二丁目348番地	227-4918
津西産婦人科	津市納所町686番地1	225-2235

津生協病院	津市船頭町津興1721番地	225-2848
津生協病院附属診療所	津市船頭町津興3453番地	225-6161
津生協白塚診療所	津市白塚町3568番地4	232-0749
津生協高茶屋診療所	津市高茶屋五丁目11番48号	234-5384
津整形外科医院	津市観音寺町445番地13	228-9100
津ファミリークリニック	津市押加部町16番46号	273-5000
寺田医院	津市野田778番地1	237-3378
寺西胃腸科内科クリニック	津市野田36番地10	239-1777
遠山病院	津市南新町17番22号	227-6171
豊里クリニック	津市豊が丘二丁目46番3号	230-1120
永井病院	津市西丸之内29番29号	228-5181
なかせ内科胃腸科	津市一身田上津部田476番地1	233-6611
ながたレディースクリニック	津市藤方150番地	238-5678
中本耳鼻咽喉科	津市河芸町東千里24番地	244-0277
中森内科	津市観音寺町799番地7	229-5725
中屋医院	津市半田202番地5	229-7227
にし整形外科	津市垂水1256番地2	213-2424
林耳鼻いんこう科クリニック	津市大門10番6号	224-9900
はやし整形外科	津市観音寺町799番地7	229-5711
ひおきクリニック	津市高茶屋小森町2596番地1	235-0886
フェニックス健診クリニック	津市乙部5番3号	227-5605
ふじおかクリニック	津市雲出本郷町1918番地	238-2222
藤田産婦人科	津市南中央2番2号	227-7288
藤田内科	津市乙部16番2号	225-9955
ふじた耳鼻咽喉科	津市中央6番14号	228-3546
二神クリニック	津市高野尾町4956番地27	230-2221
ベタニヤ内科神経内科クリニック	津市豊が丘五丁目47番7号	230-7373
前川内科	津市垂水1425番地	221-3700
まきのクリニック	津市美里町足坂165番地2	279-5111
増井内科	津市長岡町800番地501	226-8555
ますだこどもクリニック	津市河芸町東千里259番地1	244-2515
まつおか整形外科	津市幸町12番10号	221-2200
まつばら整形外科クリニック	津市城山三丁目4番25号	269-5000
丸岡医院	津市片田志袋町483番地	237-0013
三重県立こころの医療センター	津市城山一丁目12番1号	235-2125
三重耳鼻咽喉科	津市観音寺町445番地15	228-0100
みえ消化器内科	津市観音寺町799番地7	213-1001
みえひふ科クリニック	津市高野尾町633番地61	230-8787
三重病院	津市大里窪田町357番地	232-2531
三井整形外科	津市雲出本郷町1400番地1	234-3838
箕浦内科	津市広明町340番地	226-0800

三宅医院	津市大門19番17号	225-1020
むらしま整形外科	津市野田33番地3	237-0838
森田内科クリニック	津市雲出本郷町1370番地1	234-3100
ヤナセクリニック	津市乙部5番3号	227-5585
やまかみ内科クリニック	津市河芸町中別保314番地1	245-0024
ヤマギンズム生活豊里実顕地診療所	津市高野尾町5010番地	230-8033
やまぐちクリニック	津市垂水2797番地1	224-7777
山崎循環器内科	津市渋見町577番地5	229-6300
山の手内科クリニック	津市一身田上津部田3086番地3	213-1024
ゆうあいクリニック	津市雲出本郷町131番地83	234-3344
ゆう心のクリニック	津市河芸町東千里155番地1	273-5651
ゆたクリニック	津市修成町2番3号	227-4187
ゆり形成内科整形	津市柳山津興3306番地	221-0500
吉田クリニック	津市栗真中山町79番地5	232-3001
若葉病院	津市南中央28番13号	227-0207
渡部クリニック	津市乙部5番3号	246-6771
天野医院	津市久居西鷹跡町475番地3	259-2001
荒岡内科	津市久居野村町872番地2	255-5730
飯田医院	津市一志町八太992番地	293-0026
井上内科病院	津市久居井戸山町759番地	256-6665
いのもと医院	津市白山町南家城889番地5	262-3175
上野内科	津市庄田町2090番地	254-0300
大北内科	津市久居東鷹跡町82番地10	255-2077
奥田医院	津市久居東鷹跡町261番地3	255-5264
おくのクリニック	津市久居元町1709番地3	255-7766
家庭医療クリニック	津市美杉町奥津929番地	274-0066
グリーンタウン内科クリニック	津市白山町南出530番地42	264-1011
コスモスクリニック	津市一志町小山1434番地2	295-0005
小渕医院	津市一志町高野254番地1	293-5111
こやま内科消化器科	津市久居新町3006番地ポルタひさい2F	254-0001
榊原温泉病院	津市榊原町1033番地4	252-1111
榊原白鳳病院	津市榊原町5630番地	252-2300
榊原病院	津市榊原町777番地	252-0211
塩崎内科クリニック	津市久居新町1124番地1	255-2280
清水レディースクリニック	津市久居新町3006番地ポルタひさい1F	254-3500
白山内科	津市久居明神町2600番地	255-1200
関口整形外科	津市一志町井関117番地1	295-0707
洗心福祉会美杉クリニック	津市美杉町下之川5299番地1	276-7010
高岡医院	津市一志町田尻603番地	293-2255
田中内科	津市久居新町867番地2	256-0700
タナハシ医院	津市久居本町1388番地	255-2417

津田クリニック	津市久居新町3006番地ポルタひさい2・3F	259-1212
津みなみクリニック	津市久居野村町600番地2	254-0777
刀根クリニック	津市香良洲町1875番地1	292-7007
中浜胃腸科・外科	津市久居元町1870番地7	256-6856
ながくら整形外科	津市戸木町7838番地1	254-0050
にしい耳鼻咽喉科クリニック	津市久居北口町570番地7	272-4187
のむら小児科	津市久居井戸山町45番地5	254-1234
はくさんクリニック	津市白山町二本木1139番地5	264-1234
英クリニック	津市久居明神町2090番地1	259-0808
ひぐち整形外科クリニック	津市久居射場町33番地3	256-6100
久居病院	津市戸木町5043番地	255-2986
日高クリニック	津市一志町田尻30番地10	293-6260
藤田保健衛生大学七栗記念病院	津市大鳥町424番地1	252-1555
ほらやま内科	津市久居元町2327番地5	256-7070
前沢整形外科	津市久居相川町2112番地	255-5288
まつしまクリニック	津市久居小野辺町1763番地5	255-8600
三重県立一志病院	津市白山町南家城616番地	262-0600
みえ診療所	津市久居新町753番地2	254-4500
三重中央医療センター	津市久居明神町2158番地5	259-1211
三重レディースクリニック	津市久居野村町367番地	256-4141
美杉診療所	津市美杉町八知5578番地	272-0310
みどりクリニック	津市久居野村町314番地13	254-3636
山本クリニック	津市白山町川口49番地1	262-5175
老人保健施設つつじの里	津市白山町二本木1163番地	264-0111
老人保健施設万葉の里	津市一志町高野236番地5	295-1600
カサデマドレクリニック	津市安濃町戸島569番8	271-5618
介護老人保健施設 第二さくら苑	津市榊原町5599番地	252-3230
芹の里老人保健施設	津市久居井戸山町759番地7	256-8180
竹原診療所	津市美杉町竹原2777番地	262-3076
津老人保健施設 アルカディア	津市乙部11番5号	227-6681
藤本内科	津市戸木町7860番地3	255-0585
西出医院	津市久居野村町600番地21	255-1115
内科MYクリニック	津市片田新町21番地1	237-2000
三重大学医学部附属病院	津市江戸橋二丁目174番地	232-1111
緑の街医院	津市長岡町3018番地3	213-5111
老人保健施設さくら苑	津市榊原町5630番地	252-2751

津市公告第40号

建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号）第4条の規定により、次のとおり公告します。

平成30年4月2日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

事後審査型条件付一般競争入札

430040201

公 告 日	平成30年4月2日	業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	平成30年度営教総第1－4号 津市立栗葉小学校ほか2校普通教室空調設備設置工事に係る設計業務委託				
業 務 場 所	津市 森町ほか2町 地内				
業 務 概 要	津市立栗葉小学校 普通教室 津市立榊原小学校 普通教室 津市立香良洲小学校 普通教室 ※上記に係る空調設備設計業務委託 一式				
期 間	契約締結の日から 平成30年9月3日 まで				
発 注 業 種	建築関係コンサルタント				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業 種	建築関係コンサルタント	部 門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店			
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件				
	技術者要件	主任技術者	同業種の技術者（本市発注業務における専任配置）		
その他要件	「暖冷房」を希望部門としていること				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年4月13日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年4月13日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年4月5日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成30年4月10日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059－229－3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成30年4月13日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年4月18日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	2,551,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

430040202

公 告 日	平成30年4月2日	業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	平成30年度営教総第1－3号 津市立育生小学校ほか2校普通教室空調設備設置工事に係る設計業務委託				
業 務 場 所	津市 下弁財町津興ほか2町 地内				
業 務 概 要	津市立育生小学校 普通教室 津市立修成小学校 普通教室 津市立敬和小学校 普通教室 ※上記に係る空調設備設計業務委託 一式				
期 間	契約締結の日から 平成30年9月3日 まで				
発 注 業 種	建築関係コンサルタント				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業 種	建築関係コンサルタント	部 門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店			
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件				
	技術者要件	主任技術者	同業種の技術者（本市発注業務における専任配置）		
	その他要件	「暖冷房」を希望部門としていること			
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年4月13日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年4月13日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年4月5日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成30年4月10日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059－229－3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成30年4月13日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年4月18日 午前9時10分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	2,897,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入 札 保 証 金	免 除				
契 約 保 証 金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

430040203

公 告 日	平成30年4月2日	業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	平成30年度営教総第1－1号 津市立芸濃小学校ほか3校普通教室空調設備設置工事に係る設計業務委託				
業 務 場 所	津市 芸濃町棕本ほか3町 地内				
業 務 概 要	津市立芸濃小学校 普通教室 津市立明小学校 普通教室 津市立高野尾小学校 普通教室 津市立豊が丘小学校 普通教室 ※上記に係る空調設備設計業務委託 一式				
期 間	契約締結の日から 平成30年9月3日 まで				
発 注 業 種	建築関係コンサルタント				
参 加 資 格 に 関 する 事 項	登録要件	業 種	建築関係コンサルタント	部 門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店			
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件				
	技術者要件	主任技術者	同業種の技術者（本市発注業務における専任配置）		
その他要件	「暖冷房」を希望部門としていること				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年4月13日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年4月13日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年4月5日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成30年4月10日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059－229－3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成30年4月13日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年4月18日 午前9時20分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	3,216,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

430040204

公 告 日	平成30年4月2日	業 務 担 当 課	営繕課		
業 務 名	平成30年度営教総第1－2号 津市立一身田小学校ほか3校普通教室空調設備設置工事に係る設計業務委託				
業 務 場 所	津市 一身田大古曾ほか3町 地内				
業 務 概 要	津市立一身田小学校 普通教室 津市立白塚小学校 普通教室 津市立栗真小学校 普通教室 津市立大里小学校 普通教室 ※上記に係る空調設備設計業務委託 一式				
期 間	契約締結の日から 平成30年9月3日 まで				
発 注 業 種	建築関係コンサルタント				
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	登録要件	業 種	建築関係コンサルタント	部 門	建築一般
		建築士法（昭和25年法律第202号）第23条第1項の規定による登録を受けていること			
	所在地要件	市内本店			
	当該業種 における 営業収入 金額要件	市内本店	営業収入金額を有すること		
	同種業務 実績要件				
	技術者要件	主任技術者	同業種の技術者（本市発注業務における専任配置）		
その他要件	「暖冷房」を希望部門としていること				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年4月13日 まで			
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年4月13日 まで			
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96－1 TEL059-293-6100			
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成30年4月5日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）			
	回 答 日	平成30年4月10日 ホームページにて回答			
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059－229－3333			
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）			
	提 出 期 限	平成30年4月13日 必着			
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年4月18日 午前9時30分 津市役所（本庁舎）7階 入札室				
予 定 価 格	3,658,000 円 （税抜き）				
最低制限価格	有				
入札保証金	免 除				
契約保証金	免 除				
前 金 払	有				
部 分 払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ※本市発注業務とは調達契約課又は水道局発注業務で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

430040205

公 告 日	平成30年4月2日	工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	平成30年度建整道新第2号 上浜元町線道路改良（照明灯）工事			
工 事 場 所	津市 久居北口町	地内		
工 事 概 要	照明工 10基			
工 期	契約締結の日から 平成30年8月31日 まで			
発 注 業 種	電気			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A 1		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（主任技術者と兼務可）	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年4月13日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年4月13日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成30年4月5日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成30年4月10日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成30年4月13日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年4月18日 午前9時40分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	11,169,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、 事後審査型条件付一般競争入札共通事項 のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

430040206

公 告 日	平成30年4月2日	工 事 担 当 課	津北工事事務所	
工 事 名	平成30年度北道維第1号 安濃町田端上野地内道路修繕（舗装）工事			
工 事 場 所	津市 安濃町田端上野	地内		
工 事 概 要	表層 2,610m ²			
工 期	契約締結の日から 平成30年7月11日 まで			
発 注 業 種	舗装			
参 加 資 格 に 関 する 事 項	建設業許可	特定・一般		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	あり		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】安芸	【地区】安濃・河芸・芸濃・美里	【格付】B・A
		【ブロック】久居	【地区】久居・一志・白山・美杉	【格付】B
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年4月13日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年4月13日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 する 質 問	提 出 期 限	平成30年4月5日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成30年4月10日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成30年4月13日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年4月18日 午前9時50分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	13,018,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、 事後審査型条件付一般競争入札共通事項 のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。			

事後審査型条件付一般競争入札

430040207

公 告 日	平成30年4月2日		工 事 担 当 課	工務課	
工 事 名	平成30年度工務防災補第1号 耐震性貯水槽（緊急遮断弁付き40m3級）設置に伴う水道本管布設工事				
工事場所	津市 久居新町		地内		
工事概要	配水管布設工 D1P φ100mm 329.2m 消火栓設置工 単口地下式 1箇所 D1P φ75mm 1.9m PP φ50mm 3.4m 仕切弁設置工 φ100mm～φ50mm 5箇所 空気弁設置工 φ25mm 1箇所				
工 期	契約締結の日から 平成30年10月9日 まで				
発注業種	土木一式				
参加資格に関する事項	建設業許可	特定・一般			
	所在地要件	市内本店			
	格付要件	あり			
	地域・格付要件	【ブロック】久居	【地区】久居	【格付】C・B・A2・A1	
		【ブロック】久居	【地区】一志・白山・美杉	【格付】C	
		【ブロック】	【地区】	【格付】	
	同種工事実績要件				
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の技術者(実務経験)以上の者(本市発注工事における専任配置)		
		現場代理人	常駐配置(主任技術者と兼務可)		
その他要件					
設計図書の閲覧	閲覧期間	本公告の日から 平成30年4月13日 まで			
	閲覧場所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」			
設計図書の購入	購入期間	本公告の日から 平成30年4月13日 まで			
	販売店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100			
設計図書等に関する質問	提出期限	平成30年4月5日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)			
	回答日	平成30年4月10日 ホームページにて回答			
	提出先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333			
入札方法等	入札方法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)			
	提出期限	平成30年4月13日 必着			
	郵送先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛			
開札日時及び場所	平成30年4月18日 午前10時00分 津市役所(本庁舎)7階 入札室				
予定価格	15,720,000 円 (税抜き)				
最低制限価格	有				
入札保証金	免除				
契約保証金	契約金額の100分の10以上				
前金払	有				
部分払	無				
その他	・本公告に定める事項以外については、 事後審査型条件付一般競争入札共通事項 のとおりとする。 ※本市発注工事とは調達契約課又は水道局発注工事で、担当課執行分を除く。				

事後審査型条件付一般競争入札

430040208

公 告 日	平成30年4月2日	工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	平成30年度建整道新第1号 上浜元町線道路改良（舗装）工事			
工 事 場 所	津市 久居北口町	地内		
工 事 概 要	表層 4,750m ² 側溝工 173m 集水桝・マンホール工 2箇所			
工 期	契約締結の日から 平成30年8月31日 まで			
発 注 業 種	舗装			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置（監理技術者と兼務可）	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年4月20日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年4月20日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成30年4月11日 午後5時 まで（指定の質問書を使用すること）		
	回 答 日	平成30年4月16日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当（津市役所本庁舎7階） F A X 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札（一般書留・簡易書留に限る）		
	提 出 期 限	平成30年4月20日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年4月25日 午前9時00分 津市役所（本庁舎）7階 入札室			
予 定 価 格	70,395,000 円 （税抜き）			
最低制限価格	有			
入札保証金	免 除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。			

事後審査型条件付一般競争入札

430040209

公 告 日	平成30年4月2日	工 事 担 当 課	建設整備課	
工 事 名	平成30年度建整特第1号 三谷中津線道路改良工事（その1）			
工 事 場 所	津市 美杉町下之川 地内			
工 事 概 要	掘削工 27,950m ³ 法面吹付工 2,814m ² 排水工 231m			
工 期	契約締結の日から 平成31年2月28日 まで			
発 注 業 種	土木一式			
参 加 資 格 に 関 す る 事 項	建設業許可	特定		
	所在地要件	市内本店		
	格 付 要 件	A1・A2		
	地 域 ・ 格 付 要 件	【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
		【ブロック】	【地区】	【格付】
	同 種 工 事 実 績 要 件			
	技術者要件	主任(監理)技術者	同業種の監理技術者(専任配置)	
		現場代理人	常駐配置(監理技術者と兼務可)	
その他要件				
設 計 図 書 の 閲 覧	閲 覧 期 間	本公告の日から 平成30年4月20日 まで		
	閲 覧 場 所	調達契約課・津市ホームページ「入札・契約」		
設 計 図 書 の 購 入	購 入 期 間	本公告の日から 平成30年4月20日 まで		
	販 売 店	創作工房ネオ 津市一志町井関96-1 TEL059-293-6100		
設 計 図 書 等 に 関 す る 質 問	提 出 期 限	平成30年4月11日 午後5時 まで (指定の質問書を使用すること)		
	回 答 日	平成30年4月16日 ホームページにて回答		
	提 出 先	調達契約課工事契約担当(津市役所本庁舎7階) FAX 059-229-3333		
入 札 方 法 等	入 札 方 法	郵便入札(一般書留・簡易書留に限る)		
	提 出 期 限	平成30年4月20日 必着		
	郵 送 先	〒514-8799 日本郵便(株)津中央郵便局 留 津市役所 調達契約課 宛		
開 札 日 時 及 び 場 所	平成30年4月25日 午前9時20分 津市役所(本庁舎)7階 入札室			
予 定 価 格	131,478,000 円 (税抜き)			
最低制限価格	有			
入札保証金	免除			
契約保証金	契約金額の100分の10以上			
前 金 払	有			
部 分 払	無			
その他	・本公告に定める事項以外については、事後審査型条件付一般競争入札共通事項のとおりとする。 ・配置技術者について、3ヶ月以上の雇用関係が継続していること。			

津市公告第 4 1 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」といいます。）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」といいます。）第 4 条の規定により公告します。

平成 30 年 4 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成 29 年度営危管補第 75 号
(仮称) 津市津南防災コミュニティセンター建築工事
- (2) 工事場所 津市半田地内
- (3) 工事概要 新築
鉄骨造平家建 延面積 730 m²
※上記に係る建築工事 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から起算して 230 日間
- (5) 予定価格 183,883,000 円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から本契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成 18 年 1 月 1 日施行。以下「要領」といいます。）第 4 条第 1 項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第 4 条第 2 項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再

生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登録されている者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 建築一式工事に係る格付区分がAの者
- (9) 本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者
（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 平成30年4月2日（月）から同月13日（金）まで
- (2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。
 - ア 提出期間 平成30年4月2日（月）から同月13日（金）午後5時まで
 - イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当
 - ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。
- (2) 提出書類
 - ア 津市条件付一般競争入札参加申込書
 - イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し

- ウ 審査基準日が平成27年10月1日から平成28年9月30日までの
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
 - エ 配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技
術者講習修了証の写し
 - オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
 - カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可
（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）
 - キ 施工計画書
 - ク 宣誓書
- (3) 入札参加資格の審査結果については、平成30年4月23日（月）まで
に文書で通知します。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧

- ア 閲覧期間 平成30年4月2日（月）から同年5月11日（金）まで
- イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ
「入札・契約」

(2) 購入

- ア 購入期間 上記(1)アに同じ
- イ 購入場所 津市一志町井関96番地1
創作工房ネオ（電話 059-293-6100）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

- ア 質問受付 平成30年4月6日（金）正午までに指定の質問書により
FAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に
提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期
限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。
- イ 回答方法 平成30年4月11日（水）までに津市ホームページ「入
札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認
めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してく
ださい。

(2) 見積に関する質疑等

- ア 質問受付 平成30年4月20日（金）正午までに指定の質問書によ
りFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当

に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出
期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 平成30年4月26日（木）までに津市ホームページ「入
札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認
めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してく
ださい。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に
限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれか
の方法で郵送するものとし、持参は認めません。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から平成30年5月11日（金）までに必着

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市役所調達
契約課宛

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成30年5月15日（火）午前9時から

(2) 場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しな
ければなりません。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は
金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供するこ
とにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険
証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出する
ことにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、
該当者に連絡します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (10) 入札金額を訂正しているとき。
- (11) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (12) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (13) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (14) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (15) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (18) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (20) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加

者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。

- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分3箇所封印をしてください。

- (2) 前金払 有

- (3) 部分払 無

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- (6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。

- (7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

- (8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他

入札に係る一切の費用は補償しません。

- (9) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成１８年１月１日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。
- (10) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 ０５９－２２９－３１２２

F A X ０５９－２２９－３３３３

津市公告第 4 2 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」といいます。）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」といいます。）第 4 条の規定により公告します。

平成 30 年 4 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成 29 年度営教総補第 76 号
津市立藤水小学校大規模改造（第二期）工事
- (2) 工事場所 津市藤方地内
- (3) 工事概要 大規模改造
改修
（防水改修、外壁改修、建具改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修）
外構
※上記に係る建築工事等 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から起算して 235 日間
- (5) 予定価格 197,572,000 円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から本契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成 18 年 1 月 1 日施行。以下「要領」といいます。）第 4 条第 1 項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第 4 条第 2 項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行

に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登録されている者
- (6) 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 建築一式工事に係る格付区分がＡの者
- (9) 本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者
（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続３か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 平成３０年４月２日（月）から同月１３日（金）まで
- (2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。
 - ア 提出期間 平成３０年４月２日（月）から同月１３日（金）午後５時まで
 - イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当
 - ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

(2) 提出書類

- ア 津市条件付一般競争入札参加申込書
- イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し
- ウ 審査基準日が平成27年10月1日から平成28年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- エ 配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し
- オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
- カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）
- キ 施工計画書
- ク 宣誓書

(3) 入札参加資格の審査結果については、平成30年4月23日（月）までに文書で通知します。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧

- ア 閲覧期間 平成30年4月2日（月）から同年5月11日（金）まで
- イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ「入札・契約」

(2) 購入

- ア 購入期間 上記(1)アに同じ
- イ 購入場所 津市一志町井関96番地1
創作工房ネオ（電話 059-293-6100）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

- ア 質問受付 平成30年4月6日（金）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。
- イ 回答方法 平成30年4月11日（水）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 平成30年4月20日（金）正午までに指定の質問書により F A X又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、F A Xの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 平成30年4月26日（木）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から平成30年5月11日（金）までに必着

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成30年5月15日（火）午前9時30分から

(2) 場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、

該当者に連絡します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (10) 入札金額を訂正しているとき。
- (11) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (12) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (13) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (14) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (15) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (18) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (20) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分3箇所を封印をしてください。

- (2) 前金払 有

- (3) 部分払 無

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- (6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。

- (7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

- (8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

- (9) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成１８年１月１日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。

- (10) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 ０５９－２２９－３１２２

FAX ０５９－２２９－３３３３

津市公告第 4 3 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」といいます。）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」といいます。）第 4 条の規定により公告します。

平成 30 年 4 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成 30 年度営消総第 1 号
津市久居消防署南分署建築工事
- (2) 工事場所 津市雲出本郷町地内
- (3) 工事概要 新築
鉄骨造 2 階建 延面積 871 m²
※上記に係る建築工事 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から起算して 245 日間
- (5) 予定価格 250,976,000 円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から本契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成 18 年 1 月 1 日施行。以下「要領」といいます。）第 4 条第 1 項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第 4 条第 2 項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再

生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登録されている者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 建築一式工事に係る格付区分がAの者
- (9) 本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者
（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 平成30年4月2日（月）から同月13日（金）まで
- (2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。
 - ア 提出期間 平成30年4月2日（月）から同月13日（金）午後5時まで
 - イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当
 - ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。
- (2) 提出書類
 - ア 津市条件付一般競争入札参加申込書
 - イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し

- ウ 審査基準日が平成27年10月1日から平成28年9月30日までの
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
 - エ 配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技
術者講習修了証の写し
 - オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
 - カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可
（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）
 - キ 施工計画書
 - ク 宣誓書
- (3) 入札参加資格の審査結果については、平成30年4月23日（月）まで
に文書で通知します。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧

- ア 閲覧期間 平成30年4月2日（月）から同年5月11日（金）まで
- イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ
「入札・契約」

(2) 購入

- ア 購入期間 上記(1)アに同じ
- イ 購入場所 津市一志町井関96番地1
創作工房ネオ（電話 059-293-6100）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

- ア 質問受付 平成30年4月6日（金）正午までに指定の質問書により
FAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に
提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期
限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。
- イ 回答方法 平成30年4月11日（水）までに津市ホームページ「入
札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認
めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してく
ださい。

(2) 見積に関する質疑等

- ア 質問受付 平成30年4月20日（金）正午までに指定の質問書によ
りFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当

に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 平成30年4月26日（木）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から平成30年5月11日（金）までに必着

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成30年5月15日（火）午前10時から

(2) 場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (10) 入札金額を訂正しているとき。
- (11) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (12) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (13) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (14) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (15) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (18) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (20) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加

者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。

- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分3箇所封印をしてください。

- (2) 前金払 有

- (3) 部分払 無

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- (6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。

- (7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

- (8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他

入札に係る一切の費用は補償しません。

- (9) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成１８年１月１日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。
- (10) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 ０５９－２２９－３１２２

F A X ０５９－２２９－３３３３

津市公告第 4 4 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」といいます。）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」といいます。）第 4 条の規定により公告します。

平成 30 年 4 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成 29 年度営教総生学補第 77 号
津市立新町小学校大規模改造（第三期）工事
- (2) 工事場所 津市八町三丁目地内
- (3) 工事概要 大規模改造
改修
(防水改修、外壁改修、建具改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修)
外構
※上記に係る建築工事等 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から起算して 225 日間
- (5) 予定価格 302, 116, 000 円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から本契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成 18 年 1 月 1 日施行。以下「要領」といいます。）第 4 条第 1 項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第 4 条第 2 項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行

に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登録されている者
- (6) 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 建築一式工事に係る格付区分がＡの者
- (9) 本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者
（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続３か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 平成３０年４月２日（月）から同月１３日（金）まで
- (2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。
 - ア 提出期間 平成３０年４月２日（月）から同月１３日（金）午後５時まで
 - イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当
 - ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

(2) 提出書類

- ア 津市条件付一般競争入札参加申込書
- イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し
- ウ 審査基準日が平成27年10月1日から平成28年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- エ 配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し
- オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
- カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）
- キ 施工計画書
- ク 宣誓書

(3) 入札参加資格の審査結果については、平成30年4月23日（月）までに文書で通知します。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧

- ア 閲覧期間 平成30年4月2日（月）から同年5月11日（金）まで
- イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ「入札・契約」

(2) 購入

- ア 購入期間 上記(1)アに同じ
- イ 購入場所 津市一志町井関96番地1
創作工房ネオ（電話 059-293-6100）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

- ア 質問受付 平成30年4月6日（金）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。
- イ 回答方法 平成30年4月11日（水）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 平成30年4月20日（金）正午までに指定の質問書により F A X又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、F A Xの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 平成30年4月26日（木）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から平成30年5月11日（金）までに必着

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成30年5月15日（火）午前10時30分から

(2) 場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、

該当者に連絡します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (10) 入札金額を訂正しているとき。
- (11) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (12) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (13) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (14) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (15) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (18) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (20) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分3箇所封印をしてください。

- (2) 前金払 有

- (3) 部分払 無

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- (6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。

- (7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

- (8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

- (9) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成１８年１月１日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。

- (10) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 ０５９－２２９－３１２２

F A X ０５９－２２９－３３３３

津市公告第 4 5 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」といいます。）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」といいます。）第 4 条の規定により公告します。

平成 30 年 4 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成 29 年度営教総補第 78 号
津市立南郊中学校大規模改造（第二期）工事
- (2) 工事場所 津市高茶屋四丁目地内
- (3) 工事概要 大規模改造
改修
（防水改修、外壁改修、建具改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修）
増築
鉄骨造 3 階建 延面積 44 m²
外構
※上記に係る建築工事等 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から起算して 225 日間
- (5) 予定価格 303,869,000 円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から本契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成 18 年 1 月 1 日施行。以下「要領」といいます。）第 4 条第 1 項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第 4 条第 2 項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申

立て、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登載されている者
- (6) 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 建築一式工事に係る格付区分がＡの者
- (9) 本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者
（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続３か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 平成３０年４月２日（月）から同月１３日（金）まで
- (2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。
ア 提出期間 平成３０年４月２日（月）から同月１３日（金）午後５時まで

イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当

ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

(2) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が平成27年10月1日から平成28年9月30日までの
経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し

オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）

キ 施工計画書

ク 宣誓書

(3) 入札参加資格の審査結果については、平成30年4月23日（月）までに文書で通知します。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧

ア 閲覧期間 平成30年4月2日（月）から同年5月11日（金）まで

イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ
「入札・契約」

(2) 購入

ア 購入期間 上記(1)アに同じ

イ 購入場所 津市一志町井関96番地1
創作工房ネオ（電話 059-293-6100）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 平成30年4月6日（金）正午までに指定の質問書により
FAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に
提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期
限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 平成30年4月11日（水）までに津市ホームページ「入
札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認

めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 平成30年4月20日（金）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 平成30年4月26日（木）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から平成30年5月11日（金）までに必着

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成30年5月15日（火）午前11時から

(2) 場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提出することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (10) 入札金額を訂正しているとき。
- (11) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (12) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (13) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (14) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (15) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (18) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (20) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第 12 条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分 3 箇所封印をしてください。

- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 無
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- (6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 18 年津市条例第 53 号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締

結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。

(7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

(8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

(9) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成18年1月1日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。

(10) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 059-229-3122

FAX 059-229-3333

津市公告第 4 6 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」といいます。）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」といいます。）第 4 条の規定により公告します。

平成 30 年 4 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成 29 年度営教総補第 79 号
津市立久居中学校大規模改造（第一期）工事
- (2) 工事場所 津市久居西鷹跡町地内
- (3) 工事概要 大規模改造
改修
（防水改修、外壁改修、建具改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修）
外構
※上記に係る建築工事等 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から起算して 235 日間
- (5) 予定価格 391,232,000 円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から本契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成 18 年 1 月 1 日施行。以下「要領」といいます。）第 4 条第 1 項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第 4 条第 2 項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行

に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登録されている者
- (6) 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 建築一式工事に係る格付区分がＡの者
- (9) 本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者
（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続３か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 平成３０年４月２日（月）から同月１３日（金）まで
- (2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。
 - ア 提出期間 平成３０年４月２日（月）から同月１３日（金）午後５時まで
 - イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当
 - ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

(2) 提出書類

- ア 津市条件付一般競争入札参加申込書
- イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し
- ウ 審査基準日が平成27年10月1日から平成28年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- エ 配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し
- オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
- カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）
- キ 施工計画書
- ク 宣誓書

(3) 入札参加資格の審査結果については、平成30年4月23日（月）までに文書で通知します。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧

- ア 閲覧期間 平成30年4月2日（月）から同年5月11日（金）まで
- イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ「入札・契約」

(2) 購入

- ア 購入期間 上記(1)アに同じ
- イ 購入場所 津市一志町井関96番地1
創作工房ネオ（電話 059-293-6100）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

- ア 質問受付 平成30年4月6日（金）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。
- イ 回答方法 平成30年4月11日（水）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 平成30年4月20日（金）正午までに指定の質問書により F A X又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、F A Xの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 平成30年4月26日（木）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から平成30年5月11日（金）までに必着

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成30年5月15日（火）午前11時30分から

(2) 場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、

該当者に連絡します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (10) 入札金額を訂正しているとき。
- (11) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (12) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (13) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (14) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (15) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (18) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (20) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分3箇所封印をしてください。

- (2) 前金払 有

- (3) 部分払 無

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- (6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。

- (7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

- (8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

- (9) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成１８年１月１日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。

- (10) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 ０５９－２２９－３１２２

FAX ０５９－２２９－３３３３

津市公告第 4 7 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」といいます。）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」といいます。）第 4 条の規定により公告します。

平成 30 年 4 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成 29 年度営教総補第 80 号
津市立西が丘小学校大規模改造（第一期）工事
- (2) 工事場所 津市長岡町地内
- (3) 工事概要 大規模改造
改修
（防水改修、外壁改修、建具改修、内外装改修、塗装改修、躯体改修）
外構
※上記に係る建築工事等 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から起算して 245 日間
- (5) 予定価格 478,781,000 円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から本契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成 18 年 1 月 1 日施行。以下「要領」といいます。）第 4 条第 1 項に掲げる要件を備えている者
- (3) 要領第 4 条第 2 項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は会社法の施行

に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において建築一式工事を希望業種として登録されている者
- (6) 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第３条に規定する特定建設業の許可（建築工事業）を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 建築一式工事に係る格付区分がＡの者
- (9) 本件工事に、建築工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者
（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
（本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続３か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。）

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 平成３０年４月２日（月）から同月１３日（金）まで
- (2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。
 - ア 提出期間 平成３０年４月２日（月）から同月１３日（金）午後５時まで
 - イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当
 - ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

(2) 提出書類

- ア 津市条件付一般競争入札参加申込書
- イ 建築工事業に係る特定建設業の許可証の写し
- ウ 審査基準日が平成27年10月1日から平成28年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
- エ 配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し
- オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類
- カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）
- キ 施工計画書
- ク 宣誓書

(3) 入札参加資格の審査結果については、平成30年4月23日（月）までに文書で通知します。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧

- ア 閲覧期間 平成30年4月2日（月）から同年5月11日（金）まで
- イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ「入札・契約」

(2) 購入

- ア 購入期間 上記(1)アに同じ
- イ 購入場所 津市一志町井関96番地1
創作工房ネオ（電話 059-293-6100）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

- ア 質問受付 平成30年4月6日（金）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。
- イ 回答方法 平成30年4月11日（水）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 平成30年4月20日（金）正午までに指定の質問書により F A X 又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、F A X の場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 平成30年4月26日（木）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から平成30年5月11日（金）までに必着

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成30年5月15日（火）午後1時から

(2) 場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、

該当者に連絡します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (10) 入札金額を訂正しているとき。
- (11) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (12) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (13) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (14) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (15) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (18) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (20) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第12条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分3箇所封印をしてください。

- (2) 前金払 有

- (3) 部分払 無

- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が2人以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。

- (6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成18年津市条例第53号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。

- (7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。

- (8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

- (9) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成１８年１月１日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。

- (10) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 ０５９－２２９－３１２２

F A X ０５９－２２９－３３３３

津市公告第 48 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」といいます。）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」といいます。）第 4 条の規定により公告します。

平成 30 年 4 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成 30 年度営ス振継第 2 号
旧津市民プール解体工事
- (2) 工事場所 津市殿村地内
- (3) 工事概要 解体
温水プール棟 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建
延面積 2,059 m²
屋外プール更衣棟 鉄筋コンクリート造一部鉄骨造 2 階建
延面積 332 m²
屋外スタンド棟 鉄筋コンクリート造平家建
延面積 144 m²
屋外便所機械棟 鉄筋コンクリート造平家建
延面積 101 m²
体育室棟、児童プール機械室棟、児童プール、50 m プール、空中通路、土のう置場、外構、駐輪場
※上記に係る解体工事 一式
- (4) 工期 本契約の締結の日から起算して 445 日間
- (5) 予定価格 311,363,000 円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件工事の条件付一般競争入札に参加できる者は、本件入札に係る公告日から本契約の締結日までの間において、次の各号のいずれにも該当する者とし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた者とします。

- (1) 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者
- (2) 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成 18 年 1 月 1 日施行。

以下「要領」といいます。) 第4条第1項に掲げる要件を備えている者

- (3) 要領第4条第2項各号の一に該当しない者
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）第64条の規定による改正前の商法（明治32年法律第48号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。
- (5) 津市競争入札参加資格者名簿において解体工事（経過措置が適用される場合は、とび・土工・コンクリート工事）を希望業種として登載されている者
- (6) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（解体工事業（経過措置が適用される場合は、とび・土工工事業））を受けている者
- (7) 本市の区域内に本店を有する者
- (8) 解体工事（経過措置が適用される場合は、とび・土工・コンクリート工事）に係る格付区分がA1の者
- (9) 本件工事に、解体工事業（経過措置が適用される場合は、とび・土工工事業）の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できる者
(配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。)
- (10) 上記(9)に掲げる者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。
(本件入札に係る入札参加申込書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にあるものに限ります。)

- (11) 官公庁等で発注された工事で、過去１０年間（平成２０年度以降）に施工が完了した、次の工事の元請又は下請実績を有する者

解体又はとび・土工・コンクリート工事等で発注された解体工事等（建築一式工事等に含まれるものを除く。）

- (12) 産業廃棄物の収集及び運搬の許可を有する者

3 入札参加申込書等の配付

- (1) 配付期間 平成３０年４月２日（月）から同月１３日（金）まで

- (2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札・契約」からダウンロード

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

- (1) 本件工事の条件付一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければなりません。

ア 提出期間 平成３０年４月２日（月）から同月１３日（金）午後５時まで

イ 提出場所 津市総務部調達契約課工事契約担当

ウ 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

- (2) 提出書類

ア 津市条件付一般競争入札参加申込書

イ 解体工事業（経過措置が適用される場合は、とび・土工・コンクリート工事業）に係る特定建設業の許可証の写し

ウ 審査基準日が平成２７年１０月１日から平成２８年９月３０日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し

エ 配置予定監理技術者に係る監理技術者資格者証（表・裏）及び監理技術者講習修了証の写し

オ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

カ 営業所専任技術者証明書又は専任技術者一覧表の写し（建設業許可（更新）申請に必要な専任技術者調書の写し）

キ 上記２(11)に規定する施工実績を証する書類（施工実績届出書及び工事内容等が確認できる書類）

ク 産業廃棄物の収集及び運搬の許可証の写し

ケ 施工計画書

コ 宣誓書

- (3) 入札参加資格の審査結果については、平成３０年４月２３日（月）まで

に文書で通知します。

5 設計図書等の閲覧等

(1) 閲覧

- ア 閲覧期間 平成30年4月2日（月）から同年5月11日（金）まで
- イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ「入札・契約」

(2) 購入

- ア 購入期間 上記(1)アに同じ
- イ 購入場所 津市一志町井関96番地1
創作工房ネオ（電話 059-293-6100）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

- ア 質問受付 平成30年4月6日（金）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。
- イ 回答方法 平成30年4月11日（水）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

- ア 質問受付 平成30年4月20日（金）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。
- イ 回答方法 平成30年4月26日（木）までに津市ホームページ「入札・契約」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

(1) 入札書の郵送期間

適格通知書受領の日から平成30年5月11日（金）までに必着

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市役所調達
契約課宛

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成30年5月15日（火）午後1時30分から

(2) 場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札書に入札者の記名押印のないとき。
- (10) 入札金額を訂正しているとき。

- (11) 入札書の日付がない又は適格通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (12) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (13) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (14) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (15) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 積算内訳書に入札者の記名押印のないとき。
- (18) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (20) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札をしたとき。
- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第 12 条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、入札者の所在地、商号（名称）、代表者氏名、印（使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名及び工事場所

を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、貼合わせ部分 3 箇所封印をしてください。

- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 有（1 回）
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 1 0 0 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 1 0 8 分の 1 0 0 に相当する金額を入札書に記載してください。
- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。

なお、落札者となるべき同価格の入札者が 2 者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。
- (6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成 1 8 年津市条例第 5 3 号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。
- (7) この入札に係る費用は、すべて入札参加者の負担とします。
- (8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。

なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (9) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成 1 8 年 1 月 1 日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。
- (10) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 0 5 9 － 2 2 9 － 3 1 2 2

F A X 0 5 9 － 2 2 9 － 3 3 3 3

津市公告第 49 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」といいます。）第 167 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号。以下「規則」といいます。）第 4 条の規定により公告します。

平成 30 年 4 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 平成 30 年度建整橋維補継第 1 号
津興橋大規模更新事業に伴う仮橋架設等工事
- (2) 工事場所 津市津興ほか 2 町地内
- (3) 工事概要 仮橋・仮栈橋上部工 136m
橋脚工 149 本
- (4) 工期 本契約の締結の日から起算して 700 日間
- (5) 予定価格 977,527,000 円（税抜き）

2 入札参加者に必要な資格

本件入札は、特定建設工事共同企業体による入札としますので、本件入札に参加できる者については、本件入札に係る公告日から本契約の締結日まで
の間において、特定建設工事共同企業体の構成員全員が次に掲げる条件を全
て満たし、かつ本件入札の参加資格の認定を受けた特定建設工事共同企業体
とします。

- (1) 特定建設工事共同企業体の構成員共通の資格要件

ア 施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者

イ 津市建設工事等条件付一般競争入札実施要領（平成 18 年 1 月 1 日施行。以下「要領」といいます。）第 4 条第 1 項に掲げる要件を備えている者

ウ 要領第 4 条第 2 項各号の一に該当しない者

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく清算の開始又は会

社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成 17 年法律第 87 号）第 64 条の規定による改正前の商法（明治 32 年法律第 48 号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であって、手続開始決定の日を基準日とする経営事項審査（その日以後迎えた決算日を基準日とする経営事項審査を受けている場合にあっては、当該経営事項審査）の結果に基づき、建設工事について入札参加資格を認められ、かつ、再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

(2) 特定建設工事共同企業体の構成に関する事項

特定建設工事共同企業体の結成に当たっては、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- ア 構成員の数は 2 者とし、代表構成員及び第 2 構成員においては、各 1 者の組み合わせで自主結成すること。
- イ 運営形態は、全ての構成員が一体となって工事を施工する共同施工方式であること。
- ウ 構成員の出資比率の最小限度基準は、20%以上であること。
- エ 構成員は、本工事について他の特定建設工事共同企業体の構成員でないこと。
- オ 共同企業体の構成員間で、実質的に経営が同一（当該企業の発行済株式総数の 100 分の 50 を超える株式を有し又はその出資の総額 100 分の 50 を超える出資をしている場合、若しくは当該企業の代表権を有する役員を兼ねている場合など、入札に参加する他の入札参加者との間に資本的又は人的関係がある者）でないこと。
- カ 構成員の変更は、原則として認めません。ただし、やむを得ない事情が生じた場合は、津市と協議を行ってください。

(3) 特定建設工事共同企業体の存続期間

本工事の請負契約の相手方となった特定建設工事共同企業体については、成立してから本工事の請負契約の履行完了後 3 か月を経過するまで存続すること。また、本工事の相手方とならなかった特定建設工事共同企業体は、本件入札に係る本契約が締結された日又は締結される見込みがなくなった日までを存続期間とすること。

(4) 代表構成員の資格要件

代表構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として登録されている者

イ 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条に規定する特定建設業の許可（土木工事業）を受けている者

ウ 三重県、愛知県又は岐阜県内に本店又は支店若しくは営業所等（建設工事の請負契約を締結する権限を有する者が常駐している事務所をいいます。）を有する者

エ 審査基準日が平成27年10月1日から平成28年9月30日までの経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書に記載の土木一式工事の総合評定値が、1,200点以上の者

オ 構成員のうち施工能力及び出資比率が最大の者（出資比率が同等の場合は、施工能力の大きい者）

カ 官公庁等で発注された工事で、過去10年間（平成20年度以降）に施工が完了した、次のいずれかの元請実績を有する者（共同企業体による工事の場合は、代表構成員としての実績に限ります。）

- ・橋長110m以上の仮橋（車道橋）架設工事
- ・単一面積760m²以上の仮栈橋架設工事、作業構台設置工事又は路面覆工（路面覆工については、仮栈橋又は作業構台と同一構造に限ります。）

※同一構造とは、「覆工板を覆工受桁（I形鋼又はH形鋼）で受け、その荷重を桁受けで支柱（橋脚）に伝達する構造」のことをいいます。

キ 本工事の施工現場に、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であり、土木工事業の監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する監理技術者を専任で配置できること。（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）

ク 上記(4)キに掲げる者は、代表構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限ります。）

(5) 第2構成員の資格要件

第2構成員は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

ア 津市競争入札参加資格者名簿において土木一式工事を希望業種として

登載されている者

イ 建設業法第3条に規定する特定建設業の許可（土木工事業）を受けている者

ウ 本市の区域内に本店を有する者

エ 土木一式工事に係る格付区分がA1の者

オ 本工事の施工現場に、一級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を専任で配置できること。（配置予定の技術者が施工中の他の工事に従事している場合は、本契約の締結の日時点で他の工事の完成検査が終了していること。）

カ 上記(5)オに掲げる者は、第2構成員と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。（本件入札に係る入札参加資格審査申請書の提出日において連続3か月以上直接的な雇用関係にある者に限ります。）

3 入札参加資格審査申請書等の配付

(1) 配付期間 平成30年4月2日（月）から同年4月20日（金）まで

(2) 配付場所 津市総務部調達契約課工事契約担当又は津市ホームページ「入札情報」からダウンロード

4 入札参加資格審査申請書等の提出等

入札参加者は、上記2に定めるところに従い特定建設工事共同企業体を結成した上、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の認定を受けなければなりません。

なお、提出期間に当該書類等を提出しない特定建設工事共同企業体又は本件入札の参加資格が認定されなかった特定建設工事共同企業体は、本件入札に参加することはできません。

(1) 提出期間 平成30年4月2日（月）から同年4月20日（金）午後5時まで

(2) 提出先 津市総務部調達契約課工事契約担当

(3) 提出方法 持参によることとし、その他の方法は認めません。

(4) 提出書類

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

イ 特定建設工事共同企業体協定書の写し

ウ 使用印鑑届

エ 委任状

オ 特定建設工事共同企業体構成員の状況調書

カ 配置予定技術者等届出書

キ 上記 2 (4)カに規定する施工実績を証する書類（施工実績届出書及び工事内容等が確認できる書類）

ク 各構成員の特定建設業の許可証の写し

ケ 各構成員の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（審査基準日が平成 27 年 10 月 1 日から平成 28 年 9 月 30 日までのもの）

コ 配置予定技術者の資格証の写し

サ 配置予定技術者等との雇用関係が確認できる書類

シ 各構成員の営業所専任技術者証明書の写し（建設業許可申請に必要な営業所の専任技術者調書の写し）

ス 施工計画書

セ 宣誓書

(5) 入札参加資格審査結果の通知

ア 入札参加資格の審査結果は、平成 30 年 5 月 1 日（火）までに代表構成員に対し、特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書により通知します。

イ 入札参加者は、入札参加資格が認定されなかった場合、特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書を受けとった日の翌日から 2 日以内に書面により説明を求めることができますものとしします。

5 設計図書の閲覧等

(1) 閲覧

ア 閲覧期間 平成 30 年 4 月 2 日（月）から平成 30 年 5 月 11 日（金）まで

イ 閲覧場所 津市総務部調達契約課工事契約担当及び津市ホームページ「入札情報」

(2) 購入

ア 購入期間 上記(1)アに同じ

イ 購入場所 津市一志町井関 96 番地 1
創作工房ネオ（電話 059-293-6100）

6 工事の質疑等

(1) 施工計画に関する質疑等

ア 質問受付 平成 30 年 4 月 11 日（水）正午までに指定の質問書により F A X 又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当

に提出してください。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 平成30年4月16日（月）までに津市ホームページ「入札情報」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

(2) 見積に関する質疑等

ア 質問受付 平成30年4月20日（金）正午までに指定の質問書によりFAX又は持参にて、津市総務部調達契約課工事契約担当に提出してください。

なお、FAXの場合は、質問書の提出期限時刻必着とし、必ず着信の確認を行ってください。

イ 回答方法 平成30年4月26日（木）までに津市ホームページ「入札情報」にて掲載します。また、回答に対する再質問は認めないため、質問書には質問内容を明確に記載し提出してください。

7 入札方法

入札方法は、郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、持参は認めません。

(1) 入札書の郵送期間

特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書受領の日から平成30年5月11日（金）までに必着

(2) 入札書の郵送提出先

〒514-8799 日本郵便（株）津中央郵便局留 津市役所調達契約課宛

8 開札の日時及び場所

(1) 日時 平成30年5月15日（火）午後2時00分から

(2) 場所 津市本庁舎7階入札室

9 入札保証金

入札保証金は免除します。

10 契約保証金

契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。

また、規則第28条第1項第1号に規定する履行保証保険契約に係る保険証券又は同項第2号に規定する工事履行保証契約に係る保証証券を提出することにより、契約保証金の納付を免除することができます。

11 開札の立会い

開札に当たり、資格を有すると認められた者の中から立会人2者を選定し、該当者に連絡します。

12 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 申請書類等に虚偽の記載があるとき。
- (3) 申請書類等に不備があるとき。
- (4) 適正な代理権限を欠いた者によって手続が行われたとき。
- (5) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (6) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。
- (7) 著しく信義に反する行為をしたとき。
- (8) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (9) 入札書に入札者（構成員全社）の記名押印のないとき。
- (10) 入札金額を訂正しているとき。
- (11) 入札書の日付がない又は特定建設工事共同企業体資格審査結果通知書受領の日から開札日までの期間内の日付となっていないとき。
- (12) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (13) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (14) 指定された郵送方法以外の方法により入札書を提出したとき。
- (15) 入札書が提出期限までに提出されないとき。
- (16) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (17) 積算内訳書に入札者（代表構成員）の記名押印のないとき。
- (18) 入札金額と積算内訳書の合計金額が異なるとき。
- (19) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (20) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札

をしたとき。

- (21) 本市が配付する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送したとき。
- (22) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (23) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (24) 前号までに掲げるもののほか、本市が特に指定した事項に違反したとき。

13 最低制限価格

規則第 12 条の規定に基づき、最低制限価格を設けます。

14 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

15 契約書作成の要否

契約書作成は要とします。また、契約条項については、津市工事請負契約約款によるものとします。

16 その他の注意事項

- (1) 入札書は、入札日（開札日）、共同企業体の名称、各構成員の所在地、各構成員の名称、各構成員の代表者氏名、各構成員の印、入札金額、工事名及び工事場所を鮮明に表示してください。

なお、入札書は、指定した封筒に入れ、開札日時、件名及び差出人名を記入の上、3箇所を封印をしてください。

- (2) 前金払 有
- (3) 部分払 有（2回以内）
- (4) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 8 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 108 分の 100 に相当する金額を入札書に記載してください。

- (5) 落札者の決定については、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札者とします。
- なお、落札者となるべき同価格の入札者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定します。
- (6) 本工事に係る請負契約は、津市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成１８年津市条例第５３号）に該当するものであり、議会の議決を要するものであるため、落札後速やかに仮契約を締結し、当該議決を経た後直ちに本契約とします。
- (7) この入札に係る費用は、全て入札参加者の負担とします。
- (8) 談合情報、天災その他やむを得ない事由により入札を行うことができないときは、入札を延期又は中止することがあります。
- なお、入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。
- (9) この入札に係る談合情報の通報等があったときは、津市入札談合情報処理要領（平成１８年１月１日施行）に基づき、落札を保留又は取り消す場合があります。
- (10) 入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

担当課（問い合わせ先）

津市総務部調達契約課工事契約担当

電話番号 ０５９－２２９－３１２２

FAX ０５９－２２９－３３３３

津市公告第 5 0 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 3 0 年 4 月 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成 3 0 年 3 月 2 6 日
- 2 抑留期間 平成 3 0 年 4 月 4 日まで

捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市久居緑ヶ丘	トイプードル	黒	雄	小	9 1 日以上	首輪あり

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2
三重県津保健所 衛生指導課
電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市公告第 5 1 号

条件付一般競争入札（以下「本件入札」といいます。）を執行しますので、地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「令」といいます。）第 1 6 7 条の 6 第 1 項及び津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号。以下「規則」といいます。）第 4 条の規定により、次のとおり公告します。

平成 3 0 年 4 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 本件入札に付する事項

(1) 業務委託名

平成 3 0 年度津市救急・健康相談ダイヤル 2 4 事業業務委託

(2) 業務委託の概要

ア 業務の内容

電話による救急医療相談、健康相談、妊娠・出産・育児相談、健康づくりに関する相談、メンタルヘルスに関する相談、介護相談、医療機関の紹介等

イ 業務の実施体制

(ｱ) 業務の履行期間等

業務の履行期間は、平成 3 0 年 5 月 1 日から平成 3 1 年 3 月 3 1 日までの毎日とし、1 日当たり 2 4 時間とします。

(ｲ) コールセンターの設置等

相談業務に対応するためコールセンターを設置し、コールセンターには、前号アに掲げる各種相談に応じて、適切なアドバイス等を提供するための必要な知識・経験等を有する医師、看護師、保健師、管理栄養士、心理カウンセラー、ケアマネージャー等専門職を配置することとします。医師にあつては、相談業務の実施期間中、コールセンターに常駐（2 4 時間対応）させることとします。

2 本件入札の参加者に必要な資格

本件入札に参加できる者は、次に掲げる条件をすべて満たすものとします。

(1) 令第 1 6 7 条の 4 の規定に該当しない者

(2) 国税及び地方税を滞納していないこと。

(3) 民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）に基づく再生手続開始の申立

て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始を申立て、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除きます。

- (4) 手形交換所から取引停止処分を受けるなど経営状態が著しく不健全でない者
- (5) 津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 本件入札の公告日の前５年以内に、本件業務委託と同種、同規模以上の救急・健康相談に係る電話相談業務を国、地方公共団体又は独立行政法人等から受注した履行実績があること。
- (7) 日本国内に本社又は支社が所在していること。
- (8) プライバシーマークの使用を認められていること、又は JIS Q 27001（ISO/IEC 27001）に基づく ISMS 適合性評価制度の認証を受けていること。

3 本件入札の参加申込みに係る書類の配付

- (1) 期間
平成３０年４月５日（木）から平成３０年４月１６日（月）まで
- (2) 場所
津市健康福祉部地域医療推進室（〒514-0035 津市西丸之内３７番８号 津市教育委員会庁舎２階）
- (3) 時間
市役所開庁日の午前８時３０分から午後５時１５分まで
- (4) 上記以外の配布先
インターネットによるダウンロードサービス
津市ホームページ＞地域医療推進室
(<http://www.info.city.tsu.mie.jp/www/contents/1001000000504/index.html>)

4 本件入札に係る仕様書等に関する質問及び回答

- (1) 質問書の提出期限等

ア 提出期限

平成30年4月10日（火）午後5時15分まで

イ 提出場所

津市健康福祉部地域医療推進室（〒514-0035 津市西丸之内37番8号 津市教育委員会庁舎2階）

ウ 提出方法

仕様書等に関する質問書（第1号様式）に質問内容を記入の上、提出場所に持参、郵送、電子メール又はファクシミリ（電子メールの場合は、押印が分かるように第1号様式をPDFファイル等に複写することとします。）により提出することとします。

《送信先》

電子メールアドレス 229-3372@city.tsu.lg.jp

ファクシミリ番号 059-229-3018

エ その他

電話及び口頭による質問、提出期限を過ぎて提出された質問書及び押印のない質問書はこれを受け付けないものとします。また、郵送、電子メール及びファクシミリの場合は電話等で到着の確認を必ず行うこととします。

(2) 質問に対する回答

ア 回答期日

平成30年4月12日（木）

イ 回答方法

津市ホームページ地域医療推進室ページ内で公開します。再質問は受け付けないので、質問内容を明確に記載することとします。（質問者名は非公開とします。）

5 本件入札の参加資格の確認等

本件入札に参加しようとする者は、次に掲げるところにより書類等を提出し、本件入札の参加資格の確認を受けなければならないこととします。提出期間内に当該書類等を提出しない者又は本件入札の参加資格を有することが認められなかった者は、本件入札に参加することはできないこととします。

(1) 提出期限

平成30年4月16日（月）午後5時15分まで

※ この期限を過ぎて送達された申請書類は受理しないこととします。

また、郵送等の場合、未達等のトラブルに関して、本市では一切の責任を負わないので、必ず電話等で到着の確認を行うこととします。

(2) 提出場所

津市健康福祉部地域医療推進室（〒514-0035 津市西丸之内37番8号
津市教育委員会庁舎2階）

(3) 提出方法

提出場所に持参又は郵送によるものとし、郵送の場合においては、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法によるものとします。

(4) 提出書類

提出書類は、次のとおりとし、それぞれ正本1部を提出することとします。ただし、官公署が交付した証明書類等については、申請書提出時における最新のもの（申請日以前3ヶ月以内に発行されたもの）を提出することとし、下記にコピー可と記載のある証明書類は、写真機・複写機等を使用して機械的な方法により複写したもので、ほぼ原寸大（原寸がA4版以外の版形のものは、できる限りA4版に拡大又は縮小することとします。）であり、かつ、鮮明であるものに限り、写しによって差し支えないものとします。

なお、津市競争入札参加資格者名簿に登録されている者については、オからキまでの書類の提出を省略することができるので、その旨をアの書類に記載することとします。

※ 申請書類は、提出書類一覧表の番号順に並べて提出することとします。

ア 条件付一般競争入札参加資格審査申請書（第2号様式）

イ 宣誓書（第3号様式）

ウ 業務実績届出書（第4号様式）並びに当該業務委託契約書の写し又は履行証明書（いずれも仕様書を含むものとします。）

エ 納税証明書

(ア) 国税に係る納税証明書

「法人税」及び「消費税及地方消費税」について未納税額のない証明書（その3の3）

(イ) 市町村税完納証明書

所在地の市町村税完納証明書

オ 登記事項証明書（全部証明書）

カ 印鑑証明書

キ 使用印鑑届（第 5 号様式）

入札、見積及び契約について使用する印鑑が異なる場合は使用印を、
実印と同じ場合は実印を押印したものの提出することとします。

ク プライバシーマークの使用を認められていること又は JIS Q 27001
（ISO/IEC 27001）に基づく ISMS 適合性評価制度の認証を受けているこ
とが確認できる登録証の写し等の書類（コピー可）

(5) 本件入札の参加資格の確認結果の通知

本件入札の参加資格の確認結果は、平成 30 年 4 月 18 日（水）までに
条件付一般競争入札参加資格審査確認結果通知書（第 6 号様式）により通
知するものとします。

なお、本件入札の参加資格の確認を申請した際に提出された書類は、本
件入札の参加資格の確認の有無にかかわらず、返却しないものとします。

6 入札及び開札

(1) 日時

平成 30 年 4 月 19 日（木）午後 2 時

(2) 場所

津市教育委員会庁舎 教育委員会室（津市教育委員会庁舎 4 階）

(3) その他

入札前に入札者確認票（第 7 号様式）を提出し、確認を受けることとし
ます。

7 入札保証金

入札保証金は、免除とします。

8 入札の無効

規則第 19 条各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

9 契約保証金

契約の締結に際に契約金額の 100 分の 10 以上の契約保証金を納付しな
ければなりません。ただし、規則第 28 条第 1 項各号のいずれかに該当する
場合は、契約保証金を免除とします。

10 その他の注意事項

(1) 入札に当たっては、入札書（第 8 号様式）を使用し、仕様書に基づく入
札金額等を鮮明に表示し、封筒（条件付一般競争入札参加者心得参照）に
入れ、貼合わせ部分に 3 箇所の封印をすることとします。入札金額は、総

合計金額（消費税及び地方消費税額抜き）をもって表示することとします。
また、再度入札（原則として２回）に備えて、入札書の予備を準備しておくこととします。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の１００分の８に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の１０８分の１００に相当する金額を入札書に記載することとします。

なお、落札者の決定は、予定価格の範囲内において、最低価格入札者とし、最低価格入札者が２者以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定するものとします。

- (3) 本件入札に係る費用は、すべて入札者の負担とします。
- (4) 天災その他やむを得ない事由により、入札を延期又は中止した場合における見積りに係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しないものとします。
- (5) その他入札に関するの詳細は、別添「条件付一般競争入札参加者心得」のとおりとします。

【問い合わせ先】

〒514-0035 津市西丸之内３７番８号

津市健康福祉部地域医療推進室（地域医療担当）

電話番号 ０５９－２２９－３３７２

ファクシミリ番号 ０５９－２２９－３０１８

電子メールアドレス 229-3372@city.tsu.lg.jp

津市公告第 5 2 号

次のとおり一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

平成 3 0 年 4 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 入札に付する事項

- (1) 件名 市有財産売却に係る一般競争入札
- (2) 売却物件の概要

物件 番号 及び 区分 番号	物件 の 種類	物件の所在	地目	地積	備考
1	土地	津市久居北口町字洗ヶ瀬 8 9 3 番 6 9	宅地	197.93 m ²	市街化区域
2	土地	津市久居北口町字洗ヶ瀬 8 9 3 番 7 0	宅地	197.93 m ²	市街化区域
3	土地	津市久居北口町字洗ヶ瀬 8 9 3 番 7 1	宅地	201.41 m ²	市街化区域
4	土地	津市久居北口町字洗ヶ瀬 8 9 3 番 7 2	宅地	201.42 m ²	市街化区域
5	土地	津市豊が丘一丁目 3 3 4 0 番 2 0 9	雑種地	808 m ²	市街化調整区域
6	土地	津市豊が丘五丁目 2 3 8 6 番 3 3 4	雑種地	500 m ²	市街化調整区域
7	土地	津市河芸町上野字鐘鋳場 3 3 3 9 番 1 3 8	宅地	256.52 m ²	市街化調整区域

2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、個人及び法人とし、次に該当する者は、入札に参加できません。

- (1) 地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含みます。以下同じ。）、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者
- (2) 地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 3 条に規定する一般職及び特別職（同条第 3 項第 1 号から第 2 号までに該当する者に限ります。）

に属する津市職員

- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項各号に該当すると認められる者
- (4) 津市が定める津市インターネット公有財産売却ガイドライン及びヤフオク！に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員に該当する者（以下「暴力団員」といいます。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (6) 暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者が役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所等を代表する者をいいます。）である法人
- (7) 当該物件を暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」といいます。）の事務所その他これに類するものの用に供しようとする者
- (8) 暴力団員がその経営に実質的に関与している法人
- (9) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
- (10) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、若しくは便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
- (11) 暴力団又は暴力団員と、社会的に非難されるような関係を有している者
- (12) 暴力団又は暴力団員であることを知りながら、これを不当に利用している者
- (13) 20歳未満の者
- (14) 日本語が理解できない者
- (15) 日本国内に住所及び連絡先がない者

3 入札参加申込み

(1) 入札参加仮申込み

ア 仮申込期間

平成30年4月6日（金）13時から平成30年4月23日（月）14時まで

イ 仮申込みの方法

ヤフオク！の提供するインターネット公有財産売却システム（以下

「売却システム」といいます。) から行ってください。

(2) 入札参加申込み (本申込み)

ア 申込期間

平成30年4月6日 (金) 13時から平成30年4月23日 (月) 14時まで

イ 申込みの方法

仮申込みを行った後、次の書類を津市政策財務部財産管理課へ提出してください。

(3) 入札参加申込みに伴う提出書類

ア 公有財産売却入札等参加申込書兼入札保証金返還請求書兼口座振替依頼書 (以下「申込書」といいます。)

津市ホームページから所定の様式を出力し、実印を押印してください。

イ 住民票の写し (法人の場合は、商業登記簿謄本)

ウ 印鑑登録証明書 (法人の場合は、印鑑証明書)

エ 市町村税完納証明書

完納証明書を発行していない市区町村の場合は、以下の証明書で該当する全てのものについて、それぞれ直近2年度分を提出してください。

(ア) 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書

(イ) 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書

(ウ) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書

オ 委任状 (代理人により入札に参加する場合のみ)

代理人により入札に参加する場合は、受任者及び委任者のイ及びウが必要になります。

カ 共同入札等申出書 (一つの不動産を複数の者で共有する目的で入札参加する場合のみ)

※ 提出書類のうち、イ、ウ及びエについては、いずれも申込日において、発行後3か月以内のものに限ります。

複数物件を申し込まれる場合は、提出書類ア、オ及びカについては物件ごとに1部提出してください。イ、ウ及びエについては、1部のみ提出してください。

不動産を共同入札する場合は、共同入札者全員のイ、ウ及びエを提出してください。

一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。

(4) 入札参加申込みに当たっての留意事項

ア 物件については、現状での引渡しとなります。現状とは、「物件の現在における状況の姿のまま」との意味であり、その状況を承知の上で入札してください。

イ 物件番号１から４の物件の西側には、津市北口地区集会所及び家庭ごみ集積所があり、平日のごみ収集日（原則的に週５日）には周辺住民や収集業者の車両の往来があります。

ウ 物件番号２から４の物件には、下記のとおり電力柱、支線、電話柱、道路反射鏡又は公共施設案内表示が設置されています。

それぞれ、買受人の責任において次のとおり取り扱ってください。

物件番号及び区分番号	物件所在地	既存工作物及び取扱方法
2	津市久居北口町字洗ヶ瀬 893 番 70	・ 電話柱 1 本（1040 第 1 幹 13） 西日本電信電話株式会社に所有者変更の手続きを行ってください。 ・ 電力支線 1 条（53 す 773） 中部電力株式会社に所有者変更の手続きを行ってください。 ・ 道路反射鏡 1 本 本市が引き続き当該地に設置を行いますので、無償で用地を提供してください。買受人決定後、津市建設部津南工事事務所から使用貸借に係る手続きのご案内をします。
3	津市久居北口町字洗ヶ瀬 893 番 71	・ 電力柱 1 本及び支線 1 条（53 す 769） 中部電力株式会社に所有者変更の手続きを行ってください。
4	津市久居北口町字洗ヶ瀬 893 番 72	・ 電力柱 1 本（53 す 76 あ） 中部電力株式会社に所有者変更の手続きを行ってください。 ・ 津市北口地区集会所案内表示 1 本 本市が引き続き当該地に設置を行いますので、無償で用地を提供してください。買受人決定後、津市久居総合支所生活課から使用貸借に係る手続きのご案内をします。

エ 土地（土地に建物が存する場合は、建物を含みます。）の入札参加申込みに当たっては、購入者において関係公簿などの閲覧により十分に調査を行い、必ず現地を事前に確認してください。

オ 買い受けた土地に建物を建築できるか否かについては、購入者が関係機関に確認を行うものとします。

また、進入路、敷地出入口などの加工は、購入者が関係機関に確認の上、建築基準法、都市計画法及び道路法などの関係法令に従い、購入者の負担により行うこととなります。

カ 落札後の契約及び所有権移転登記は、原則として、申込書に記載された申込者及び共同入札等申出書に記載された共有者の名義で行います。

キ 共有する目的で申込みをされる場合、共同入札者全員が、入札参加の資格を有することが必要です。

ク 入札参加申込物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができます。

ケ 申込関係書類の提出は、郵送（書留等の記録が残る方法で送付してください。）又は直接持参にて行ってください。電話（ファックスを含みます。）等による申込受付は行いません。

コ 入札参加申込手続きが完了したときは、あらかじめ Yahoo! JAPAN ID で認証されたメールアドレスに、「本申込完了」に係る電子メールを送信します。

4 物件見学会

物件に係る現地説明会等は開催しません。

なお、物件の敷地等を随時見ていただくことは可能です。

5 予定価格（最低入札価格）と入札保証金

(1) 予定価格と入札保証金の額は次のとおりです。

物件番号 及び 区分番号	物件所在地	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金 の額
1	津市久居北口町字洗ヶ瀬 8 9 3 番 6 9	5, 389, 950 円	538, 995 円
2	津市久居北口町字洗ヶ瀬 8 9 3 番 7 0	6, 859, 950 円	685, 995 円
3	津市久居北口町字洗ヶ瀬 8 9 3 番 7 1	5, 089, 950 円	508, 995 円

4	津市久居北口町字洗ヶ瀬 8 9 3 番 7 2	6, 579, 950 円	657, 995 円
5	津市豊が丘一丁目 3 3 4 0 番 2 0 9	12, 684, 480 円	1, 268, 448 円
6	津市豊が丘五丁目 2 3 8 6 番 3 3 4	10, 539, 120 円	1, 053, 912 円
7	津市河芸町上野字鐘鋳場 3 3 3 9 番 1 3 8	3, 952, 900 円	395, 290 円

- (2) 入札参加希望者は、入札保証金として、上表の右欄に掲げる金額を入札開始3開庁日前（平成30年5月7日（月））までに、津市が指定する金融機関の口座に納付してください。口座番号等については、入札参加仮申込手続を津市が確認した後、あらかじめ Yahoo!JAPAN ID で認証されたメールアドレスに電子メールでお知らせします。
- (3) 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続を経て、申込書にて指定された口座への振込みにより返金します。ただし、落札者については、契約保証金へ充当します。
- (4) 入札保証金には、納入から返金までの期間に係る利息は付しません。
- (5) 落札者が正当な理由なく期限までに契約を締結しないときは、入札保証金（契約保証金）は、津市に帰属することとなります。

6 入札及び開札

(1) 入札期間

平成30年5月10日（木）13時から平成30年5月17日（木）13時まで

(2) 開札

平成30年5月17日（木）13時以降に行います。

(3) 入札方法

売却システムから入札価格を登録（一度のみ可能）することにより入札を行います。

入札価格の登録は、予定価格（最低入札価格）以上の額で行わなければなりません。

(4) 入札をなかったものとする取扱い

入札参加の資格を満たさない者が行った入札について、当該入札を取り消し、当該入札がなかったものとして取り扱うことがあります。

(5) 入札の中止等

不正な行為により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断される場合又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止することがあります。

7 落札者の決定

- (1) 売却システムでの入札において、津市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。
- (2) 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、売却システムにおける自動抽選で落札者を決定します。
- (3) 落札者には、あらかじめYahoo!JAPAN IDで認証されたメールアドレスに落札者として決定された旨の電子メールを送信します。
- (4) 入札参加の資格を満たさない者が落札した場合又は入札金額の入力間違いなどの場合は、落札者の決定が取り消されることがあります。この場合、物件の所有権は落札者に移転しません。

8 契約に付す条件

落札者に対しては、契約において次の条件を付します。

(1) 用途制限

落札者が、落札した物件を次の用途に供した場合は、津市は当該物件を買戻しすることがあります。

この場合、利息を付さずに契約金額で買戻しするものとします。

ア 暴力団の事務所の用途

イ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第4条第1項に規定する無差別大量殺人行為に係る用途

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に規定する風俗営業、同条第4項に規定する接待飲食等営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業に係る用途

(2) 契約の解除

津市は、買受人が次のいずれかに該当するときは、契約を解除する場合があります。

ア 買受人又は買受人の役員等（法人の場合にあつては非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者を、法人格を有しない団体にあつては代表者及び経営に実質的に関与している者を、個人事業主にあつてはその者及

びその者の支配人をいいます。以下同じ。) が次に掲げる者であると認められるとき。

(7) 暴力団員

(4) 暴力団関係者（暴力団と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者をいいます。）

イ 買受人の経営又は運営に暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団員等」といいます。）が実質的に関与していると認められるとき。

ウ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等（法人その他の団体又は個人をいいます。）と知りながら、これを不当に利用したと認められるとき。

エ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団、暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

オ 買受人又は買受人の役員等が、暴力団又は暴力団員等と密接な関係若しくは社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ 買受人が市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納していると認められるとき。

キ この契約に定める義務を履行しないとき。

(3) 買受人は、(2)の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、津市に対してその補償を請求できません。

(4) 買受人は、(2)の定めにより、津市が契約を解除したときは、買受人の負担で、物件を現状に回復して津市の指定する期日までに返還しなければなりません。ただし、津市が特に認める場合はこの限りではありません。

9 契約

(1) 契約の締結

落札者決定後、落札者は津市と契約を締結します。

(2) 契約書等の提出書類

ア 契約書

津市から2部送付しますので、2部ともに記名・押印を行い、1部のみに収入印紙を貼付の上、2部とも平成30年6月6日（水）17時15分までに提出してください。津市による記名・押印後、1部を落札者

へ返送します。契約は、津市が、落札者より返送された契約書に記名・押印したとき確定します。

イ 契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書

ウ 市町村が発行する身分証明書（法人の場合は不要）

エ 所有権移転登記嘱託請求書

オ 登録免許税法（昭和４２年法律第３５号）に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書

登録免許税額は次のとおりです。

物件番号 及び 区分番号	物件所在地	登録免許 税額
1	津市久居北口町字洗ヶ瀬 ８ ９ ３ 番 ６ ９	67,900 円
2	津市久居北口町字洗ヶ瀬 ８ ９ ３ 番 ７ ０	88,400 円
3	津市久居北口町字洗ヶ瀬 ８ ９ ３ 番 ７ １	69,100 円
4	津市久居北口町字洗ヶ瀬 ８ ９ ３ 番 ７ ２	90,000 円
5	津市豊が丘一丁目 ３ ３ ４ ０ 番 ２ ０ ９	234,500 円
6	津市豊が丘五丁目 ２ ３ ８ ６ 番 ３ ３ ４	145,100 円
7	津市河芸町上野字鐘鋳場 ３ ３ ３ ９ 番 １ ３ ８	71,100 円

※ 提出書類のうち、イ及びエについては、津市ホームページから印刷できます。

(3) 契約保証金

ア 落札者から提出された契約保証金充当依頼書兼売却代金充当依頼書に基づき、入札保証金の全額を契約保証金に充当し、その後、契約保証金の全額を売却代金に充当します。

イ 契約者が売却代金を支払期日までに納入しないなどの理由により、契約を解除した場合は、契約保証金は津市に帰属します。

10 売却代金の支払期限等

売却代金（売却代金から契約保証金を差し引いた残額）は、平成３０年６月８日（金）１７時１５分までに、次の方法のいずれかで津市へ納付しなければなりません。

- (1) 津市が用意する納付書による津市が指定する金融機関窓口からの納付
- (2) 津市が指定する金融機関の口座への振込みによる納付

- (3) 現金の直接持参（持参したその日に納入手続を行いますので、開庁日の14時まで、津市政策財務部財産管理課へ持参してください。）

11 所有権の移転・引渡し等

- (1) 売却代金の全額納付があった時に所有権が移転するものとし、移転完了後に物件を引き渡すものとします。
- (2) 物件は、現状のまま引き渡すものとし、契約締結後に瑕疵が発見された場合も、津市は一切の責任を負いません。
- (3) 物件の所有権の移転登記は津市が行いますが、所有権の移転登記に必要な登録免許税額（収入印紙）は、落札者の負担となります。
- (4) 物件を津市の許可なく第三者が占有している場合は、買受人が解決を図るものとします。

12 契約費用及び公租公課等

次に掲げる費用については、すべて買受人の負担となります。

- (1) 契約書に貼付する収入印紙（印紙税法の規定に基づき、契約金額により変動します。）
- (2) 物件引渡しに要する費用
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等
- (4) 所有権移転後の公租公課
- (5) 物件引渡し後に必要となる費用
- (6) その他契約に要する費用

13 その他

- (1) 入札に参加しようとする方は、記載された事項について熟知しておいてください。
- (2) 買い受けた土地に建物を建築するに当たっては、建築基準法（昭和25年法律第201号）、都市計画法（昭和43年法律第100号）等による指導がなされる場合がありますので、あらかじめ関係機関で確認してください。

問い合わせ先

津市政策財務部財産管理課財産活用担当

電話番号 059-229-3126

津市公告第 5 3 号

三重短期大学学務等電算処理システム機器等賃貸借及び保守・サポート業務
委託に係るプロポーザルを実施するので、公告します。

平成 3 0 年 4 月 9 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

三重短期大学学務等電算処理システム機器等賃貸借及
び保守・サポート業務に係るプロポーザル実施要領

平成 30 年 4 月

津 市

三重短期大学学務等電算処理システム機器等賃貸借及び保守・サポート業務に係るプロポーザル実施要領

1 趣旨

三重短期大学においては、平成30年度12月から学内の内部情報系基盤となる電算処理システムの更新を行うこととしている。当該システムの更新の目的は以下のとおりである。

ア ICTを活用し、より質の高い事務処理を行い、効率化を図る。

イ 入試管理及び学務管理システムの更新に加えて、就職管理及び学納金管理の電算化（以下、学務等電算処理システムという。）を行う。

ウ 業務の効率性を損なうことなく、学務等電算処理システムのセキュリティを確保、向上させる。

エ サーバ等のインフラ機能の対障害性を向上させ、学務等電算処理システムの信頼性や可用性を担保する。

これらの目的に資する学務等電算処理システムの更新、運用業務等を行うに当たっては、業務に支障をきたすことのないよう、安全かつ確実な稼働を優先しつつ、職員の負担を軽減し、民間の専門的知識とノウハウを活用し優れた提案を、公募型企画提案（プロポーザル）方式により決定する。

2 業務の概要

三重短期大学学務等電算処理システムを効率的かつ効果的に導入及び運営する中で、より質の高い費用対効果を継続的に実現するため、稼働実績のある既製ソフトウェアを活用した三重短期大学学務等電算処理システム機器等の賃貸借を行うとともに、同システムの安全かつ安定した稼働を確保するため、所要の保守・サポート業務の委託を行う。

(1) 業務等の内容（以下「本事業という。」）

ア 三重短期大学学務等電算処理システム機器等賃貸借

(イ) 三重短期大学学務等システムの設計

(イ) 既製ソフトウェアのカスタマイズ（津市仕様を反映）による開発

(ウ) 新システムへの在学生等データの移行

- (エ) 新システムの学内LAN構築
- (オ) 上記に係るシステム及び関連機器等賃貸借
- (カ) 導入時操作研修

イ 三重短期大学学務等電算処理システム保守・サポート業務

- (ア) 保守業務
- (イ) 点検業務
- (ウ) 運用サポート業務

(2) 履行期間

以下のとおりとします。

業務の内容	期日
三重短期大学学務等電算処理システム機器等賃貸借	2018年（平成30年）12月1日から 2023年11月30日まで （長期継続契約）
三重短期大学学務等電算処理システム保守・サポート業務	2018年（平成30年）12月1日から 2023年11月30日まで （長期継続契約）

(3) 履行要件

「三重短期大学学務等電算処理システム機器等賃貸借」「三重短期大学学務等電算処理システム保守・サポート業務」に係る契約をそれぞれ締結する。

なお、それぞれの契約は、地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約であり、月額（契約期間全期間を通じ一定の額）での契約とする。

(4) 提案上限額（消費税額を含まない金額※） 49,404千円
内訳 （単位:千円）

三重短期大学学務等電算処理システム機器等賃貸借
37,734千円

三重短期大学学務等電算処理システム保守・サポート業務
11,670千円

なお、この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

ただし、賃貸借及び業務委託ともに、上記提案上限額を超えてはなら

ない。提案上限額を超えた提案は無効とする。

また、提案上限額には、上記(1)ア及びイに係る経費、現行の学務等電算処理システムからのデータ変換作業の経費、三重短期大学における履修科目、受験区分、入試科目の設定経費を含む移行経費を含む、履行期間全体に係る金額とする。

※消費税額は別途、各業務の確定金額となる日の法律を適用し、請求金額は税込の金額（1円未満の端数は切り捨て）となる（年度途中で法律の改正があった場合は、その経過措置等を適用する）。

3 企画提案の概要

- (1) 名称 三重短期大学学務等電算処理システム機器等賃貸借及び保守・サポート業務
- (2) 提案書内容（以下の項目に従って作成すること。）

提案書記載項目

1. 提案コンセプト	
※本事業に関する提案の概要、本システムの目的の実現方法、地場企業の活用の考え方などを提案すること。	
1.	1. 提案の概要
1.	2. 本システムの目的の実現方法
1.	3. 地場企業活用の考え方
2. 本事業の実施体制	
※コンソーシアムの運営方針、実施体制分担などについて提案すること。 単独事業体の場合は、単独事業体としての運営方針、実施体制などについて提案すること。	
2.	1. コンソーシアム
2.	1. 1. コンソーシアムの理念
2.	1. 2. コンソーシアムの運営形態
2.	2. 本事業の実施体制
2.	2. 1. 責任者
2.	2. 2. 業務遂行体制
3. 三重短期大学学務等電算処理システム機器等賃貸借（提案システム及び機能）	
※今回更新するシステムに関して、システムの概要、ソフトウェアの特徴、ユーザインタフェース、機器構成及び安全対策などについて提案すること。 ※システム更新の進め方について提案すること。	

	3. 1. システムの概要
	3. 2. ソフトウェアの特徴及び主な機能
	3. 2. 1. パッケージの特徴（サンプル画面を含む）
	3. 2. 1. 1. 学務管理システム
	3. 2. 1. 2. 入試管理システム（入試採点及びセンター試験機能含む）
	3. 2. 1. 3. 学納金管理システム
	3. 2. 1. 4. 就職管理システム
	3. 2. 2. OMR機器との連携
	3. 3. 開発体制及び開発方針
	3. 3. 1. 本事業における開発体制
	3. 3. 2. 本事業における開発方針やその考え方
	3. 4. 機器構成等
	3. 4. 1. 機器構成・サーバ・周辺機器等
	3. 4. 2. 安全対策
	3. 4. 2. 1. 障害対策
	3. 4. 2. 2. 冗長構成
	3. 4. 3. 性能
	3. 5. 現行システムからの移行
	3. 5. 1. 移行方法
	3. 5. 2. 役割分担
	3. 5. 3. リスク・課題及び対応策
	3. 6. 導入時操作説明の実施方法
	3. 7. その他
	4. 三重短期大学学務等電算処理システム保守・サポート実施体制・サービス内容等について
	4. 1. 連絡体制
	4. 2. 保守サポート等
	4. 2. 1. サービス内容について
	4. 2. 1. 1. サービス時間
	4. 2. 1. 2. サービス仕様
	4. 2. 1. 2. 1. 保守業務（障害管理）
	4. 2. 1. 2. 2. 点検業務
	4. 2. 1. 2. 3. 運用サポート業務
	4. 2. 1. 2. 4. その他
	4. 2. 2. セキュリティ対策

5. 安全性、信頼性向上に向けた対策について		
※安全性、信頼性に関する対策（全般）について提案すること。		
	5. 1. 基本概念	
	5. 2. 個別対策	
		5. 2. 1. セキュリティ対策
		5. 2. 2. データ保護
		5. 2. 2. 1. 保護対象
		5. 2. 2. 2. バックアップ
6. 作業スケジュール		
※システム更新・移行・運用に係わるスケジュール全体を提案すること。		
	6. 1. 全体スケジュール	
	6. 2. システム更新フェーズ	
	6. 3. 移行フェーズ	
	6. 4. 運用フェーズ	
7. 費用		
※本事業全体の見積を「様式 5 見積シート」に記入すること。		
※提案の中で別途経費となる場合は必ずその旨明記すること。		
※ハードウェア、ソフトウェアの内訳一覧（サーバ等主要諸元を含む）を作成すること。		
8. システム導入実績について		
・本学と同規模もしくはそれ以上の規模（後述の「三重短期大学基礎数値一覧」参照）の大学で、公告日から起算し、過去 10 年以内における学務等電算処理システムの構築、及び運用実績を記載すること。 ・他社との共同構築、運用の場合は、プロジェクトにおける役割 ・構築・運用実績は、設置大学名、構築規模、端末台数、主な使用機器の概要、稼働年月 ・主要事例のシステム構成図（概要で可）、特徴		
9. その他		
※その他、追加提案があれば記載すること。		
	9. 1. 拡張性	
	9. 2. その他追加提案があれば記載すること	

※ 提案要求事項の詳細については、別添 1「三重短期大学学務等電算処理システムに係るソフトウェア及び関連機器の賃貸借 仕様書」、別添 2「三重短期大学学務等電算処理システム機器等賃貸借物品納入に係る

特記仕様書」、別添 3「三重短期大学学務等電算処理システムに係る保守サポート等 仕様書」を参照のこと。

(3) 事務局

〒514-0112 三重県津市一身田中野 157 番地
津市 三重短期大学事務局学生部（津市立三重短期大学構内）
TEL 059-232-2341
E-mail 232-2341@city.tsu.lg.jp

(4) 参加資格要件

本事業の企画提案に参加できる者は、以下の参加資格要件の全てを満たす津市に本店又は支店等を有する事業者（以下「単独事業体」という。）若しくは、地元事業者（津市に本店又は支店等を有する者）と他の事業者とのコンソーシアム方式※（以下「共同の事業体」という。）であり、代表となる事業者と代表となる事業者以外の事業者のいずれも以下の参加資格要件の全てを満たす共同の事業体であること。

ア 津市契約規則（平成 18 年津市規則第 40 号）第 7 条に規定する津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。登載されていない者にあつては、以下の書類を提出し確認を受けていること。

- (ア) 法人にあつては、履歴事項全部証明書（登記簿謄本）
- (イ) 商号登記をしている個人にあつては、履歴事項全部証明書（商号登記簿謄本）
- (ウ) 商号登記をしていない個人にあつては、身分証明書及び登記されていないことの証明書
- (エ) 印鑑（登録）証明書
- (オ) 津市の区域内に事業所を有する法人にあつては、市税に係る事業所の完納を証明する書類
- (カ) 津市の区域内に事業所を有する個人にあつては、市税に係る完納を証明する書類
- (キ) 法人にあつては、法人税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書
- (ク) 個人にあつては、所得税並びに消費税及び地方消費税の記載がある未納税額のない証明書

- イ 地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４に規定する一般競争入札の参加者の資格を有していること。
- ウ 津市建設工事等指名停止基準（平成２１年４月８日施行）による指名停止を受けている者でないこと。
- エ 自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していないこと。
- (ア) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - (イ) 暴力団員（同法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - (ウ) 暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者
 - (エ) 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用するなどしている者
 - (オ) 暴力団又は暴力団員に対して直接又は間接を問わず資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (カ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (キ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用するなどしている者
- オ 民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立て、会社法（平成１７年法律第８６号）に基づく清算の開始又は会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成１７年法律第８７号）第６４条の規定による改正前の商法（明治３２年法律第４８号）に基づく整理開始の申立て若しくは通告がなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の申立て又は会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされた者であっても再生計画又は更生計画が認可された者を除く。

カ 手形交換所から取引停止処分を受けている者でないこと。

◎三重短期大学基礎数値一覧

在学生数	約 8 0 0 名
うち 卒業予定者数	約 4 0 0 名
推薦入試志願者数	約 1 6 0 名
関連分野入試志願者数	約 1 0 名
一般入試志願者数	約 3 0 0 名
社会人特別選抜志願者数	約 2 0 名
大学入試センター試験利用選抜志願者数	約 1 9 0 名
うちⅠ期	約 1 2 0 名
Ⅱ期	約 7 0 名

※本企画提案におけるコンソーシアム方式とは、共同の事業体が契約の相手方となる最優先候補者となった場合、原則、本市と代表事業者のみが契約を行い、代表企業は共同の事業体を形成する各事業者と必要な契約等を行うこととする。

(5) 参加資格要件確認基準日

津市が参加表明書を受理した日から、提案事業者と賃貸借契約を締結するまでの間とする。

(6) 提出書類

ア 参加表明に関するもの

(ア) 提出書類

- ・参加表明書（様式 1-1）、宣誓書（様式 1-2）及び事業者概要等整理表（様式 2）（参加表明書と割印のこと。）

(イ) 提出期限 2018 年（平成 30 年）4 月 20 日（金曜日）午後 3 時まで（遅れた場合参加は認めない。）

(ロ) 提出部数 1 部

(エ) 提出先 事務局宛

(オ) 提出方法 上記提出先に持参または郵送すること。（期限内必着）

イ 企画提案に関するもの

(7) 提案書類

a 企画提案書（様式 3）

- ・提出部数 代表者印押印のもの 1 部、写し 5 部 計 6 部
なお、同提案書を PDF 形式としたものを CD-R でも提出すること（ただし、「別紙 1 機能実現証明書」については、Excel 形式により提出すること）。

- ・作成要領 提案書本文：50 ページ以内（A4 版横書き）。

提案書（様式 3 を除く）については、提案者名、社標など提案者が類推できる一切の表示を行わないこと。提案者名又は提案者が類推される表示が認められた場合には失格とするため、注意すること。

様式 8 の項目を対象に評価を実施するので、提案書の該当ページを様式 8 に記載し、提案書と一緒に提出すること。

なお、「別紙 1 機能実現証明書」の記載方法は以下のとおり。

(1) Fit&Gap 分析結果

① 「判定結果」

◎：標準機能で実現

○：パラメータ設定による機能実現

△：カスタマイズ、アドオン、EUC 等の追加開発による機能実現

×：対応不可（代替対応等）

② 「判定結果の前提・内容」

判定結果の前提条件がある場合は記載すること。

③ 「対応内容」

カスタマイズやアドオン開発、代替対応等の内容を記載すること。

(2) 追加開発

① 「種別」

「カスタマイズ」、「アドオン」、「EUC」などの追加開発の種別を記載すること。

② 「影響度」

追加開発の規模（人月レベルの工数）を記載すること。

(3)備考

必要に応じて、記載すること。

b 共同の事業体（コンソーシアム方式）概要書（様式 4-1、4-2）

- ・提出部数 代表者印押印のもの 1 部
- ・作成要領 共同の事業体の役割体制について記載すること。
共同の事業体構成事業者全てについて概要を記載すること。
※概要（事業者名・本社所在地・組織図・従業員数・事業内容・主な実績）

c 見積書

- ・提出部数 代表者印押印のもの 1 部（封入封緘押印のこと）
- ・作成要領 提案書記載の見積内容で作成したもの。
なお、月額（消費税及び地方消費税含まず）を、賃貸借契約と業務契約の内訳を明らかにしたうえで記載すること。

(イ) 提出期限

2018 年（平成 30 年）5 月 14 日（月曜日）午後 3 時まで（遅れた場合参加は認めない。）

(ロ) 提出先 事務局宛

(エ) 提出方法 上記提出先に持参または郵送すること。（期限内必着）

(7) 質問受付・回答

ア 質問受付期間

(ア) 日時

2018 年（平成 30 年）4 月 20 日（金曜日）午後 3 時まで

(イ) 受付方法 質問書（様式 6）を利用して作成し、電子メールにより提出すること。

E-Mail : 232-2341@city.tsu.lg.jp

イ 質問回答 回答は質問者を非公表として参加表明全者あてに 4 月 27 日（金曜日）までに一斉回答する。

また、回答に対する再質問は認めないため、質問内容は明確に記載すること。

- ※企画提案作成に関して、電話、口頭による照会には対応しない。
- ※提案書提出後に、津市より内容に関する照会をすることがある。
- ※プロポーザルに参加した者は、参加後において仕様書等への不明を理由として異議を申し立てることはできない。

(8) プロポーザル実施スケジュール（予定）

公告	2018 年（平成 30 年） 4 月 9 日（月）
実施要領等の配布	2018 年（平成 30 年） 4 月 9 日（月）から 4 月 20 日（金） 午後 3 時まで
参加表明書提出期限	2018 年（平成 30 年） 4 月 20 日（金） 午後 3 時まで
質問書の受付	2018 年（平成 30 年） 4 月 9 日（月）から 4 月 20 日（金） 午後 3 時まで
質問書の回答期限	2018 年（平成 30 年） 4 月 27 日（金）
提案書提出期限	2018 年（平成 30 年） 5 月 14 日（月） 午後 3 時まで
第 1 次審査（書面審査）	2018 年（平成 30 年） 5 月 16 日（水）
第 1 次審査結果通知	2018 年（平成 30 年） 5 月 18 日（金）
第 2 次審査（プレゼンテーション及び質疑応答）	2018 年（平成 30 年） 5 月 25 日（金）
審査結果通知	2018 年（平成 30 年） 5 月 28 日（月）以降速やかに

4 提案書の審査等に関する事項

(1) 提案の審査および評価方法

受注者選考に当たっては、三重短期大学学務等電算処理システム機器等賃貸借、保守・サポート業務プロポーザル方式審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、企画提案書の審査を行い、また、プレゼンテーションを受け、企画提案内容を公正かつ客観的に評価し、

最も優れた企画提案を行った者を契約の相手方となる最優先候補者（以下「最優先候補者」という。）として選考する。

評価基準は様式 8 の項目を対象とする評価による。

企画提案者が 1 者のみの場合であっても、第 1 次審査及び第 2 次審査を実施する。

また、企画提案に係る評価が審査委員会において定める一定水準に達しない場合は、最優先候補者として選定しないものとする。

(2) 第 1 次審査の実施について

第 1 次審査では、企画提案書記載内容の技術評価（書面審査）及び価格評価を行い、それら評価点の合計点の上位 3 者を第 1 次審査通過者として選定する。

(3) 第 2 次審査の実施について

企画提案書記載内容等について評価するためプレゼンテーションを下記の日時にて実施する。提案者当たり説明 20 分、質疑応答 30 分以内とする。ただし、提案書に不明点等のある場合には別途確認時間を設ける場合がある。

プレゼンテーションの参加人数は 10 名（説明員 4 名、補助者 6 名）までとする。

なお、プレゼンテーションには業務を受注した際、実際に業務を主として担当する者を出席させること。

開催日 2018 年（平成 30 年）5 月 25 日（金曜日）

午後 1 時 30 分から午後 5 時 00 分まで

場所 三重短期大学構内 管理棟 2 階 第 1 演習室

※プレゼンテーションの説明に必要な機材のうちプロジェクター及びスクリーンは津市において準備するが、その他必要とする機材については、企画提案者が手配すること。

※開催日、場所、説明時間に変更がある場合もあるので留意すること。

(4) 審査および評価結果の通知について

結果については、2018 年（平成 30 年）5 月 28 日（月曜日）以降

すみやかに提案全者（共同の事業体の代表事業者）に対し通知する。

(5) 最優先候補者

審査委員会にて選考された最優先候補者は、津市と仕様並びに価格等協議の上、津市の決定を受けることにより受注者となる。

ただし、最優先候補者と協議が整わない場合、津市は、最優先候補者に次いで高い評価点を得た提案者と協議を行うこととする。

(6) 受注者

受注者は、津市と契約を締結し、受託業務を実施する。

(7) 契約締結

契約手続は、津市契約規則に定めるところによる。

5 情報公開基準

対象		契約締結前	契約締結後
指名条件		○	
選定条件		○	
プロポーザル方式採用理由		○	
提案書類	提案者名	×	○
	企画提案書	×	○（注１）
	見積書	×	△（注２）
	その他提出書類	×	○（注１）
採点表（合計点）		○（注３）	○
採点表（各評価項目点）		×	
委員名簿		○（注４）	
選定結果			○

○：開示、△：一部開示、×：不開示

（注１） 企画提案書及びその他提出書類は、提案者の持つ独自のノウハウ等が含まれており、これを開示することにより当該提案者の競

争上の地位その他正当な利益を侵害するおそれがあるため、当該提案者の同意が得られる場合のみ開示とする。

(注 2) 「一部開示」とは、見積書における積算単価及び内訳以外のものを開示することをいう。

(注 3) 契約締結前であっても、候補者決定後は、採点表（合計点）を開示することができる。

(注 4) 委員名簿は、最優先候補者決定後、委員構成のみ開示とし、住所及び電話番号等の個人情報は不開示とする。

6 留意事項

(1) 企画提案書の作成・提出、プレゼンテーションの参加等の一切の経費は、企画提案者の負担とする。また提出書類は返却しない。

(2) 参加表明書の提出後、辞退する場合は、指定の様式（様式 7）を使用し、参加辞退届を 2018 年（平成 30 年）5 月 22 日（火曜日）午後 3 時までに事務局宛に提出すること。

(3) 企画提案書に記載した担当予定者を変更する場合は、事前に津市に届け出るものとする。ただし、その場合には従前の担当者と同等以上の技術を有することを示す書類等を添付すること。

(4) 契約した受注者が開発したプログラム及びその他の成果物について、著作権等の権利関係は以下の通りとする。

ア 本件のプログラムに関する著作権は、プログラムを開発した業者が所有するものとする。賃貸借契約により開発した範囲において、既製ソフトウェア及びカスタマイズ部分、新規開発部分について新たに改造が必要となった場合、津市と協議した上で対応することとする。

イ 開発業者が開発したプログラム及び成果物について、著作権者は著作者人格権を津市に対して行使をしてはならない。

ウ 成果物のうち、津市の資料等に基づいて作成した成果物の著作権については、津市が所有することとする。

(5) 企画提案者（共同の事業体における構成事業者を含む）は、一つの提案しか行うことができない。

(6) 企画提案に関する提出書類の変更、差し替えまたは再提出は認めない。

- (7) 参加に関して使用する言語は日本語、計量単位は計量法（平成 4 年法律第 51 号）に定めるもの、通貨は円、時刻は日本標準時とする。
- (8) 企画提案者は、5.情報公開基準に基づき提案内容を開示することを了解の上提案すること。
- (9) 企画提案者は、業務で得られた情報については正当な目的のみに使用することとし、第三者に開示、提供してはならない。
- (10) 次のいずれかに該当する企画提案は、無効とする。
- ア 実施要領等にした参加資格要件のない者が行った企画提案
 - イ 「参加表明書」に記載された者以外が行った企画提案
 - ウ 企画提案者の記名及び押印を欠く参加又は参加事項を明示しない企画提案
 - エ 参加表明書等に虚偽の記載をした者が行った企画提案
 - オ 2.業務の概要、(4) 提案上限額を超えた企画提案
 - カ その他実施要領等において示した条件等参加に関する条件に違反した企画提案
- (11) 本企画提案の仕様書をもとに契約書添付の仕様書を作成するが、津市の判断で最優先候補者の提案内容を盛り込むことがあるので、確実に提案者が実現できる範囲で記載すること。いくつかの方式を挙げた場合には、全て提案者が実現を約束したものとみなす。
- (12) 仕様書及び提案書に記載されている全ての作業に対し、いかなる場合においても津市に別途費用を請求することはできない。
- (13) 企画提案者は、事務局に事前連絡を行った上、必ず提案前に現地の確認を行い、確実に実現可能な提案を行うこととする。また、本企画提案に要したすべての費用について津市に請求することはできず、企画提案者の負担となることに留意すること。
- (14) 本企画提案に係る規程等は、下記 URL を参照すること。

http://www3.e-reikinet.jp/tsu/d1w_reiki/reiki.html

本件に関する連絡および照会先

三重短期大学 学生部

〒514-0112

三重県津市一身田中野 157 番地

TEL : 059-232-2341

FAX : 059-232-9647

E-Mail : 232-2341@city.tsu.lg.jp

津市公告第 5 4 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 5 5 年法律第 6 5 号）第 1 8 条第 1 項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 1 9 条の規定により公告します。

平成 3 0 年 4 月 1 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 5 5 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 3 0 年 4 月 1 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 抑留日 平成 3 0 年 4 月 6 日
- 2 抑留期間 平成 3 0 年 4 月 1 6 日まで

捕獲した場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
津市戸木町	柴	茶	雄	中	9 1 日 以上	首輪（黄色）

- 3 連絡先 津市環境部環境保全課
電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2
三重県津保健所 衛生指導課
電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 1 2

津市公告第 5 6 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 9 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 3 6 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 3 0 年 4 月 1 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 3 0 年 4 月 1 1 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市上浜町六丁目 1 8 6 番 3 ほか 4 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
奈良県宇陀市榛原高萩台 1 1 8 番地
一般社団法人クラシレント
代表理事 松井 孝雄

津市公告第 57 号

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可した開発行為に関する工事が完了しましたので、同法第 36 条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

平成 30 年 4 月 12 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 工事完了年月日
平成 30 年 4 月 11 日
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
津市久居西鷹跡町 551 番ほか 2 筆
- 3 許可を受けた者の住所及び氏名
伊勢市船江三丁目 3 番 16 号
株式会社伊勢志摩倶楽部
代表取締役 西尾 毅

津市上下水道事業公告第8号

津市水道局が執行する建設工事等に係る事後審査型条件付一般競争入札（以下「事後審査型入札」といいます。）に関する必要な事項について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「令」といいます。）第167条の6第1項及び津市契約規則（平成18年津市規則第40号。以下「規則」といいます。）第4条の規定により、次のとおり公告します。

なお、この公告は事後審査型入札を執行するに当たっての共通事項を示すものであり、個々の入札に付する事項及び入札参加資格等については、別に公告します。

平成30年4月12日

津市上下水道事業管理者 田 村 学

1 入札参加者に必要な資格要件

事後審査型入札に参加できる建設業者等は、次に掲げる要件を備えている者でなければなりません。

- (1) 令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項の許可（建設コンサルタント等にあつては、それぞれの業務に関し法令の定めるところによる登録）及び同法第27条の2第1項に規定する経営事項審査（建設コンサルタント等にあつては、上下水道事業管理者が別に定める審査）を受けており、かつ、その審査の基準日の前日までに営業年数が1年以上あること。
- (3) 津市競争入札参加資格者名簿に登載されていること。
- (4) 当該対象工事等の業種に応じた技術者を有していること。
- (5) 個別の案件ごとの公告（以下「個別公告」といいます。）から入札時までの期間において、津市から指名停止等を受けていないこと。
- (6) 手形交換所により取引停止処分を受ける等経営状態が著しく不健全でないこと。
- (7) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者（津市から再認定を受けた者を除きます。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始を申し立てた者若しくは決定を受けた者（津市から再認定を受けた者を除きま

す。)でないこと。

- (8) 建設業法その他の法令、規則等に違反していないこと。
- (9) 個別公告において示す参加資格要件を満たしていること。
- (10) その他上下水道事業管理者が事後審査型入札に係る参加業者として不適当であると認める者でないこと。

2 設計書及び設計図書の閲覧等

建設工事等に係る設計書及び設計図書については、個別公告で示す期間、水道局水道総務課等において閲覧に供するほか、当該公告で示す販売店において有償で頒布します。

3 入札参加方法等

- (1) 入札参加者は、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）を熟覧の上、入札しなければなりません。この場合において設計図書等に関する質問がある場合は、個別公告において示す参加資格要件を有する者に限って、期限日までに書面のみにより申し出ることができます。質問に対する回答は、津市ホームページに掲載するものとします。
- (2) 事後審査型入札においては、入札参加のために事前に申請手続きを行うことを要せず、この共通事項及び個別公告において示す参加に係る資格要件を満たす者は、当該公告において示す入札書提出期限までに入札書を提出することにより入札参加できるものとします。
- (3) 入札方法は郵便による入札とし、入札書及び積算内訳書（指定様式に限ります。）を指定された封筒に封入の上、一般書留又は簡易書留のいずれかの方法で郵送するものとし、水道総務課への持参は認めません。
- (4) 封筒は、水道局が配布する郵便入札専用の指定封筒等を使用すること。
- (5) 個別公告で示した入札書提出期限までに日本郵便株式会社津中央郵便局必着とします。
- (6) 宛先

〒514-8799

日本郵便株式会社津中央郵便局留 津市水道局水道総務課 宛

- (7) 入札回数は、1回とします。

4 入札書

- (1) 指定様式の入札書に、入札日（開札日）、入札者の住所（所在地）・商号（名称）・代表者氏名・印（入札参加資格審査申請時に提出した使用印鑑届に押印された印）、入札金額、工事名、工事場所及び落札可能件数を

鮮明に表示すること。また、入札金額はアラビア数字で、文字は楷書で記載すること。

- (2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 入札書は、指定した封筒等に入れ、開札日時、件名、差出人名を記入の上、3箇所の封印をすること。

5 積算内訳書

- (1) 入札書の入札金額に対応した積算内訳書を必ず提出すること。
- (2) 積算内訳書の合計金額は、必ず入札書の入札金額と同額とすること。
- (3) 積算内訳書は、入札書を提出（郵送）する際に必ず同封すること。
- (4) 積算内訳書の審査を行った結果、不明な点があるときは、さらに詳しい積算明細書等の資料提出及び積算根拠の説明を求めることがあります。

6 開札の立会い

開札の立会人を、入札参加者の中から選定します。ただし、選定された立会人が立ち会わないときは、入札事務に関係のない職員に立ち会わせ、開札することができます。

7 開札及び落札候補者の決定

- (1) 開札は、個別公告において示す日時及び場所において行うものとします。
- (2) 開札の結果、予定価格の範囲内で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、最低価格で入札した者を落札候補者とし、当該落札候補者の入札参加資格の審査のため落札決定を保留し、開札を終了するものとします。
- (3) (2)の落札候補者となるべき者が複数ある場合は、開札立会人によるくじ引きにより、当該複数入札者の落札候補順位を決定します。

8 無効の入札

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1) 競争入札に参加する資格のない者が入札をしたとき。
- (2) 入札者が同一事項の入札に対し2以上の入札をしたとき。
- (3) 入札者又はその代理人が他人の入札の代理をしたとき。

- (4) 入札に際して連合等の不正行為があったとき。
- (5) 入札者の記名押印のないとき。
- (6) 入札金額を訂正しているとき。
- (7) 入札書の日付がない又は個別公告の日から開札日までの期間内の日付と
なっていないとき。
- (8) 入札書の記載事項が確認できないとき。
- (9) 入札書に指定された事項が記載されていないとき。
- (10) 入札保証金の納付がないとき、又は額が不足するとき。
- (11) 開札前において入札参加資格要件を満たさないことが明らかな者が入札
をしたとき。
- (12) 指定された郵送方法以外の方法で入札書を郵送したとき。
- (13) 入札書が提出期限を過ぎて到着したとき。
- (14) 水道局が配布する郵便入札専用の指定封筒等以外の封筒で入札書を郵送
したとき。
- (15) 指定封筒等に指定された事項が記載されていないとき。
- (16) 指定封筒等に記載された件名と同封された入札書の件名が異なるとき。
- (17) 積算内訳書が同封されていないとき。
- (18) 入札書に記載された金額と積算内訳書に記載された金額が異なるとき。
- (19) 落札候補者となった件数が落札可能件数に達した以後に当該落札候補者
が入札をしたとき。
- (20) 開札後に入札参加資格の審査を行った結果、入札参加資格要件を満たさ
ないことが分かったとき。
- (21) 意思表示が民法上無効とされる入札をしたとき。
- (22) その他あらかじめ指示した事項に違反したとき。

9 落札可能件数の変更

入札書投函以降、落札可能件数に変更が生じた場合は、「落札可能件数変更届」を提出すること。

10 入札書の書き換え等の禁止

一度提出した入札書を書き換え、引き換え、又は撤回することはできません。

11 入札参加資格確認資料の提出

落札候補者となった者は、事後審査型条件付一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」といいます。）及び次に掲げる確認資料を水道総

務課へ提出するものとします。

(1) 建設工事の場合

- ア 建設業許可証明書等の写し（支店等業者にあつては、支店等が対象業種の建設業許可を有することを証明する書類）
- イ 配置予定の主任（監理）技術者及び現場代理人等との雇用関係を確認するための書類（雇用保険、社会保険被保険者証等の写し）
- ウ 配置予定の主任（監理）技術者の資格者証の写し（実務経験の場合は、実務経験経歴書）
- エ 専任技術者証明書の写し（建設業許可申請時に必要な営業所の専任技術者調書の写し）
- オ 同種工事の施工実績届出書
- カ その他入札参加資格を確認するために個別公告で示した資料

(2) 建設コンサルタント等の場合

- ア 建設コンサルタント等に係る登録を証明する書類
- イ 当該業種における直近決算の営業収入金額が確認できる書類
- ウ 配置予定技術者との雇用関係を確認するための書類（雇用保険、社会保険被保険者証等の写し）
- エ 配置予定技術者の資格証の写し等
- オ 同種業務の履行実績届出書
- カ その他入札参加資格を確認するために個別公告で示した資料

(3) 落札候補者は、提出を求められた日の翌日から起算して2日以内に確認申請書及び確認資料を提出しなければなりません。

(4) 落札候補者が提出期限内に確認申請書及び確認資料を提出しない場合、当該落札候補者は入札参加資格要件を満たしていないものとみなします。

12 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等に抵触する行為を行ってはなりません。
- (2) 入札参加者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札参加者と入札価格又は入札参加意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を決定しなければなりません。
- (3) 入札参加者は、開札の前に、他の入札参加者に対して入札価格を意図的に開示してはなりません。

13 落札者の決定

- (1) 落札候補者から提出された確認申請書及び確認資料を審査した結果、入札参加資格要件を満たしていることを確認したときは、当該落札候補者を落札者と決定します。
- (2) (1)の審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認したときは、当該落札候補者のした入札を無効とし、次に低い価格をもって入札した者を新たに落札候補者とし、適格者が現れるまで順次審査を行うものとし、その過程において、同価格の入札をした者が複数ある場合は、別に指定する日時及び場所においてくじ引きを行い、落札候補者の順位を決定します。この場合において、くじ引きを代理人が行う場合は、委任状を提出しなければなりません。
- (3) 入札参加資格要件の審査の結果、落札候補者が入札参加資格要件を満たしていないことを確認したときは、事後審査型条件付一般競争入札参加資格審査結果通知書により通知するものとします。
- (4) (3)の通知を受けた者は、通知を受けた日の翌日から起算して2日以内に書面により決定理由について説明を求めることができます。
- (5) (4)の説明を求められたときは、説明を求められた日の翌日から起算して4日以内に回答書により回答するものとします。

14 入札保証金

入札の際に入札価格の100分の5以上の入札保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第15条第1項各号のいずれかに該当する場合及びあらかじめ個別公告においてその必要がないと認めた場合は、この限りではありません。

15 契約保証金

- (1) 契約の締結の際に契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければなりません。ただし、規則第27条第1項に規定する有価証券等又は金融機関等若しくは保証事業会社との保証委託契約の保証証書を提供することにより、契約保証金の納付に代えることができます。
- (2) 津市建設工事執行規則（平成18年津市規則第41号）第12条の規定に該当する場合は、契約保証金を免除します。

16 予定価格

予定価格は、個別公告において明らかにします。

17 最低制限価格

最低制限価格の設定については、個別公告において明らかにします。

18 入札の中止等

- (1) 事後審査型入札への参加に係る業者等が不正の利益を得るために連合し、又は不穏な行動をなす等公正な入札の執行を確保することができないと認めるときは、当該事後審査型入札を延期、中止等の措置をとることがあります。
- (2) 天災その他やむを得ない事由により入札（開札）を行うことができないと認めるときは、入札（開札）を中止することがあります。
- (3) 入札の中止等に至った場合においても、見積りに係る費用、郵送に係る費用その他入札に係る一切の費用は補償しません。

19 異議申立て等

入札をした者は、入札後において、設計図書等（設計図書、図面、仕様書、関係書類及び現場等）についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

20 期限の特例

この共通事項において示す期限については、津市の休日を定める条例（平成18年津市条例第14号）第3条の規定を準用します。

津市選挙管理委員会告示第27号

平成30年4月12日開催の津市選挙管理委員会において、地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第1項の規定による選挙の結果、次の者が委員長に就任したので、津市選挙管理委員会規程（平成18年津市選挙管理委員会告示第11号）第2条第3項の規定により告示する。

平成30年4月12日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

1 氏名
後藤 久

2 住所
津市白山町二本木814番地2

津市選挙管理委員会告示第28号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第187条第3項の規定により、次の者を津市選挙管理委員会委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときその職務を代理すべき者に指定したので、津市選挙管理委員会規程（平成18年津市選挙管理委員会告示第11号）第3条第2項の規定により告示する。

平成30年4月12日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

1 氏名

磯部 憲夫

2 住所

津市戸木町5515番地1

津市選挙管理委員会告示第29号

平成30年1月28日執行の津市議会議員選挙における各候補者の選挙運動に関する収支報告書の提出があったので、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第192条第1項の規定により、その要旨を別紙のとおり公表する。

平成30年4月12日

津市選挙管理委員会
委員長 後 藤 久

別紙のとおり

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	青木 秀晃	所属党派	自由民主党	期 間 12月 7日から 1月 31日まで 第1回分
出納責任者氏名	青木 秀晃			

収 入			支 出		円
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)			
森田印刷	印刷業	22,320 円	人件費		230,000
奥山 紳一郎	会社員	10,000	家屋費		0
高浜 和行	無職	10,000	選挙事務所費		0
尾崎 洋	会社員	10,000	集会会場費		0
山田 行雄	無職	10,000			
谷川 一男	無職	10,000	通信費		0
			交通費		0
			印刷費		507,960
			広告費		120,960
			文具費		0
			食糧費		19,000
			休泊費		0
			雑 費		0
その他の寄付	件				
その他の収入		446,320			
今 回 計		518,640	今 回 計		877,920
前 回 計			前 回 計		
総 計		518,640	総 計		877,920

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	359,280 円
報 告 書 受 理 年 月 日	平成 30 年 2 月 9 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	青山 昇武	所属党派	公明党	期 間 12月 22日から 2月 6日まで 第1回分
出納責任者氏名	松尾 比呂子			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
公明党三重第一総支部	政党	300,000 円	人件費	0
〃	〃	13,735	家屋費	311,200
			選挙事務所費	311,200
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	539,028
			広告費	201,548
			文具費	11,576
			食糧費	179,600
			宿泊費	22,680
			雑 費	34,256
その他の寄付	件			
その他の収入		550,000		
今 回 計		863,735	今 回 計	1,299,888
前 回 計			前 回 計	
総 計		863,735	総 計	1,299,888

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	485,028 円
報 告 書 受 理 年 月 日	平成 30 年 2 月 7 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	青山 昇武	所属党派	公明党	期 間 2月 20日から 2月 22日まで	第2回分
出納責任者氏名	松尾 比呂子				

収 入			支 出		円
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)	人件費		0
公明党三重第一総支部	政党	17,932 円	家屋費		0
			選挙事務所費		0
			集会会場費		0
			通信費		17,932
			交通費		0
			印刷費		0
			広告費		0
			文具費		0
			食糧費		0
			休泊費		0
			雑 費		0
その他の寄付	件				
その他の収入					
今 回 計		17,932	今 回 計		17,932
前 回 計		863,735	前 回 計		1,299,888
総 計		881,667	総 計		1,317,820

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	485,028 円
報 告 書 受 理 年 月 日	平成 30 年 2 月 22 日	第 2 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	安積 むつみ	所属党派	公明党	期 間 12月 22日から 1月 31日まで 第1回分
出納責任者氏名	藤川 やす子			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
公明党三重第一総支部	政党	550,000 円	人件費	0
〃	〃	550,000	家屋費	315,344
〃	〃	65,621	選挙事務所費	315,344
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	539,028
			広告費	330,716
			文具費	2,933
			食糧費	159,881
			休泊費	0
			雑 費	255,404
その他の寄付	件			
その他の収入				
今 回 計		1,165,621	今 回 計	1,603,306
前 回 計			前 回 計	
総 計		1,165,621	総 計	1,603,306

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	485,028 円
報 告 書 受 理 年 月 日	平成 30 年 2 月 9 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	安積 むつみ	所属党派	公明党	期 間 3月 1日から 3月 7日まで	第2回分
出納責任者氏名	藤川 やす子				

収 入			支 出		
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)			円
公明党三重第一総支部	政党	56,650 円	人件費		0
			家屋費		0
			選挙事務所費		0
			集会会場費		0
			通信費		42,523
			交通費		0
			印刷費		0
			広告費		0
			文具費		0
			食糧費		0
			休泊費		0
			雑 費		14,127
その他の寄付	件				
その他の収入	件				
今 回 計		56,650	今 回 計		56,650
前 回 計		1,165,621	前 回 計		1,603,306
総 計		1,222,271	総 計		1,659,956

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	485,028 円
報告書受理年月日	平成 30 年 3 月 8 日	第 2 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5, 608, 700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	伊藤 康雄	所属党派	無所属	期 間 11月 7日から 2月 12日まで 第1回分
出納責任者氏名	伊藤 康雄			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
佐脇 亮	農業	10,000 円	人件費	210,000
田村 市郎	農業	10,000	家屋費	1,134,245
紀平 宗男	農業	10,000	選挙事務所費	1,089,245
吉澤 忠雄	自営業	10,000	集会会場費	45,000
			通信費	62,385
			交通費	0
			印刷費	587,972
			広告費	100,000
			文具費	10,043
			食糧費	174,352
			休泊費	0
			雑 費	16,326
その他の寄付	5 件	19,000		
その他の収入		1,663,471		
今 回 計		1,722,471	今 回 計	2,295,323
前 回 計			前 回 計	
総 計		1,722,471	総 計	2,295,323

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	572,852 円
報告書受理年月日	平成 30 年 2 月 12 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5, 608, 700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岩脇 圭一	所属党派	無所属	期 間 1月 21日から 1月 31日まで 第1回分
出納責任者氏名	岩脇 圭一			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
渋谷 渉	学校職員	130,000 円	人件費	105,000
民進党三重県支部連合会	政党	50,000	家屋費	90,000
岡山 楠生	無職	50,000	選挙事務所費	90,000
森 愛	都議会議員	10,000	集会会場費	0
池田 まり	市議会議員	10,000		
江原 くみ子	県議会議員	10,000	通信費	0
本多 平直	衆議院議員	10,000		
川村 君代	無職	50,000	交通費	0
青木 研輔	団体職員	70,000		
			印刷費	519,000
			広告費	22,680
			文具費	0
			食糧費	66,450
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄付	件			
その他の収入				
今 回 計		390,000	今 回 計	803,130
前 回 計			前 回 計	
総 計		390,000	総 計	803,130

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	431,635 円
報告書受理年月日	平成 30 年 2 月 12 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岩脇 圭一	所属党派	無所属	期 間	3月 9日から 3月 9日まで	第2回分
出納責任者氏名	岩脇 圭一					

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
			人件費	0
			家屋費	52,800
			選挙事務所費	37,800
			集会会場費	15,000
			通信費	52,933
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	26,547
その他の寄付	件			
その他の収入		113,775		
今 回 計		113,775	今 回 計	132,280
前 回 計		390,000	前 回 計	803,130
総 計		503,775	総 計	935,410

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	431,635 円
報告書受理年月日	平成 30 年 3 月 16 日	第 2 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	宇陀 照良	所属党派	民進党	期 間 8月 26日から 2月 7日まで 第1回分
出納責任者氏名	宇陀 和子			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
民進党三重県総支部連合会	政党	200,000 円	人件費	540,000
中出 佳宏	自営業(不動産業)	100,000	家屋費	574,262
倉田 賢治	会社員	10,000	選挙事務所費	574,262
北角 知	会社員	10,000	集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	588,000
			広告費	503,356
			文具費	0
			食糧費	104,190
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄付	1 件	5,000		
その他の収入		1,984,808		
今 回 計		2,309,808	今 回 計	2,309,808
前 回 計			前 回 計	
総 計		2,309,808	総 計	2,309,808

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	489,020 円
報告書受理年月日	平成 30 年 2 月 9 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	大野 寛	所属党派	無所属	期 間 11月 15日から 2月 7日まで 第1回分
出納責任者氏名	瀬田 眞一			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)	円	
中山 憲一	無職	70,000	人件費	610,000
山下 典子	無職	70,000	家屋費	154,320
笹井 新子	無職	70,000	選挙事務所費	154,320
臼井 みゆき	会社員	70,000	集会会場費	0
北尾 紗織	無職	70,000		
飯田 善久	無職	20,000	通信費	116,764
岩高 敏一	無職	20,000		
臼井 久司	無職	20,000	交通費	0
光太 功	無職	30,000		
小林 守	無職	30,000	印刷費	672,839
前田 恵二	会社員	30,000		
宮口 昌久	会社員	30,000	広告費	0
柴山 義美	会社員	20,000		
三高 久司	会社員	20,000	文具費	66,700
北川 重	無職	20,000		
三宅 信一	無職	20,000	食糧費	271,600
			休泊費	0
			雑 費	9,700
その他の寄付 件				
その他の収入		1,000,000		
今 回 計		1,610,000	今 回 計	1,901,923
前 回 計			前 回 計	
総 計		1,610,000	総 計	1,901,923

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	447,303 円
報 告 書 受 理 年 月 日	平成 30 年 2 月 8 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岡 幸男	所属党派	無所属	期 間	1月 9日から 2月 2日まで	第1回分
出納責任者氏名	岡 幸男					

収 入			支 出		
主たる寄付					円
(氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)	人件費		195,000
滝本 かおり	無職	21,000 円	家屋費		26,032
河村 ツタ子	無職	10,000	選挙事務所費		0
岡 達	自営業	100,000	集会会場費		26,032
岡 亮太	会社員	10,000			
岡 祐臣	競艇選手	10,000	通信費		0
志賀 恵司	会社員	10,000			
鈴木 光春	無職	10,000	交通費		0
阿部 幸夫	会社員	10,000			
			印刷費		494,640
			広告費		0
			文具費		0
			食糧費		0
			休泊費		0
			雑 費		2,451
その他の寄付	3 件	8,000			
その他の収入		500,000			
今 回 計		689,000	今 回 計		718,123
前 回 計			前 回 計		
総 計		689,000	総 計		718,123

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	342,215 円
報告書受理年月日	平成 30 年 2 月 9 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5, 608, 700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岡 幸男	所属党派	無所属	期 間	2月 22日から 2月 22日まで	第2回分
出納責任者氏名	岡 幸男					

収 入			支 出		円
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)	人件費		0
			家屋費		0
			選挙事務所費		0
			集会会場費		0
			通信費		26,376
			交通費		0
			印刷費		0
			広告費		0
			文具費		0
			食糧費		0
			休泊費		0
			雑 費		0

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	342,215 円
報告書受理年月日	平成 30 年 2 月 23 日	第 2 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岡 幸男	所属党派	無所属	期 間	3月 14日から 3月 17日まで	第3回分
出納責任者氏名	岡 幸男					

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
			人件費	0
			家屋費	30,000
			選挙事務所費	30,000
			集会会場費	0
			通信費	5,970
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	342,215 円
報 告 書 受 理 年 月 日	平成 30 年 3 月 19 日	第 3 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岡村 武	所属党派	自由民主党	期 間	1月 8日から 2月 1日まで	第1回分
出納責任者氏名	飯田 清明					

収 入			支 出		円
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)			
自由民主党三重県第一選挙区支部	政党	100,000 円	人件費		20,000
吉田 康久	会社員	10,000	家屋費		16,500
中島 信郎	自営業(飲食店経営)	10,000	選挙事務所費		0
			集会会場費		16,500
			通信費		0
			交通費		0
			印刷費		389,220
			広告費		130,000
			文具費		0
			食糧費		235,000
			休泊費		0
			雑 費		0
その他の寄付	件				
その他の収入		1,000,000			
今 回 計		1,120,000	今 回 計		790,720
前 回 計			前 回 計		
総 計		1,120,000	総 計		790,720

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	389,220 円
報告書受理年月日	平成 30 年 2 月 6 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	岡村 武	所属党派	自由民主党	期 間 3月 5日から 3月 5日まで 第2回分
出納責任者氏名	飯田 清明			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	68,235
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄付	件			
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	68,235
前 回 計		1,120,000	前 回 計	790,720
総 計		1,120,000	総 計	858,955

支 出 の うち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ポスターの作成	389,220 円
報 告 書 受 理 年 月 日	平成 30 年 3 月 12 日	第2回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	小野 欽市	所属党派	自由民主党	期 間 12月 20日から 1月 27日まで 第1回分
出納責任者氏名	東 和生			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
有限会社 小野仏壇店	仏具商	112,000 円	人件費	210,000
〃	〃	28,000	家屋費	154,700
			選挙事務所費	140,000
			集会会場費	14,700
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	439,120
			広告費	0
			文具費	7,151
			食糧費	59,144
			休泊費	0
			雑 費	600
その他の寄付	件			
その他の収入		1,000,000		
今 回 計		1,140,000	今 回 計	870,715
前 回 計			前 回 計	
総 計		1,140,000	総 計	870,715

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	439,120 円
報 告 書 受 理 年 月 日	平成 30 年 2 月 12 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	加藤 美江子	所属党派	公明党	期 間 12月 22日から 1月 29日まで 第1回分
出納責任者氏名	神田 雅公			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
		円	人件費	0
			家屋費	40,800
			選挙事務所費	40,800
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	600
			印刷費	539,028
			広告費	101,756
			文具費	22,638
			食糧費	145,616
			休泊費	18,900
			雑 費	33,199
その他の寄付	件			
その他の収入		550,000		
今 回 計		550,000	今 回 計	902,537
前 回 計			前 回 計	
総 計		550,000	総 計	902,537

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	485,028 円
報告書受理年月日	平成 30 年 2 月 9 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	加藤 美江子	所属党派	公明党	期 間 2月 13日から 2月 15日まで 第2回分
出納責任者氏名	神田 雅公			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
公明党三重第一総支部	政党	15,981 円	人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	15,981
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄付	件			
その他の収入				
今 回 計		15,981	今 回 計	15,981
前 回 計		550,000	前 回 計	902,537
総 計		565,981	総 計	918,518

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	485,028 円
報告書受理年月日	平成 30 年 2 月 22 日	第 2 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5, 608, 700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	川口 和雄	所属党派	無所属	期 間 12月 26日から 2月 9日まで 第1回分
出納責任者氏名	川口 恵美子			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
自由民主党三重県第1選挙区支部 支部長 田村 憲久			人件費	630,000
飯田 宏	無職	50,000	家屋費	13,000
倉田 年治	無職	70,000	選挙事務所費	0
山下 喜成	無職	70,000	集会会場費	13,000
島上 良二	自営業	70,000		
伊藤 裕計	パート	40,000	通信費	10,224
国枝 政克	会社員	20,000		
飯田 和正	会社員	30,000	交通費	0
田守 梨恵	無職	40,000		
竹岡 菜美	無職	30,000	印刷費	521,760
櫻井 吉宗	パート	20,000		
近藤 義弘	自営業	20,000	広告費	55,080
田中 稔	無職	30,000		
近藤 成美	無職	30,000	文具費	1,144
桜井 しず江	無職	20,000		
大野 弘	無職	20,000	食糧費	61,662
青木 康昭	無職	30,000		
中村 光雄	無職	20,000	宿泊費	0
島上 和子	無職	20,000	雑 費	112,650
その他の寄付 件				
その他の収入		2,000,000		
今 回 計		2,730,000	今 回 計	1,405,520
前 回 計			前 回 計	
総 計		2,730,000	総 計	1,405,520

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	419,160 円
報 告 書 受 理 年 月 日	平成 30 年 2 月 10 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5, 608, 700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	川口 円	所属党派	無所属	期 間 12月 6日から 2月 6日まで 第1回分
出納責任者氏名	米川 桂介			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
		円	人件費	180,000
			家屋費	258,750
			選挙事務所費	250,000
			集会会場費	8,750
			通信費	0
			交通費	37,152
			印刷費	553,890
			広告費	150,000
			文具費	0
			食糧費	22,000
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄付	件			
その他の収入		647,902		
今 回 計		647,902	今 回 計	1,201,792
前 回 計			前 回 計	
総 計		647,902	総 計	1,201,792

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	553,890 円
報告書受理年月日	平成 30 年 2 月 8 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	倉田 寛次	所属党派	無所属	期 間 11月 27日から 1月 27日まで 第1回分
出納責任者氏名	倉田 寛次			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
自由民主党三重県第一選挙支部	政党	100,000 円	人件費	980,000
安木 照子	自営業(飲食業)	10,000	家屋費	252,000
田川 忠男	無職	70,000	選挙事務所費	252,000
中野 幸一	〃	70,000	集会会場費	0
原田 稔生	〃	70,000		
中野 忠夫	〃	70,000	通信費	
佐野 幸男	〃	20,000		
日置 末男	〃	70,000	交通費	0
鏡 徹	〃	70,000		
鏡 二三夫	〃	70,000	印刷費	529,625
岸野 隆雄	〃	70,000		
日置 千津代	〃	70,000	広告費	0
谷村 みゆき	〃	70,000		
岡野 敦子	〃	30,000	文具費	0
岡野 文子	〃	10,000		
日置 孝典	〃	70,000	食糧費	168,000
前田 晋一	〃	30,000		
上岡 良也	〃	20,000	宿泊費	0
深田 一生	〃	30,000		
加藤 順	〃	20,000	雑 費	4,592
田中 義彦	〃	20,000		
岡野 正男	〃	10,000		
藤田 武士	〃	20,000		
その他の寄付 1 件			3,840	
その他の収入			600,000	
今 回 計			1,693,840	今 回 計 1,934,217
前 回 計				前 回 計
総 計			1,693,840	総 計 1,934,217

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	481,625 円
報告書受理年月日	平成 30 年 2 月 9 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5, 608, 700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	倉田 寛次	所属党派	無所属	期 間 2月 15日から 2月 15日まで	第2回分
出納責任者氏名	倉田 寛次				

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
			人件費	0
			家屋費	43,200
			選挙事務所費	43,200
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄付	件			
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	43,200
前 回 計		1,693,840	前 回 計	1,934,217
総 計		1,693,840	総 計	1,977,417

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	円
報告書受理年月日	平成 30 年 2 月 21 日	第 2 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	小林 貴虎	所属党派	自由民主党	期 間 12月 9日から 2月 12日まで 第1回分
出納責任者氏名	前 洋之			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
自由民主党三重県第一選挙区支部	政党	100,000 円	人件費	355,000
〃	〃	100,000	家屋費	5,000
落合 賢治	会社社長	300,000	選挙事務所費	0
千田 昌寛	自営業	40,000	集会会場費	5,000
前 洋之	自営業	70,000		
西村 英里子	無職	70,000	通信費	0
			交通費	0
			印刷費	572,852
			広告費	27,000
			文具費	9,325
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	14,264
その他の寄付	件			
その他の収入		303,441		
今 回 計		983,441	今 回 計	983,441
前 回 計			前 回 計	
総 計		983,441	総 計	983,441

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	572,852 円
報告書受理年月日	平成 30 年 2 月 12 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	坂井田 茂	所属党派	無所属	期 間 11月 6日から 第1回分 1月 29日まで
出納責任者氏名	坂井田 茂			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
		円	人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	533,982
			広告費	384,954
			文具費	0
			食糧費	1,964
			休泊費	0
			雑 費	71,035
その他の寄付	件			
その他の収入		1,200,000		
今 回 計		1,200,000	今 回 計	991,935
前 回 計			前 回 計	
総 計		1,200,000	総 計	991,935

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	428,142 円
報 告 書 受 理 年 月 日	平成 30 年 2 月 5 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5, 608, 700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	佐々木 俊夫	所属党派	無所属	期 間 11月 20日から 2月 12日まで 第1回分
出納責任者氏名	佐々木 俊夫			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
		円	人件費	94,000
			家屋費	150,240
			選挙事務所費	150,240
			集会会場費	0
			通信費	43,201
			交通費	0
			印刷費	540,360
			広告費	227,340
			文具費	22,615
			食糧費	47,913
			休泊費	0
			雑 費	47,395
その他の寄付	件			
その他の収入		1,300,000		
今 回 計		1,300,000	今 回 計	1,173,064
前 回 計			前 回 計	
総 計		1,300,000	総 計	1,173,064

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	359,280 円
報告書受理年月日	平成 30 年 2 月 9 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	佐々木 俊夫	所属党派	無所属	期 間 2月 13日から 2月 13日まで 第2回分
出納責任者氏名	佐々木 俊夫			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	22,320
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄付	件			
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	22,320
前 回 計		1,300,000	前 回 計	1,173,064
総 計		1,300,000	総 計	1,195,384

支 出 の うち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ポスターの作成	円
報 告 書 受 理 年 月 日	平成 30 年 2 月 13 日	第 2 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	佐藤 有毅	所属党派	無所属	期 間 9月 16日から 2月 7日まで 第1回分
出納責任者氏名	安達 哲也			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
民進党三重県総支部連合会	政党	100,000 円	人件費	525,000
アピール21	政治団体	100,000	家屋費	139,288
金森 正	無職	20,000	選挙事務所費	130,000
印南 昌彦	農業	10,000	集会会場費	9,288
栗原 武夫	無職	10,000		
安達 英子	無職	50,000	通信費	13,759
安達 哲也	会社員	50,000		
安達 千佳	会社員	14,400	交通費	0
佐藤 康平	無職	63,000		
佐藤 慶翼	会社員	14,400	印刷費	704,160
伊藤 佳昇	会社員	28,800		
田中 義則	会社員	116,000	広告費	37,800
			文具費	11,496
			食糧費	34,566
			休泊費	0
			雑 費	103,621
その他の寄付	5 件	31,400		
その他の収入		1,000,000		
今 回 計		1,608,000	今 回 計	1,569,690
前 回 計			前 回 計	
総 計		1,608,000	総 計	1,569,690

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	447,304 円
報告書受理年月日	平成 30 年 2 月 8 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5, 608, 700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	佐藤 有毅	所属党派	無所属	期 間	3月 12日から 3月 12日まで	第2回分
出納責任者氏名	安達 哲也					

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	3,111
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄付	件			
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	3,111
前 回 計		1,608,000	前 回 計	1,569,690
総 計		1,608,000	総 計	1,572,801

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	447,304 円
報 告 書 受 理 年 月 日	平成 30 年 3 月 13 日	第 2 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5, 608, 700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	杉谷 育生	所属党派	無所属	期 間 12月 19日から 1月 28日まで 第1回分
出納責任者氏名	杉谷 みち子			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
松村 重久	無職	42,000 円	人件費	497,000
坂口 英一	無職	42,000	家屋費	0
坂口 ますみ	無職	42,000	選挙事務所費	0
井川 富美子	無職	42,000	集会会場費	0
青木 青子	無職	42,000		
坂本 洋賀	無職	42,000	通信費	0
			交通費	0
			印刷費	645,615
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	7,253
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄付	件			
その他の収入		1,000,000		
今 回 計		1,252,000	今 回 計	1,149,868
前 回 計			前 回 計	
総 計		1,252,000	総 計	1,149,868

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	561,375 円
報告書受理年月日	平成 30 年 2 月 9 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	滝 勝弘	所属党派	日本共産党	期 間 11月 29日から 2月 12日まで 第1回分
出納責任者氏名	豊田 光治			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
日本共産党三重県中部地区委員会	政党	200,000 円	人件費	0
〃	〃	150,000	家屋費	150,000
〃	〃	50,000	選挙事務所費	150,000
〃	〃	78,305	集会会場費	
〃	〃	11,259		
〃	〃	14,460	通信費	21,900
〃	〃	21,900		
			交通費	0
			印刷費	572,670
			広告費	64,800
			文具費	0
			食糧費	36,200
			休泊費	0
			雑 費	4,455
その他の寄付	1 件	4,455		
その他の収入				
今 回 計		530,379	今 回 計	850,025
前 回 計			前 回 計	
総 計		530,379	総 計	850,025

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	366,465 円
報告書受理年月日	平成 30 年 2 月 12 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	滝 勝弘	所属党派	日本共産党	期 間	2月 20日から 2月 20日まで	第2回分
出納責任者氏名	豊田 光治					

収 入			支 出		
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)			円
日本共産党三重県中部地区委員会	政党	15,967 円	人件費		0
			家屋費		0
			選挙事務所費		0
			集会会場費		
			通信費		0
			交通費		0
			印刷費		0
			広告費		0
			文具費		0
			食糧費		0
			休泊費		0
			雑 費		15,967
その他の寄付	件				
その他の収入					
今 回 計		15,967	今 回 計		15,967
前 回 計		530,379	前 回 計		850,025
総 計		546,346	総 計		865,992

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	366,465 円
報 告 書 受 理 年 月 日	平成 30 年 2 月 21 日	第2回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	竹下 幸智子	所属党派	日本共産党	期 間 12月 11日から 2月 12日まで 第1回分
出納責任者氏名	竹下 昌広			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
日本共産党中部地区委員会	政党	30,000 円	人件費	0
〃	〃	50,000	家屋費	61,477
〃	〃	23,389	選挙事務所費	61,477
〃	〃	50,000	集会会場費	0
〃	〃	34,133		
〃	〃	30,000	通信費	34,133
〃	〃	81,000		
〃	〃	30,000	交通費	0
			印刷費	412,620
			広告費	83,000
			文具費	0
			食糧費	10,720
			休泊費	0
			雑 費	6,486
その他の寄付	1 件	6,551		
その他の収入		0		
今 回 計		335,073	今 回 計	608,436
前 回 計			前 回 計	
総 計		335,073	総 計	608,436

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	366,465 円
報告書受理年月日	平成 30 年 2 月 12 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5, 608, 700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	田中 千福	所属党派	無所属	期 間 1月 4日から 1月 27日まで 第1回分
出納責任者氏名	若林 茂樹			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
中西 正博	会社員	24,000 円	人件費	112,000
田中 美穂	会社員	24,000	家屋費	178,200
谷口 平和	会社員	16,000	選挙事務所費	178,200
谷口 稲生	会社員	16,000	集会会場費	0
野田 喜代子	会社員	16,000	通信費	0
落合 ひろ子	会社員	16,000	交通費	0
自由民主党三重県第一選挙区支部長 田村 憲久	政党	100,000	印刷費	679,202
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	12,000
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄付	件			
その他の収入		1,050,000		
今 回 計		1,262,000	今 回 計	981,402
前 回 計			前 回 計	
総 計		1,262,000	総 計	981,402

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	572,852 円
報告書受理年月日	平成 30 年 2 月 7 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5, 608, 700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	田中 勝博	所属党派	無所属	期 間 11月 24日から 2月 5日まで 第1回分
出納責任者氏名	岡田 宏司			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
		円	人件費	405,000
			家屋費	76,615
			選挙事務所費	76,615
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	565,290
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	124,860
			休泊費	0
			雑 費	
その他の寄付	件			
その他の収入		1,200,000		
今 回 計		1,200,000	今 回 計	1,171,765
前 回 計			前 回 計	
総 計		1,200,000	総 計	1,171,765

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	494,010 円
報 告 書 受 理 年 月 日	平成 30 年 2 月 8 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	田村 宗博	所属党派	無所属	期 間 1月 5日から 2月 4日まで	第1回分
出納責任者氏名	青木 支乃				

収 入			支 出		
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)			円
自由民主党三重県第一選挙区支部支部長 田村 憲久		100,000 円	人件費		259,000
田村 宗博後援会		140,000	家屋費		153,500
			選挙事務所費		140,000
			集会会場費		13,500
			通信費		0
			交通費		0
			印刷費		510,000
			広告費		32,400
			文具費		0
			食糧費		3,700
			休泊費		0
			雑 費		0
その他の寄付	件				
その他の収入		1,000,000			
今 回 計		1,240,000	今 回 計		958,600
前 回 計			前 回 計		
総 計		1,240,000	総 計		958,600

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	424,150 円
報 告 書 受 理 年 月 日	平成 30 年 2 月 9 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5, 608, 700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	田矢 修介	所属党派	無所属	期 間 12月 23日から 2月 6日まで 第1回分
出納責任者氏名	三輪 清隆			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
稲畑 和則	印刷業	98,980 円	人件費	1,331,500
柊木 繁雄	無職	112,000	家屋費	314,340
加藤 信勝	無職	112,000	選挙事務所費	300,000
桑原 洋明	無職	112,000	集会会場費	14,340
田矢 守央	会社社長	112,000		
森川 和則	会社社長	112,000	通信費	0
山岡 幸樹	会社社長	112,000		
中根 徹	無職	40,000	交通費	0
大野 健二	無職	40,000		
粕谷 和巳	無職	40,000	印刷費	658,420
竹島 辰男	無職	40,000	広告費	169,090
			文具費	106,647
			食糧費	62,825
			休泊費	0
			雑 費	146,262
その他の寄付	1 件	9,933		
その他の収入		2,000,000		
今 回 計		2,940,913	今 回 計	2,789,084
前 回 計			前 回 計	
総 計		2,940,913	総 計	2,789,084

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	489,020 円
報告書受理年月日	平成 30 年 2 月 12 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	辻 美津子	所属党派	無所属	期 間 1月 21日から 1月 27日まで 第1回分
出納責任者氏名	内田 幸博			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
			人件費	515,000
			家屋費	9,256
			選挙事務所費	0
			集会会場費	9,256
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	805,052
			広告費	0
			文具費	1,283
			食糧費	33,107
			休泊費	0
			雑 費	25,836
その他の寄付	件			
その他の収入		1,500,000		
今 回 計		1,500,000	今 回 計	1,389,534
前 回 計			前 回 計	
総 計		1,500,000	総 計	1,389,534

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	572,852 円

報 告 書 受 理 年 月 日	平成 30 年 2 月 10 日	第 1 回 報 告 分
-----------------	------------------	-------------

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	西山 実江	所属党派	無所属	期 間 9月 20日から 2月 7日まで 第1回分
出納責任者氏名	青木 沙織			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
岡島 誠	会社社長	18,000 円	人件費	445,000
〃	〃	18,000	家屋費	306,000
〃	〃	35,000	選挙事務所費	306,000
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	571,140
			広告費	35,000
			文具費	972
			食糧費	41,998
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄付	件			
その他の収入		1,500,000		
今 回 計		1,571,000	今 回 計	1,400,110
前 回 計			前 回 計	
総 計		1,571,000	総 計	1,400,110

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	422,154 円
報 告 書 受 理 年 月 日	平成 30 年 2 月 8 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	長谷川 植	所属党派	幸福実現党	期間	12月13日から 2月7日まで	第1回分
出納責任者氏名	西 優子					

収 入			支 出		円
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)			
長谷川 植 後援会	政治団体	170,831 円	人件費		0
〃	〃	50,000	家屋費		200,000
〃	〃	400,000	選挙事務所費		200,000
〃	〃	50,000	集会会場費		0
〃	〃	29,169			
幸福実現党 三重県本部	〃	100,000	通信費		3,120
			交通費		0
			印刷費		0
			広告費		350,374
			文具費		0
			食糧費		1,260
			休泊費		0
			雑 費		24,635
その他の寄付	1 件	125			
その他の収入					
今 回 計		800,125	今 回 計		579,389
前 回 計			前 回 計		
総 計		800,125	総 計		579,389

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	178,921 円
報告書受理年月日	平成 30 年 2 月 12 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	長谷川 植	所属党派	幸福実現党	期 間	2月 27日から 2月 28日まで	第2回分
出納責任者氏名	西 優子					

収 入			支 出		
主たる寄付	(氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
幸福実現党 三重県本部	政治団体		100,000	人件費	0
長谷川 植 後援会	"		100,000	家屋費	0
				選挙事務所費	0
				集会会場費	0
				通信費	0
				交通費	0
				印刷費	93,914
				広告費	86,713
				文具費	0
				食糧費	0
				休泊費	0
				雑 費	31,026
その他の寄付	2 件		29,298		
その他の収入					
今 回 計			229,298	今 回 計	211,653
前 回 計			800,125	前 回 計	579,389
総 計			1,029,423	総 計	791,042

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	178,921 円
報告書受理年月日	平成 30 年 3 月 5 日	第2回 報告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5, 608, 700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	長谷川 植	所属党派	幸福実現党	期 間	3月 29日から 3月 29日まで	第3回分
出納責任者氏名	西 優子					

収 入			支 出		円
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)	人件費		0
		0 円	家屋費		0
			選挙事務所費		0
			集会会場費		0
			通信費		12,960
			交通費		0
			印刷費		0
			広告費		0
			文具費		0
			食糧費		0
			休泊費		0
			雑 費		432
その他の寄付	件				
その他の収入					
今 回 計		0	今 回 計		13,392
前 回 計		1,029,423	前 回 計		791,042
総 計		1,029,423	総 計		804,434

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	178,921 円
報 告 書 受 理 年 月 日	平成 30 年 4 月 4 日	第 3 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	長谷川 正	所属党派	無所属	期 間 1月 5日から 1月 26日まで 第1回分
出納責任者氏名	長谷川 正			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
		円	人件費	0
			家屋費	27,000
			選挙事務所費	27,000
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	553,890
			広告費	379,554
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄付	件			
その他の収入		1,000,000		
今 回 計		1,000,000	今 回 計	960,444
前 回 計			前 回 計	
総 計		1,000,000	総 計	960,444

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	553,890 円
報 告 書 受 理 年 月 日	平成 30 年 2 月 9 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	長谷川 正	所属党派	無所属	期 間 2月 13日から 2月 13日まで 第2回分
出納責任者氏名	長谷川 正			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)	円	円
			人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	2,799
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	3,017
その他の寄付	件			
その他の収入				
今 回 計		0	今 回 計	5,816
前 回 計		1,000,000	前 回 計	960,444
総 計		1,000,000	総 計	966,260

支 出 の うち 公 費 負 担 相 当 額	項 目	金 額
	ポスターの作成	553,890 円
報 告 書 受 理 年 月 日	平成 30 年 2 月 13 日	第 2 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	長谷川 幸子	所属党派	日本共産党	期 間 11月 29日から 1月 31日まで 第1回分
出納責任者氏名	鈴木 浩			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
日本共産党中部地区委員会	政党	110,800 円	人件費	0
〃	〃	12,130	家屋費	110,800
百上 宜明	会社員	35,000	選挙事務所費	110,800
日本共産党中部地区委員会	政党	75,530	集会会場費	0
〃	〃	14,159		
			通信費	24,448
			交通費	0
			印刷費	344,121
			広告費	78,200
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	12,912
その他の寄付	2 件	10,289		
その他の収入		0		
今 回 計		257,908	今 回 計	570,481
前 回 計			前 回 計	
総 計		257,908	総 計	570,481

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	312,573 円
報告書受理年月日	平成 30 年 2 月 12 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙

2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	長谷川 幸子	所属党派	日本共産党	期間	2月23日から 2月26日まで	第2回分
出納責任者氏名	鈴木 浩					

収 入			支 出		円
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)	人件費		0
日本共産党中部地区委員会	政党	24,271 円	家屋費		0
〃	〃	34,299	選挙事務所費		0
			集会会場費		0
			通信費		62,236
			交通費		0
			印刷費		0
			広告費		0
			文具費		0
			食糧費		0
			休泊費		0
			雑 費		6,575
その他の寄付	2 件				
その他の収入		10,241			
今 回 計		68,811	今 回 計		68,811
前 回 計		257,908	前 回 計		570,481
総 計		326,719	総 計		639,292

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	312,573 円
報告書受理年月日	平成 30 年 2 月 26 日	第2回 報告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5, 608, 700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	八太 正年	所属党派	自由民主党	期 間 10月 30日から 1月 27日まで 第1回分
出納責任者氏名	御子 倭也			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
自由民主党三重県第一選挙区支部長 田村 憲久		100,000 円	人件費	469,000
〃		100,000	家屋費	0
			選挙事務所費	
			集会会場費	
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	668,521
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	207,580
			休泊費	0
			雑 費	39,899
その他の寄付	件			
その他の収入		1,147,434		
今 回 計		1,347,434	今 回 計	1,385,000
前 回 計			前 回 計	
総 計		1,347,434	総 計	1,385,000

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	441,915 円
報 告 書 受 理 年 月 日	平成 30 年 2 月 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	福田 慶一	所属党派	無所属	期 間 11月 19日から 2月 11日まで 第1回分
出納責任者氏名	福田 慶一			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
福田 文子	会社役員	50,000 円	人件費	560,000
伊藤 昌行	無職	70,000	家屋費	199,174
伊藤 けい子	無職	70,000	選挙事務所費	199,174
伊藤 征一	無職	20,000	集会会場費	0
自民党三重県支部 支部長 田村 憲久	政党	100,000		
神田 伸一	無職	10,000	通信費	7,951
芝山 速人	会社員	90,000		
			交通費	0
			印刷費	568,860
			広告費	233,400
			文具費	3,996
			食糧費	249,129
			休泊費	0
			雑 費	143,649
その他の寄付	件			
その他の収入		1,700,000		
今 回 計		2,110,000	今 回 計	1,966,159
前 回 計			前 回 計	
総 計		2,110,000	総 計	1,966,159

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	568,860 円
報 告 書 受 理 年 月 日	平成 30 年 2 月 12 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	藤田 義晃	所属党派	自由民主党	期 間 11月 8日から 1月 27日まで 第1回分
出納責任者氏名	藤田 義晃			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
自由民主党三重県支部連合会	政党	50,000 円	人件費	36,000
脇田 辰夫	自営業	15,000	家屋費	20,000
西村 敏博	自営業	10,000	選挙事務所費	20,000
東 秀人	会社員	126,000	集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	413,400
			広告費	131,437
			文具費	12,850
			食糧費	9,430
			休泊費	0
			雑 費	7,167
その他の寄付	12 件	32,000		
その他の収入		600,000		
今 回 計		833,000	今 回 計	630,284
前 回 計			前 回 計	
総 計		833,000	総 計	630,284

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	389,220 円
報告書受理年月日	平成 30 年 2 月 8 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	堀口 順也	所属党派	公明党	期 間 12月 21日から 1月 29日まで 第1回分
出納責任者氏名	増井 文子			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
公明党三重第一総支部	政党	100,000 円	人件費	0
〃	〃	56,105	家屋費	209,181
			選挙事務所費	206,181
			集会会場費	3,000
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	539,028
			広告費	220,756
			文具費	5,423
			食糧費	102,586
			休泊費	14,500
			雑 費	34,983
その他の寄付	件			
その他の収入		550,000		
今 回 計		706,105	今 回 計	1,126,457
前 回 計			前 回 計	
総 計		706,105	総 計	1,126,457

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	485,028 円
報 告 書 受 理 年 月 日	平成 30 年 2 月 7 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5, 608, 700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	堀口 順也	所属党派	公明党	期 間 2月 12日から 2月 14日まで 第2回分
出納責任者氏名	増井 文子			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
公明党三重第一総支部	政党	18,414 円	人件費	0
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	18,414
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄付	件			
その他の収入				
今 回 計		18,414	今 回 計	18,414
前 回 計		706,105	前 回 計	1,126,457
総 計		724,519	総 計	1,144,871

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	485,028 円
報告書受理年月日	平成 30 年 2 月 20 日	第 2 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5, 608, 700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	堀口 順也	所属党派	公明党	期 間 3月 6日から 3月 8日まで 第3回分
出納責任者氏名	増井 文子			

収 入			支 出		円
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)	人件費		0
公明党三重第一総支部	政党	16,649 円	家屋費		0
			選挙事務所費		0
			集会会場費		0
			通信費		16,649
			交通費		0
			印刷費		0
			広告費		0
			文具費		0
			食糧費		0
			休泊費		0
			雑 費		0
その他の寄付	件				
その他の収入					
今 回 計		16,649	今 回 計		16,649
前 回 計		724,519	前 回 計		1,144,871
総 計		741,168	総 計		1,161,520

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	485,028 円
報告書受理年月日	平成 30 年 3 月 8 日	第3回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	堀山 智子	所属党派	日本共産党	期 間 12月 11日から 2月 11日まで 第1回分
出納責任者氏名	堀山 清信			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
日本共産党中部地区委員会	政党	100,000 円	人件費	0
〃	〃	411,520	家屋費	128,267
〃	〃	13,980	選挙事務所費	128,267
〃	〃	17,843	集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	271,560
			広告費	91,800
			文具費	0
			食糧費	50,186
			休泊費	0
			雑 費	1,530
その他の寄付	件			
その他の収入				
今 回 計		543,343	今 回 計	543,343
前 回 計			前 回 計	
総 計		543,343	総 計	543,343

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	242,514 円
報告書受理年月日	平成 30 年 2 月 12 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	堀山 智子	所属党派	日本共産党	期 間 2月 18日から 2月 19日まで 第2回分
出納責任者氏名	堀山 清信			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
日本共産党中部地区委員会	政党	11,514 円	人件費	0
			家屋費	11,514
			選挙事務所費	11,514
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	0
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
			休泊費	0
			雑 費	0
その他の寄付	件			
その他の収入				
今 回 計		11,514	今 回 計	11,514
前 回 計		543,343	前 回 計	543,343
総 計		554,857	総 計	554,857

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	242,514 円
報 告 書 受 理 年 月 日	平成 30 年 2 月 26 日	第 2 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5, 608, 700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	村田 彰久	所属党派	自由民主党	期 間 5月 26日から 1月 31日まで 第1回分
出納責任者氏名	伊藤 雅志			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
自由民主党第1選挙区支部	政党	100,000 円	人件費	610,000
自由民主党津市支部	政党	50,000	家屋費	0
吉田 卓史	会社社長	30,000	選挙事務所費	0
中條 つゆ子	無職	500,000	集会会場費	0
自由民主党第一選挙区支部	政党	100,000		
西村 昭徳	会社社長	100,000	通信費	0
吉岡 祐司	会社員	30,000		
大西 徳松	会社社長	10,000	交通費	0
村田 幸子	無職	100,000		
中村 幸雄	無職	10,000	印刷費	520,520
村田 眞宏	公務員	200,000		
			広告費	0
			文具費	4,196
			食糧費	248,367
			休泊費	0
			雑 費	177,403
その他の寄付	件			
その他の収入		3,000,000		
今 回 計		4,230,000	今 回 計	1,560,486
前 回 計			前 回 計	
総 計		4,230,000	総 計	1,560,486

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	489,020 円
報告書受理年月日	平成 30 年 2 月 12 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	山崎 正行	所属党派	自由民主党	期 間 12月 9日から 2月 9日まで 第1回分
出納責任者氏名	竹内 博			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
自民党第1選挙区支部支部長田村 憲久	衆議院議員	100,000 円	人件費	76,000
〃	〃	100,000	家屋費	50,000
田岡 冨	学生	16,000	選挙事務所費	50,000
小津 まり子	パート	20,000	集会会場費	0
田岡 貴子	パート	40,000		
自民党一志町支部	政党	50,000	通信費	0
			交通費	0
			印刷費	369,260
			広告費	0
			文具費	17,885
			食糧費	246,807
			休泊費	0
			雑 費	8,822
その他の寄付	件			
その他の収入		199,514		
今 回 計		525,514	今 回 計	768,774
前 回 計			前 回 計	
総 計		525,514	総 計	768,774

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	369,260 円
報告書受理年月日	平成 30 年 2 月 9 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	吉田 博康	所属党派	無所属	期 間 12月 3日から 2月 8日まで 第1回分
出納責任者氏名	山本 ちず子			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
住みよい街づくり研究会		1,400,000 円	人件費	880,000
吉田博康後援会		45,500	家屋費	297,172
森本 真悟	会社員	20,000	選挙事務所費	45,500
金谷 慶一	会社員	20,000	集会会場費	251,672
川上 雄	会社員	20,000		
奥山 健	会社員	20,000	通信費	0
片岡 滋男	会社員	35,000		
村山 貴志	会社員	35,000	交通費	0
国枝 真理子	会社員	35,000		
山田 茂	会社員	35,000	印刷費	414,000
山口 恵司	会社員	35,000		
永田 訓	会社員	35,000	広告費	407,700
長井 洋	会社員	35,000		
坂口 伸幸	会社員	35,000	文具費	1,429
梅谷 誠	会社員	35,000		
池尻 亮輔	会社員	35,000	食糧費	219,553
池村 翔	会社員	35,000		
畑井 伸太	会社員	35,000	休泊費	46,400
中村 暁斗	会社員	20,000		
坂下 寛樹	会社員	20,000	雑 費	115,889
明日 勇樹	会社員	20,000		
上田 浩之	会社員	20,000		
鈴木 智子	会社員	10,000		
向井 克子	会社員	10,000		
その他の寄付	件			
その他の収入		600,000		
今 回 計		2,645,500	今 回 計	2,382,143
前 回 計			前 回 計	
総 計		2,645,500	総 計	2,382,143

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	179,640 円
報 告 書 受 理 年 月 日	平成 30 年 2 月 8 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5, 608, 700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	龍神 啓介	所属党派	無所属	期 間 12月 1日から 2月 9日まで 第1回分
出納責任者氏名	龍神 直美			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
田中 広二	会社社長	100,000 円	人件費	175,000
自由民主党三重県第一選挙区支部 支部長田村 憲久	政党	100,000	家屋費	209,140
有限会社 昭光堂	広告業	20,000	選挙事務所費	209,140
			集会会場費	0
			通信費	6,048
			交通費	0
			印刷費	547,010
			広告費	345,600
			文具費	692
			食糧費	39,200
			休泊費	0
			雑 費	37,210
その他の寄付	2 件	14,000		
その他の収入		700,000		
今 回 計		934,000	今 回 計	1,359,900
前 回 計			前 回 計	
総 計		934,000	総 計	1,359,900

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	449,100 円
報 告 書 受 理 年 月 日	平成 30 年 2 月 9 日	第 1 回 報 告 分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5, 608, 700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	龍神 啓介	所属党派	無所属	期 間	2月26日から 2月26日まで	第2回分
出納責任者氏名	龍神 直美					

収 入			支 出		円
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)			
		0 円	人件費	0	
			家屋費	1,026	
			選挙事務所費	1,026	
			集会会場費	0	
			通信費	0	
			交通費	0	
			印刷費	0	
			広告費	0	
			文具費	0	
			食糧費	0	
			休泊費	0	
			雑 費	0	

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	449,100 円
報告書受理年月日	平成 30 年 3 月 5 日	第2回 報告分

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 平成30年1月28日執行 津市議会議員選挙
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額(法定選挙運動費用額)

5,608,700円

3 報告書の要旨

候補者氏名	渡邊 晃一	所属党派	無所属	期 間 11月 3日から 2月 6日まで 第1回分
出納責任者氏名	長谷川 正明			

収 入			支 出	
主たる寄付 (氏名・団体名)	(職 業)	(寄付額)		円
自由民主党三重県第一選挙区支部	政党	100,000 円	人件費	330,000
中山 忠之	無職	40,000	家屋費	17,284
堀 由美子	無職	20,000	選挙事務所費	13,284
長谷川 真理子	無職	20,000	集会会場費	4,000
東 敏子	無職	20,000		
堀 美千代	無職	20,000	通信費	60,134
			交通費	0
			印刷費	502,200
			広告費	30,240
			文具費	13,392
			食糧費	219,800
			休泊費	0
			雑 費	51,615
その他の寄付	件			
その他の収入		1,500,000		
今 回 計		1,720,000	今 回 計	1,224,665
前 回 計			前 回 計	
総 計		1,720,000	総 計	1,224,665

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	ポスターの作成	464,070 円
報告書受理年月日	平成 30 年 2 月 6 日	第 1 回 報 告 分